

公示番号 共第1号 (もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 竜王山東の窪

(北緯34度11分30.628秒、東経134度25分28.434秒の点)

〃 C 犬もどり

〃 D 兵庫県淡路市江崎

点 イ BからA見通し線延長線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

〃 ハ 引田港小海川防波堤突端

〃 ニ 引田港防波堤1号突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	もずく漁業	3月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第2号（もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 漁場の区域 松島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	もずく漁業	3月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第3号 (もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市通念島地先

イ 漁場の区域 通念島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	もずく漁業	3月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第4号 (もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 漁場の区域 毛無島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	もずく漁業	3月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第5号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市鹿浦越崎地先

イ 点の位置

基点A 鹿浦越崎北端から東へ500メートルのところ

(北緯34度15分29.867秒、東経134度22分53.314秒の点)

〃 B 薦港北コンクリート整地跡北端

(北緯34度15分27.757秒、東経134度22分34.232秒の点)

〃 C 双子島の東島南端

〃 D 三本松港赤灯台

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

点 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 共第6号 (なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松西地先

イ 点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤基部

// B 一ツ島高頂

// C 不動明王 (東かがわ市松原、湊境界 不動堂)

// D 兵庫県男鹿島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

点 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cロ、Aイの2直線とCA間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

## 公示番号 共第7号 (あさり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀地先

イ 点の位置

基点A 女島高頂

〃 B 三本松港一文字防波堤灯台

〃 C 不動明王 (東かがわ市松原、湊境界 不動堂)

〃 D 兵庫県男鹿島高頂

〃 E 兵庫県西島高頂

点 イ AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

点 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

点 ハ イからE見通し線上イから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イハ、Cロの2直線とイC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、湊川にあっては両岸突端を結んだ線までとする。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 共第8号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀西地先

イ 点の位置

基点A 女島高頂

// B 三本松港一文字防波堤灯台

// C 東かがわ市湊、三本松境界

// D 一ツ島高頂

// E 兵庫県西島高頂

点 イ AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

// ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

// ハ イからE見通し線上イから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cロ、イハの2直線とCイ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠



公示番号 共第9号 (あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市丹生角ヶ鼻地先

イ 点の位置

基点A 袖無鼻北端

// B さぬき市打伏の鼻

// C 女島南東端

// D 女島南西端

// E 絹島東端

// F 絹島西端

// G さぬき市鷹島東端

// H 一ツ島高頂

点 イ AからH見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ Cからイ見通し線上Cから100メートルのところ

// ハ DからE見通し線上Dから100メートルのところ

// ニ EからD見通し線上Eから100メートルのところ

// ホ FからB見通し線上Fから100メートルのところ

// ヘ Gからホ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 ホへ、ニハ、ロイ、イAの4直線と絹島、女島、丸亀島周囲沖出し100メートルの只曲線及びへA間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 共第10号 (あわび、さざえ、いわがき、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先

イ 点の位置

基点A 西頭白岩中央

〃 B 東頭白岩中央

ウ 漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲100メートルの区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	4月1日から11月30日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

公示番号 共第11号 (あわび、さざえ、いわがき、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

基点A 鶴羽、津田境界の海境石

// B お旅所北端

// C 弁天島西端

// D 名古島北端

// E 名古島東端

// F 西頭白岩中央

// G 長磯北端

// H 脇元漁港1号防波堤中央屈曲部(基部側)

// I 東かがわ市丸亀島北端

// J さぬき市打伏の鼻北端

// K さぬき市、東かがわ市境界

// L 兵庫県西島高頂

// M 吉見漁港北防波堤突端

点 イ Aから真方位45度150メートルの点

// ロ CからB見通し線上、Cから150メートルのところ

// ハ DからM見通し線上、Dから100メートルの点

// ニ EからF見通し線上、Eから100メートルの点

// ホ GからF見通し線上、Gから100メートルの点

// ヘ HからI見通し線上、Hから280メートルの点

// ト JからF見通し線上、Jから150メートルの点

// チ KからL見通し線上、Kから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Kチ、トヘ、ヘホ、ホニ、ハロ、アイの6直線、KJ、CA間沖出し150メートルの只曲線と、ED間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	4月1日から11月30日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

公示番号 共第12号 (あわび、さざえ、いわがき、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町津田地先

イ 点の位置

基点A 小田、津田町津田境界

〃 B 小豆島町大角鼻南東端

〃 C 津田町鶴羽、津田境界の海境石

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ Cから真方位45度150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cロ、Aイの2直線とAC間沖出し150メートル、猿子島周囲沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	4月1日から11月30日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町津田

公示番号 共第13号 (あわび、さざえ、いわがき、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町ノカベ岩地先

イ 漁場の区域 ノカベ岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	4月1日から11月30日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町津田

公示番号 共第14号 (あわび、さざえ、いわがき、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先  
イ 漁場の区域 鷹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	4月1日から11月30日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町津田

公示番号 共第15号 (あわび、さざえ、いわがき、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町バク岩地先

イ 点の位置

基点A バク岩中央

ウ 漁場の区域 バク岩中央から周囲100メートルの区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	4月1日から11月30日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町津田

公示番号 共第16号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田釜居谷・本小田地先

イ 点の位置

基点A 小田漁港外防波堤基部

// B 虎ヶ鼻突端

// C 土庄町黒崎鼻

// D 小豆島町大角鼻灯台

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市小田



公示番号 共第17号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田西浜・興津地先

イ 点の位置

基点A 西浜護岸西端

〃 B 小豆島町大福部島高頂

〃 C 苦張漁港外防波堤基部

〃 D 小豆島町地藏崎灯台

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市小田

公示番号 共第18号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田大串地先

イ 点の位置

基点A 小林の鼻

〃 B 小豆島町大角鼻

〃 C 大串崎

〃 D 小豆島町長者ヶ鼻

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市小田

## 公示番号 共第19号 (あさり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市白方漁港東地先

イ 点の位置

基点A 白方漁港東防波堤基部

〃 B 土庄町大深山高頂 (227メートル)

〃 C 鴨部川尻白方水門中央

点 イ Aから突端へ50メートルのところ

(北緯34度20分41秒、東経134度11分34秒の点)

〃 ロ CからB見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 共第20号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄地先

イ 点の位置

基点A 大串崎

〃 B 小豆島町長者ヶ鼻

〃 C 長浜漁港北防波堤曲がり角

〃 D 二子水門

〃 E 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端

〃 F 白方大水門東端

〃 G 旧真珠島養魚場の南東防波堤突端

〃 H 猿子島北側旧真珠島養魚場石積み跡北端

〃 I 小串崎北端

〃 J さぬき市埋立地南西角

〃 K 房前漁港1号防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ Fから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

〃 ハ JからK見通し線上Jから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、CDの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、CDの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、DC、EHの2直線とCE間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、EH、ロFの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、HE、Jハの2直線とFG、GH、HI、IJ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市鴨庄

## 公示番号 共第21号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A 大字原西の川尻中央

// B 牟礼港川東地区埋立地南端

// C さぬき市小串崎

// D さぬき市小串高頂

点 イ AからC見通し線上Aから40メートルのところ

// ロ BからD見通し線上Bから40メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロBの2直線とAB間沖出し40メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市牟礼町

公示番号 共第22号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町篠尾地先

イ 点の位置

基点A 太鼓鼻

〃 B 平谷鼻

〃 C 高島北端

〃 D さぬき市大串崎 (小田、鴨庄境界)

点 イ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bイ、Aロの2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 共第23号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島地先

イ 漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 共第24号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町北部地先

イ 点の位置

基点A 江ノ浦埋立地西側護岸北角から護岸沿い南へ50メートルのところ  
(北緯34度23分23.739秒、東経134度7分20.385秒の点)

〃 B 平谷鼻

〃 C 土庄町大余島東端

点 イ 江ノ浦埋立地西護岸北延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからC見通し線上Bから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とイB間沖出し80メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町



免許番号 共第25号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町稲毛島地先

ウ 漁場の区域 稲毛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 共第26号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町兜島・鎧島地先

イ 点の位置

基点A 鎧島南東端

// B 鎧島南西端

// C 兜島南西端

// D 兜島北西端

// E 兜島北端

// F カナワ岩灯台

// G 兜島南東端

// H 土庄町豊島礼田崎

// I 土庄町小豊島西端

// J 小豆島町二面観音崎

// K 稲毛島北端

// L 江の浜東ノ鼻

// M 大島東端

点 イ AからL見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ BからM見通し線上Bから300メートルのところ

// ハ CからH見通し線上Cから100メートルのところ

// ニ DからH見通し線上Dから100メートルのところ

// ホ EからI見通し線上Eから100メートルのところ

// ヘ FからJ見通し線上Fから50メートルのところ

// ト GからK見通し線上Gから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの7直線と兜島及び鎧島の最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 共第27号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 大島アバギの鼻西端

// B 矢竹島南端

// C 大島北端

// D 大島北東端

// E 大島東浦護岸南端

// F 大島南東端

// G 大島メクチ鼻

// H 大島南西端

// I 女木島南の高頂 (217メートル)

// J 男木島南端

// K 土庄町小豊島西端

// L 兜島北端

// M 鎧島北端

// N 稲毛島南端

// O 御殿山根太鼻

// P ハジキ鼻

// Q 屋島長崎鼻

点 イ AからI見通し線上Aから50メートルのところ

// ロ BからJ見通し線上Bから50メートルのところ

// ハ CからK見通し線上Cから50メートルのところ

// ニ DからL見通し線上Dから100メートルのところ

// ホ EからM見通し線上Eから50メートルのところ

// ヘ FからN見通し線上Fから50メートルのところ

// ト FからO見通し線上Fから50メートルのところ

// チ GからP見通し線上Gから50メートルのところ

// リ HからQ見通し線上Hから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リイの9直線と大島及び矢竹島の最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 共第28号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度から高松市庵治町太鼓鼻に至る地先

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端

〃 B 鳶ヶ巣鼻

〃 C 太鼓鼻

〃 D 大串崎 (小田、鴨庄境界)

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

〃 ハ 志度港新町2号防波堤突端

〃 ニ 志度港新町4号防波堤東端

〃 ホ 志度港新町4号防波堤西端

〃 ヘ 志度港原浜防波堤突端

〃 ト 牟礼港2号防砂堤突端

〃 チ 牟礼港川東防波堤突端

〃 リ 牟礼港川東埋立地2号防波堤突端

〃 ヌ 牟礼港川東埋立地1号防波堤突端

〃 ル 牟礼港御殿2号物揚場北東角

〃 ヲ 牟礼港役戸1号防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及びAC間最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニ、ホへの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、トチの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、リヌの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ルヲの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 金山地区の小型船舶用泊地においては、船舶の停泊を妨げてはならない。

(5) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 共第29号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 屋島湾地先

イ 点の位置

基点A 江ノ浦埋立地西側護岸北角から護岸沿い南へ50メートルのところ

(北緯34度23分23.739秒、東経134度7分20.385秒の点)

// B 庵治港一文字防波堤南端

// C 久通港1号護岸北端

// D 立石港緑地護岸北東端

// E 屋島長崎の鼻

// F 御殿山根太鼻

// G 大島南東端

// H 男木島高頂(213メートル)

点 イ AからE見通し線とBからG見通し線との交差点

// ロ EからH見通し線上Eから100メートルのところ

// ハ Fからロ見通し線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イハ、ハロ、ロEの4直線とAC間最大高潮時海岸線、CDの直線及び

DE間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 共第30号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伝法川尻及び余島地先

イ 点の位置

基点A 伝法川橋南西端から護岸沿い南へ150メートルのところ

(北緯34度29分0.78秒、東経134度11分27.759秒の点)

// B 小豆(アズキ)島南端

// C 小豆島町飛崎南端

// D 仏崎南端

点 イ Aから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

// ロ Aとイの中央点

// ハ ロからC見通し線とDからB見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロハ、ハDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び仏崎・弁天島・中余島・大余島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、王子前漁港泊地内は除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

公示番号 共第31号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町土庄地先

イ 点の位置

基点A 土庄町湊崎、小豆島町蒲生境界

(北緯34度28分57.752秒、東経134度11分59.273秒の点)

〃 B さぬき市小串崎北端

〃 C 畝木崎北端

〃 D 室崎南西端

〃 E 土庄町土庄戸形崎地先、百尋磯

(北緯34度28分5.64秒、東経134度8分18.9秒の点)

〃 F 伝法川橋南西端から護岸沿い南へ150メートルのところ

(北緯34度29分0.78秒、東経134度11分27.759秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

〃 ハ Fから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロ、Fハの3直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに小豆(アズキ)島、弁天島、中余島、大余島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域並びにEを中心に半径200メートル以内の区域。ただし、土庄東港岸壁、物揚場、浮棧橋沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄



公示番号 共第32号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町アワラ島地先

イ 漁場の区域 アワラ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

公示番号 共第33号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大部地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

(北緯34度33分47.955秒、東経134度19分56.993秒の点)

// B 小豆島町星ヶ城高頂 (817メートル)

// C 小部デガラモ鼻西端

// D 妙見崎北端

// E 旧大部村、北浦村境界

(北緯34度32分34.829秒、東経134度15分16.6秒の点)

// F 岡山県瀬戸内市邑久町木島高頂

// G 大島西端

// H 大島東端

点 イ BからA見通し延長線上Aから200メートルのところ

// ロ DからF見通し線上Dから200メートルのところ

// ハ EからF見通し線上Eから200メートルのところ

// ニ 大部港西防波堤突端

// ホ 大部港1号防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Eハ、CH、Gロの4直線と、AE間並びに大島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ニホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、大部港フェリー棧橋部分、大部岸壁沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町大部

公示番号 共第34号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦北地先

イ 点の位置

基点A 家浦、唐櫃境界 (深谷川尻)

(北緯34度29分49.745秒、東経134度4分40.593秒の点)

〃 B 岡山県岡山市幸西外波崎

(北緯34度35分57.803秒、東経134度2分39.049秒の点)

〃 C 甲崎

〃 D 直島町井島戸尻鼻

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、硯漁港泊地内、家浦港内を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

公示番号 共第35号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦西地先

イ 点の位置

基点A 坊主ノ鼻

// B 高松市女木島西端

// C 甲崎

// D 直島町井島戸尻鼻

// E 土庄町豊島家浦甲崎地先、めおと岩

(北緯34度29分21.66秒、東経134度2分26.76秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにEを中心に半径100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

公示番号 共第36号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦南地先

イ 点の位置

基点A 坊主ノ鼻

〃 B 高松市女木島西端

〃 C 保崎

〃 D 直島町姫泊山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

公示番号 共第37号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島甲生地先

イ 点の位置

基点A 保崎

〃 B 儀佐エ門鼻

〃 C 直島町姫泊山高頂

〃 D 高松市男木島東端

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島甲生

公示番号 共第38号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末・赤ゾワイ・小江・沖之島・葛島・長浜地先

イ 点の位置

基点A 湊崎、伊喜末境界 (大谷川尻中央)

(北緯34度29分41.179秒、東経134度10分16.136秒の点)

// B 畝木崎北端

// C ハヤ崎北端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

// ロ Cから真方位0度200メートルのところ

// ハ 新開第1防波堤突端

// ニ 新開第2防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに赤ゾワイ、沖之島、葛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。ただし、ハニの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、沖之島架橋事業に係る小江-沖之島間の架橋橋脚部分及び埋め立て予定区域 (埋立面積約800㎡) を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜・滝宮

公示番号 共第39号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千振島・イチノソワイ・中ノソワイ・白石地先

イ 漁場の区域 千振島・イチノソワイ・中ノソワイ・白石周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜



公示番号 共第40号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先  
イ 漁場の区域 小豊島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

公示番号 共第41号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦地先

イ 点の位置

基点A 旧北浦村、大部村境界

(北緯34度32分34.829秒、東経134度15分16.6秒の点)

〃 B 岡山県瀬戸内市邑久町木島高頂

〃 C 早崎北端

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ200メートルのところ

〃 ハ Cから真方位0度200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Cハの2直線とイC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに北浦小島周囲最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海

公示番号 共第42号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先

イ 点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界 (深谷川尻)

(北緯34度29分49.745秒、東経134度4分40.593秒の点)

〃 B 岡山県岡山市沖鼓島高頂

〃 C 儀佐エ門鼻

〃 D 高松市男木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

公示番号 共第43号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田地先

イ 点の位置

基点A 吉田川尻右岸防砂堤基部から突端へ43メートルのところ

(北緯34度33分28.31秒、東経134度20分45.274秒の点)

// B 吉田川尻左岸防砂堤基部

ウ 漁場の区域 Aを中心とする半径150メートルの線とAからB見通し線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

公示番号 共第44号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田から岩谷に至る地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町吉田、土庄町小部境界

(北緯34度33分47.955秒、東経134度19分56.993秒の点)

〃 B 星ヶ城高頂 (817メートル)

〃 C 松ヶ鼻

〃 D 兵庫県洲本市光山 (千光寺山) 高頂 (448メートル)

点 イ BからA見通し延長線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線と福田小島を含むAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、吉田、福田、当浜、岩谷の各漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷

公示番号 共第45号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町橘地先

イ 点の位置

基点A 松ヶ鼻

〃 B 橘、坂手境界 (笠ヶ鼻)

(北緯34度28分39.588秒、東経134度21分12.947秒の点)

〃 C 兵庫県洲本市光山 (千光寺山) 高頂 (448メートル)

〃 D 兵庫県南あわじ市丸山崎

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線と城ヶ島を含むAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、橘漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町橘

公示番号 共第46号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手から西村に至る地先

イ 点の位置

基点A 橋、坂手境界 (笠ヶ鼻)

(北緯34度28分39.588秒、東経134度21分12.947秒の点)

// B 坂手大泊剣石

// C 風ノ子島北端

// D 風ノ子島西端

// E 大角鼻南の高頂 (159メートル)

// F 小島北西端

// G 大手城鼻

// H 権現鼻

// I 切谷北防波堤基部

// J 赤鼻

// K 弁天島西端

// L 草壁、西村境界

(北緯34度28分46.887秒、東経134度17分46.415秒の点)

// M 小豆島町西村、二面境界

(北緯34度28分3.073秒、東経134度16分3.592秒の点)

// N 石場南の鼻

// O 旧二生村、三都村境界 (大崎)

(北緯34度26分57.516秒、東経134度15分45.477秒の点)

// P 兵庫県南あわじ市丸山崎

// Q 内海港草壁東防波堤基部から先端へ20メートルのところ

(北緯34度28分40.127秒、東経134度17分56.011秒の点)

// R 内海港草壁第5護岸南端

// S 別当川右岸護岸南端

点 イ AからP見通し線上Aから200メートルのところ

// ロ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

// ハ DからE見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

// ニ DからE見通し線上ハからDへ200メートルのところ

// ホ FからG見通し線上Fから200メートルのところ

// ヘ GからF見通し線上Gから200メートルのところ

// ト HからO見通し線上Hから200メートルのところ

// チ IからM見通し線上Iから300メートルのところ

// リ KからN見通し線上Kから200メートルのところ

// ヌ Jからリ見通し線上Jから200メートルのところ

// ル LからK見通し線上Lから300メートルのところ

// ヲ MからI見通し線上Mから300メートルのところ

// ワ Rから真方位114度30分201メートルのところ

// カ ワから真方位204度30分の線とリからル見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 AI、ロC、Dニ、ホへ、トHの5直線とAB間、小島を含むハH間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、風ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、Hト、トチ、チIの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Iチ、Jヌの2直線とI J間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Jリ、リル、ルLの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びLル、Mヲの2直線とLM間沖出し300メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Qル、ルカ、カワ、ワSの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手・苗羽・堀越・田浦・草壁・西村



公示番号 共第47号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手大手城地先

イ 点の位置

基点A 坂手港西B護岸西側基部

// B 雨倉鼻

// C 小島西端

// D 小福部島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

免許番号 共第48号 (あわび・さざえ・うに・なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島地先

イ 漁場の区域 大福部島、小福部島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

公示番号 共第49号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町蒲生、土庄町湊崎境界

(北緯34度28分57.752秒、東経134度11分59.273秒の点)

〃 B 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点)

〃 C 長者鼻

〃 D 崩鼻西端

〃 E 釈迦ヶ鼻

〃 F チョウシャノ鼻

〃 G 旧二生村、三都村東側境界

(北緯34度26分57.516秒、東経134度15分45.477秒の点)

〃 H 小豆島町西村、二面境界

(北緯34度28分3.073秒、東経134度16分3.592秒の点)

〃 I 土庄町大余島高頂

〃 J 土庄町豊島礼田崎

〃 K 高松市庵治町竹居観音崎

〃 L さぬき市大串崎

〃 M 大福部島南端

〃 N 権現鼻

〃 O 切谷北防波堤基部

〃 P さぬき市小串崎北端

点 イ AからP見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからI見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ハ CからJ見通し線上Cから75メートルのところ

〃 ニ DからK見通し線上Dから50メートルのところ

〃 ホ EからL見通し線上Eから90メートルのところ

〃 ヘ FからM見通し線上Fから90メートルのところ

〃 ト GからN見通し線上Gから90メートルのところ

〃 チ HからO見通し線上Hから90メートルのところ

〃 リ 池田港西防波堤突端

〃 ヌ 池田大川西護岸突端

〃 ル 池田港池田岸壁南角

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ヘト、トチ、チHの8直線とEF間沖出し90

メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、リヌ、リルの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生

公示番号 共第50号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町池田地先

イ 点の位置

基点A 池田港新3号防砂堤突端

(北緯34度28分29.379秒、東経134度13分56.672秒の点)

〃 B 国民宿舎小豆島の北東の鼻

(北緯34度28分25.969秒、東経134度13分54.097秒の点)

ウ 漁場の区域 ABの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町池田

公示番号 共第51号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町瀬戸地先

イ 点の位置

基点A ホジ浦白竹の鼻 (小山鼻から海岸沿い南へ190メートルのところ)

// B 大槌島高頂

// C 魚戸北鼻

// D 庵治町大島北端

点 イ AからB見通し線上Aから70メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから70メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し70メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市女木町

公示番号 共第52号 (わかめ、あわび、さざえ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町東部地先

イ 点の位置

基点A 女木島中の高頂 (187メートル)

〃 B 柳谷 (庵治町竹居観音崎から大島南端見通し延長線)

〃 C 屋島長崎鼻

〃 D 庵治町竜王山高頂

〃 E キャンプ場南端の突堤基部から北へ105メートルのところ

(北緯34度23分30.325秒、東経134度3分15.185秒の点)

点 イ AからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ハ AからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線上イからDへ200メートルのところ

〃 ホ EからC見通し線上Eから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bロ、ハニ、ニホ、ホEの4直線とBイ間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市女木町

公示番号 共第53号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町岳下地先

イ 点の位置

基点A 海底電線取付電柱から海岸沿い南へ50メートルのところ

(北緯34度22分52.233秒、東経134度2分32.584秒の点)

〃 B 屋島獅子の霊巖

〃 C 西浦クワレ (崩落跡)

(北緯34度23分8.932秒、東経134度2分19.94秒の点)

〃 D 小槌島南端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上ロからDへ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハの2直線とAロ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市女木町



公示番号 共第54号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町東部地先

イ 点の位置

基点A 男木島北東端

〃 B 土庄町小豊島西端（干出鼻）

〃 C 男木漁港北防波堤基部

〃 D 屋島長崎鼻北端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市男木町

公示番号 共第55号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町南部地先

イ 点の位置

基点A 男木漁港南防波堤基部から真方位298度18分40秒40メートルのところ  
(北緯34度25分6.411秒、東経134度3分22.408秒の点)

// B 屋島長崎鼻

// C 大槌島高頂

// D 男木港南防波堤基部

点 イ AからB見通し線上Aから40メートルのところ

// ロ DからC見通し線上Dから40メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロの2直線とAD間沖出し40メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市男木町

公示番号 共第56号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町北西部地先

イ 点の位置

基点A 長畑排水口

(北緯34度25分53.282秒、東経134度3分26.917秒の点)

// B 直島町姫泊山高頂 (99メートル)

// C 城ヶ鼻から海岸沿い南へ30メートルのところ

(北緯34度25分25.402秒、東経134度3分13.853秒の点)

// D 直島町柏島南端

点 イ AからB見通し線上Aから80メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し80メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市男木町

公示番号 共第57号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市大槌島地先

イ 点の位置

基点A 大槌島東海岸の香川県、岡山県境界

〃 B 大槌島西海岸の香川県、岡山県境界

〃 C 男木島北端

〃 D 坂出市室木島南端

点 イ AからC見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市 (高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)、坂出市王越町

公示番号 共第58号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市小槌島地先

イ 漁場の区域 高松市小槌島周囲最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 高松市 (高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)、坂出市王越町

公示番号 共第59号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町尾高島及び角崎地先

イ 点の位置

基点A 直島角崎

// B 向島猫ヶ鼻

// C 尾高島北西端

// D 姫泊山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ CからD見通し線と直島最大高潮時海岸線との交差点

// ハ ロからC見通し線上ロから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イA、ロハの2直線とAロ間沖出し100メートルの只曲線及び尾高島最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの只曲線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 共第60号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島南部地先

イ 点の位置

基点A 土庄町豊島家浦港沖防波堤灯台

// B 土庄町豊島甲崎

// C 直島重石ノ鼻

// D 家島ミヤマ尻鼻

点 イ AからB見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点

// ロ イからB見通し線上イから100メートルのところ

// ハ CからD見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点

// ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ハニの2直線とイハ間沖出し100メートルの只曲線及び井島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 共第61号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島西部地先

イ 点の位置

基点A 寺島早崎北端

〃 B 局島北端

〃 C 井島ヘラガ崎ベニ石

〃 D 大ハタゴ島北東端

点 イ AからB見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからB見通し線上イから100メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハCの3直線と井島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町



公示番号 共第62号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島地先

イ 点の位置

基点A 杵島南東端

〃 B 京ノ上臈島北端

〃 C 下島島南東端

〃 D 上島島北西端

〃 E 京ノ上臈島南端

点 イ AからB見通し延長線と京ノ上臈島最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ CからD見通し延長線と京ノ上臈島最大高潮時海岸線との交差点

〃 ハ イからB見通し線上イから60メートルのところ

〃 ニ ロからD見通し線上ロから60メートルのところ

ウ 漁場の区域 イハ、ロニの2直線とイからEを経てロの間沖出し60メートルの只曲線及び京ノ上臈島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 共第63号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島西部地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市犬戻鼻

〃 B 荒神島西端

〃 C 荒神島南西端

〃 D 高松市大槌島高頂

〃 E トビス西端

点 イ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ロ イからE見通し線とAからB見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロBの3直線と荒神島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 共第64号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町向島南東部地先

イ 点の位置

基点A 向島東端

〃 B 直島角崎

〃 C 向島南東端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と向島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 共第65号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町安野島地先

イ 漁場の区域 安野島周囲最大高潮時海岸線から沖出し80メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 共第66号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西側地先

イ 点の位置

基点A 屋島長崎鼻西端

// B 屋島西町旧屋島新塩田西端

// C 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ252メートルのところ  
(北緯34度21分12.703秒、東経134度4分44.509秒の点)

// D 朝日町C地区埋立地北東角 (高松市朝日町5丁目埋立地北東角)

点 イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ

// ロ BからC見通し線上防砂堤との交差点

// ハ ロからC見通し線上ロから50メートルのところ

// ニ 浦生漁港5号北防波堤突端

// ホ 浦生漁港3号南防波堤突端

// ヘ 浜北港北防波堤突端

// ト 浜北港南防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Bハの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあつては川尻までとする)。ただし、ニホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びヘトの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市(男木町、女木町を除く。)

公示番号 共第67号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先

イ 点の位置

基点A 直島町荒神島高頂

〃 B ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角

(北緯34度21分16.426秒、東経134度2分41.912秒の点)

〃 C 高松市食肉センター北側護岸西角

点 イ Bから真方位6度18分258メートルのところ

〃 ロ Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点

〃 ハ ロからA見通し線上ロから50メートルのところ

〃 ニ Cから貯木場東防波堤沿い北へ50メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線上イから150メートルのところ

〃 ヘ ホから真方位222度00分46メートルのところ

〃 ト ヘから真方位132度00分の線と陸岸との交差点

〃 チ ヨットハーバー東防波堤

〃 リ ヨットハーバー西防波堤

〃 ヌ 高松漁港東側9号防波堤突端

〃 ル 高松漁港西側8号防波堤突端

ウ 漁場の区域 ロハ、Cニの2直線とロC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあっては川尻までとする)。ただし、ロホ、ホへ、へトの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、チリの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びヌルの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市(男木町、女木町を除く。)

公示番号 共第68号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

イ 点の位置

基点A 神在港東防波堤基部

〃 B 大崎ノ鼻 (高松市、坂出市境界)

〃 C 小槌島高頂

〃 D 土庄町豊島壇山高頂 (339.5メートル)

〃 E 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角

〃 F 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角

〃 G 亀水漁港1号防波堤基部

点 イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから50メートルのところ

〃 ハ Eから真方位335度00分17メートルのところ

〃 ニ Fから真方位335度00分17メートルのところ

〃 ホ Gから真方位307度30分462メートルのところ

〃 ヘ ホから真方位179度30分593メートルのところ

〃 ト ヘから真方位119度00分35メートルのところ

〃 チ トから真方位209度00分60メートルのところ

〃 リ チから真方位74度00分155メートルのところ

〃 ヌ Gから真方位301度30分618メートルのところ

〃 ル ヌから真方位173度30分582メートルのところ

〃 ヲ ルから真方位190度30分97メートルのところ

〃 ワ ヲから真方位149度00分55メートルのところ

〃 カ ワから真方位274度00分225メートルのところ

〃 ヨ 神在港東防波堤突端

〃 タ 神在港西防波堤突端

〃 レ 生島港北防波堤突端

〃 ソ 小坂港東防波堤突端

〃 ツ 小坂港西防波堤突端

〃 ネ 亀水漁港1号防波堤突端

〃 ナ 亀水漁港2号防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (河川にあっては川尻までとする)。ただし、Eハ、ハニ、ニFの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、リチ、チヲ、ヲワ、ワカの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ヨタの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Fレの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ソツの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びネナの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）



免許番号 共第69号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市地先

イ 点の位置

基点A 大崎鼻（高松市、坂出市境界）

〃 B 高松市小槌島高頂

〃 C 高松市小槌島南端

〃 D オリーブ水産株式会社養殖場北側築堤基部から海岸沿い北へ150メートルのところ  
（北緯34度23分7.671秒、東経133度55分33.63秒の点）

〃 E 旧木沢塩田防砂堤突端

〃 F 旧木沢塩田北西角

〃 G 木沢港西防波堤基部

〃 H 王越町宮ノ鼻

〃 I 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 J 乃生海岸北防砂堤基部

〃 K 相模坊下1号防砂堤突端

〃 L 旧総社塩田北西護岸北角

〃 M 旧総社塩田北西護岸西角から護岸沿い北東へ100メートルのところ  
（北緯34度20分40.796秒、東経133度52分57.768秒の点）

〃 N 旧総社塩田北西護岸西角

〃 O 室木島東端

〃 P 小与島北東端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ DからH見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ニ KからN見通し線とLからP見通し線との交差点

〃 ホ LからP見通し線上Lから200メートルのところ

〃 へ MからO見通し線上Mから360メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロの2直線とAD間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Dロ、ロハ、ハGの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Gハ、I Jの2直線とG I間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、I Jの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、J I、Kニの2直線とJ K間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Kニ、ニホ、ホへ、へMの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、昭和21年8月1日（株）松浦工業が埋立免許を受けた坂出市大屋富町字釜屋浦3099番地地先海面を除き、大番橋地先海面にあっては、大番橋北西側から北西へ10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市王越町・大屋富町・青海町・高屋町・神谷町・林田町・江尻町・御供所町・西大浜南・沖の浜

公示番号 共第70号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町地先

イ 点の位置

基点A 瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角 (旧本浦大石)

// B 相模坊

// C 中鼻東端

// D 乃生岬北端

// E 瀬居島北端

// F 北浦大石

// G 瀬居町西浦漁港1号防波堤基部

// H コスモ石油(株)坂出物流基地埋立地東護岸南角

// I コスモ石油(株)坂出物流基地埋立地東護岸北東角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

// ハ EからD見通し線上Eから100メートルのところ

// ニ FからH見通し線上Fから100メートルのところ

// ホ GからI見通し線上Gから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニホ、Gホの5直線とEF間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにヒジリ岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第71号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島地先

イ 点の位置

基点A 番ノ州埋立地北西護岸北端から護岸沿い西へ450メートルのところ

(北緯34度21分31.159秒、東経133度50分11.412秒の点)

〃 B 番ノ州埋立地北西護岸西角

〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

(北緯34度20分40.844秒、東経133度49分19.068秒の点)

〃 D 沙弥島北端

点 イ Aから護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ロ Bから番ノ州埋立地北西護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ハ Dからロ見通し線上Dから200メートルのところ

〃 ニ Cから護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ホ 番ノ州埋立地北西護岸北端から護岸沿い西へ740メートルのところ

〃 ヘ 番ノ州埋立地北西護岸北端から護岸沿い西へ760メートルのところ

〃 ト ホから番ノ州埋立地北西護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 チ ヘから番ノ州埋立地北西護岸と直角に沖出し100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cニ、ロハの3直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにDを中心に半径200メートル以内の区域。ただし、ホへ、へチ、チト、トホの4直線に囲まれた部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第72号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小瀬居島地先

イ 漁場の区域 小瀬居島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第73号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市三ツ子島・北備讃瀬戸大橋4A地先

イ 漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域及び北備讃瀬戸大橋4A周囲から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第74号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第75号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市与島・鍋島・羽佐島・メカリ石地先

イ 点の位置

基点A メカリ石 (北緯34度23分57.00秒、東経133度48分51.24秒の点)

// B 与島港浦城第2号防波堤突端

ウ 漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、Aを中心に半径100メートル以内の区域並びにBを中心に半径250メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



公示番号 共第76号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先

イ 点の位置

基点A 岩黒島東端

〃 B 白岳の鼻

ウ 漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、Aを中心に半径200メートル以内の区域並びにBを中心に半径200メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第77号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市室木島地先

イ 漁場の区域 室木島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第78号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大裸島・小裸島地先

イ 漁場の区域 大裸島・小裸島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第79号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石・歩渡島・鳴瀬地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端

// B 歩渡島北端

// C 鳴瀬 (北緯34度25分23.40秒、東経133度48分46.50秒)

// D 岡山県釜島北西端

// E 岡山県下津井漁港田の浦第2防波堤突端

点 イ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

// ハ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

// ニ CからE見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 AとBを結ぶ直線の沖出し100メートル及び櫃石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域並びにイロ、ハニの2直線とCイ、Cハの2直線の北側でCを中心に半径50メートル及びCロ、Cニの2直線の南側でCを中心に100メートルに囲まれた区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第80号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 吉田護岸地先

イ 点の位置

基点A 番ノ洲埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ  
(北緯34度20分40.844秒、東経133度49分19.068秒の点)

〃 B 宇多津町吉田埋立地西護岸中央角

〃 C 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端

〃 D 三豊市詫間町志々島南端

点 イ Aから護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石、綾歌郡宇多津町

公示番号 共第81号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻地先

イ 点の位置

基点A 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ250メートルのところ  
(北緯34度19分19.42秒、東経133度49分18.027秒の点)

// B 丸亀市本島町ジョウケンボ鼻

// C 丸亀市牛島東端

// D 旧沖柵塩田北護岸防砂堤突端

// E 宇多津港防波堤突端

// F 大東川尻左岸護岸突端

// G Fから護岸沿南へ121メートルのところに設置した標柱

// H 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ334メートルのところに設置した標柱

点 イ EからC見通し線上Eから100メートルのところ

// ロ 大東川尻左岸護岸延長線と宇多津港防波堤延長線との交差点

// ハ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

// ニ 大東川尻左岸護岸延長線とハからD見通し線との交差点

// ホ 大東川尻左岸護岸延長線上ロからニへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イE、Eロ、ロF、GH、Aハ、ハニ、ニホ、ホイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 綾歌郡宇多津町

公示番号 共第82号 (わかめ、あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田埋立地西護岸中央角

// B 吉田埋立地南角防波堤基部から護岸沿い北へ100メートルのところ  
(北緯34度19分35.222秒、東経133度49分20.99秒の点)

// C 吉田埋立地南角防波堤突端

// D 北浦漁港港外防波堤西端

// E 北浦埋立地北護岸西角

// F 旧沖柵塩田北護岸防砂堤基部

// G 旧沖柵塩田北護岸防砂堤突端

// H 旧沖柵塩田北護岸西角

// I 上真島南端

// J 丸亀市牛島西端

// K 三豊市詫間町志々島南端

点 イ AからK見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ イからC見通し線とBからI見通し線との交差点

// ハ HからJ見通し線とDからG見通し延長線との交差点

// ニ HからJ見通し線とBからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Gハ、ハニ、ニロ、ロCの4直線及びE Fの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 綾歌郡宇多津町

公示番号 共第83号 (あおのり、えむし、あさり、あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市土器川尻地先

イ 点の位置

基点A 富士見町5丁目護岸北東端から護岸沿い南へ350メートルのところ  
(北緯34度18分27.54秒、東経133度47分42.376秒の点)

〃 B 旧沖柵塩田北護岸西角

〃 C 旧土器塩田北護岸東角

〃 D 牛島西端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、土器川にあつては土器川大橋下流側から下流10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)



公示番号 共第84号 (あおのり、えむし、あさり、あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市金倉川尻地先

イ 点の位置

基点A 中津町(株)伏見製薬所北側護岸西端

// B 金倉川防砂堤突端

// C Bから基部へ110メートルのところ

(北緯34度17分16.732秒、東経133度46分4.211秒の点)

// D 丸亀市、多度津町境界

ウ 漁場の区域 AB、CDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、金倉川にあつては金倉川橋下流側から下流10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市(丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第85号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市上真島地先

イ 点の位置

基点A 本島町カブラ崎鼻

〃 B 牛島西端

〃 C 旧土器塩田北護岸東角

〃 D 旧土器塩田北護岸西角

点 イ CからD見通し延長線と富士見町5丁目護岸との交差点

〃 ロ イからA見通し線上イから1050メートルのところ

〃 ハ イからA見通し線上ロからAへ500メートルのところ

〃 ニ DからB見通し線上Dから1,050メートルのところ

〃 ホ DからB見通し線上ニからBへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホニ、ニロの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第86号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町向島地先

イ 点の位置

基点A 笠島漁港東防波堤基部

// B オノ浦鼻北東端

// C 向島南西端

// D 向島南東端

// E 坂出市羽佐島南端

// F 坂出市与島南の高頂 (48メートル)

点 イ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

// ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

// ハ BからD見通し線とCからE見通し線との交差点

// ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 共第87号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先

イ 点の位置

基点A 福田東護岸北端

〃 B 岡山県六口島西端

〃 C 大浦地区護岸北端

〃 D 大浦墓地防砂堤東側基部

点 イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 共第88号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市牛島町地先

イ 漁場の区域 牛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町・牛島

公示番号 共第89号 (あわび、さざえ、うに)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町地先

イ 漁場の区域 本島、向島、雀ノ子島、白岩、弁天島及びカラス小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 共第90号 (なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町及び園ノ洲地先

イ 点の位置

基点A 亀山鼻東端

// B 坂出市与島南西端

// C 黒鼻南端

// D 牛島町ハッセン鼻西端

// E カブラサキ鼻西端

// F 丸亀港西防波堤突端

// G 広島町竹浦鼻南端

// H 広島北端

// I 下水島東端

// J 長崎鼻北端

// K タコツボ鼻北端

// L 弁天島西端

// M 岡山県下水島南西端

// N 向島北端

// O 長島東端

// P 向島東端

// Q 坂出市櫃石島南端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

// ハ EからG見通し線とFからI見通し線との交差点

// ニ FからI見通し線とHからK見通し線との交差点

// ホ LからM見通し線上Lから100メートルのところ

// ヘ HからK見通し線とJからホ見通し線との交差点

// ト NからO見通し線上Nから100メートルのところ

// チ PからQ見通し線上Pから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニへ、へホ、ホト、トチ、チイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、雀ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域を含む。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 共第91号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市長島町地先

イ 漁場の区域 長島と西の礁周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町



公示番号 共第92号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町地先

イ 漁場の区域 広島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町

公示番号 共第93号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町地先

イ 漁場の区域 手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市手島町

公示番号 共第94号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町小手島地先

イ 漁場の区域 小手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町小手島

公示番号 共第95号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 多度津町堀江から多度津町見立に至る地先

イ 点の位置

基点A 丸亀市、多度津町境界

// B 丸亀市広島町波節岩灯標

// C 多度津町臨海土地A地区(東港町)北護岸東端から護岸沿い南へ186メートルのところ  
(北緯34度17分2.592秒、東経133度44分51.99秒の点)

// D 多度津町臨海土地B地区(西港町)東防波堤突端

// E 多度津町臨海土地B地区(西港町)北護岸西角

// F 多度津町臨海土地B地区(西港町)西防波堤屈折部

// G 海岸寺弘田川尻西防砂堤基部

// H 多度津町大字西白方駒止石

// I 多度津町、三豊市境界

// J 多度津町岩島高頂

// K 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場北側護岸東端

// L 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場北側護岸西端

// M 多度津町蛭子港4号護岸東端

// N 丸亀市広島東端

// O 多度津町蛭子港2号防波堤突端

// P 多度津町蛭子港1号防波堤突端

// Q 多度津町臨海土地A地区(東港町)北護岸東端

点 イ AからB見通し線上Aから25メートルのところ

// ロ Cから護岸と直角に沖出し25メートルのところ

// ハ IからJ見通し線上Iから200メートルのところ

// ニ KからL見通し延長線上Kから150メートルのところ

// ホ 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場西側護岸と平行にニから南へ284メートルのところ

// ヘ MからN見通し線上Mから150メートルのところ

// ト DからQ見通し線上Dから25メートルのところ

// チ Eから護岸と直角に沖出し25メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Dト、Eチの2直線とDE間沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、FH、Iハの2直線とG I間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、弘田川尻にあっては海岸寺橋下流端までとする。なお、Lニ、ニホ、ホヘ、ヘMの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びOからP見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町（多度津町・白方漁業協同組合の地区に限る。）

公示番号 共第96号 (えむし、あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方海岸寺地先

イ 点の位置

基点A 白方漁港埋立地西護岸南端から護岸沿い北へ100メートルのところ

(北緯34度15分39.037秒、東経133度43分51.8秒の点)

〃 B 海岸寺弘田川尻西防砂堤基部

〃 C 多度津町大字西白方駒止石

〃 D 多度津町高見島高頂 (竜王の森298メートル)

点 イ BからD見通し線上Bから210メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから60メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、弘田川尻にあつては海岸寺橋下流端までとする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第97号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島地先

イ 点の位置

基点A 福島神社

〃 B 亀笠島高頂

〃 C 亀笠島南西端

点 イ BからA見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからA見通し線上イからAへ20メートルのところ

〃 ハ CからA見通し線上Cから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ハCの2直線とイC間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第98号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見島地先

イ 漁場の区域 高見島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町高見



公示番号 共第99号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳島地先

イ 漁場の区域 佐柳島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

## 公示番号 共第100号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町小島地先

イ 漁場の区域 小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

公示番号 共第101号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町二面島地先

イ 漁場の区域 二面島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町高見

## 公示番号 共第102号 (えむし)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町向島地先

イ 点の位置

基点A モトドリ鼻北端

〃 B 向島東端

〃 C 向島南西端

ウ 漁場の区域 CA、ABの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市(与島漁業協同組合の地区に限る。)、丸亀市本島町・広島町(小手島を除く)・手島町

公示番号 共第103号 (えむし)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町西部地先 (園ノ洲)

イ 点の位置

基点A 福田漁港北防波堤突端から基部へ75メートルのところ (旧突端)  
(北緯34度23分35.521秒、東経133度45分12.687秒の点)

〃 B 生ノ浜港北防波堤突端

〃 C 広島北端

〃 D 広島町白石鼻南端

〃 E カブラサキ鼻西端

〃 F 丸亀市下真島高頂

〃 G 岡山県上水島西端

点 イ AからC見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ロ AからC見通し線とFからG見通し線との交差点

〃 ハ BからD見通し線とFからG見通し線との交差点

〃 ニ BからD見通し線とEからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市 (与島漁業協同組合の地区に限る。)、丸亀市本島町・広島町 (小手島を除く) ・手島町

## 公示番号 共第104号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町大見及び詫間町水出地先

イ 点の位置

基点A 津島神社社務所護岸東端

〃 B 西久保谷踏切

〃 C 津島西端

〃 D 津島東端

〃 E 詫間町水出埋立地北西端

〃 F 詫間町志々島東端

点 イ EからF見通し線上Eから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 AD、BC、Eイの3直線と津島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域及びAE間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 三豊市三野町大見、詫間町詫間

公示番号 共第105号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町高谷から香田に至る地先

イ 点の位置

基点A 高谷貯木場3号防波堤突端

// B 岩島東端(干出)

// C 香田防波堤突端

// D 粟島不天洲南端

点 イ CからD見通し線上Eから150メートルのところ

// ロ ゴマジリ地区2号防波堤突端

// ハ ゴマジリ地区1号防波堤突端

// ニ 新浜防波堤突端

// ホ 須田防波堤突端

ウ 漁場の区域 AB、Cイの2直線と岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域、三玉岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域及びAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ロハの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ニホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び香田1号2号物揚場外周沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 須田港の船舶泊地においては、船舶の停泊を妨げてはならない。

(5) 関係地区 三豊市三野町大見、詫間町詫間

## 公示番号 共第106号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町志々島地先

イ 漁場の区域 志々島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町志々島・栗島



## 公示番号 共第107号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町栗島地先

イ 漁場の区域 栗島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町志々島・栗島

公示番号 共第108号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜・積・箱・生里地先

イ 点の位置

基点A 三豊市詫間町、仁尾町境界

〃 B 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

〃 C 三豊市詫間町香田、大浜境界

〃 D 栗島不天洲南端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲れた区域。ただし、大浜漁港埋立地地先については、旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町大浜・積・箱・生里

公示番号 共第109号 (あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町家ノ浦地先

イ 点の位置

基点A 仁尾町山田鼻

〃 B 仁尾町大蔦島北西端

〃 C 詫間町、仁尾町境界

〃 D 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町大浜、仁尾町

# 公示番号 共第110号 (あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ)

## (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町地先

イ 点の位置

基点A 仁尾町、観音寺市境界

〃 B 観音寺市円上島北端

〃 C 旧仁尾塩田南西角

〃 D 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

〃 E 交合谷 (北緯34度12分46.236秒、東経133度37分43.581秒の点)

〃 F 大蔦島北西端

〃 G 小蔦島東端

点 イ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロG、FEの4直線と大蔦島、小蔦島周囲沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、仁尾港金坂地区1号防波堤突端から2号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

## (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 三豊市仁尾町

## 公示番号 共第111号 (さざえ、なまこ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町姫浜地先

イ 点の位置

基点A 花稻漁港防波堤中央屈折部から突端へ125メートルのところ (旧突端)  
(北緯34度5分36.093秒、東経133度38分5.058秒の点)

〃 B 富士紡績跡地北側護岸西角防波堤基部

〃 C 豊浜港赤灯台

点 イ Bから護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 ロ イからC見通し線上イから20メートルのところ

〃 ハ BからA見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Bハの2直線とイB間・富士紡績跡地北西角防波堤周囲沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市豊浜町

## 公示番号 共第112号 (さざえ、なまこ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町高須賀埋立地地先

イ 点の位置

基点A 豊浜港赤灯台

〃 B 高須賀埋立地西護岸南角

〃 C 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

〃 D 観音寺市大股島北端

点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市豊浜町

## 公示番号 共第113号 (さざえ、なまこ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町箕浦地先

イ 点の位置

基点A 西原川尻から海岸沿い南西へ200メートルのところ  
(北緯34度3分3.08秒、東経133度37分28.249秒の点)

〃 B 箕浦漁港東防波堤基部

〃 C 観音寺市伊吹町赤崎

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ Bから突端へら100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市豊浜町

公示番号 共第114号 (さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町箕浦南部地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

〃 B 豊浜港赤灯台

〃 C JR四国予讃線箕浦トンネル東入口

点 イ CからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ハ CからB見通し線上イからBへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aロ、イハの2直線とAイ間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市豊浜町



## 公示番号 共第115号 (あさり、はまぐり、なまこ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市室本町、有明浜地先

イ 点の位置

基点A 観音寺港北防波堤灯台

〃 B 三豊市仁尾町、観音寺市境界

〃 C 円上島北端

点 イ BからC見通し線上Bから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イBの2直線と室本港西防波堤周囲沖だし15メートルの只曲線、及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、財田川にあつては煉瓦橋橋脚までとする。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町・室本町

## 公示番号 共第116号 (あさり、はまぐり、なまこ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺港から観音寺市豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

〃 B 観音寺市伊吹町赤崎

〃 C 豊浜港赤灯台

〃 D 観音寺港赤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イC、CDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、柞田川にあっては鉄橋橋脚までとする。また、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域 (平成11年香川県告示第886号) 及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市大野原町・豊浜町・観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町

公示番号 共第117号 (あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先

イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

## 公示番号 共第118号 (あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

イ 漁場の区域 大股島北東端から小股島北東端見通し線及び大股島南西端から小股島南西端見通し線並びに大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

公示番号 共第119号 (あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

公示番号 共第201号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

// B 犬もどり

// C 兵庫県淡路市江崎

// D 松島東端

点 イ AからD見通し線上Aから 350 メートルのところ

// ロ BからC見通し線上Bから 350 メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し 350 メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第202号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 漁場の区域 松島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

エ 魚類を威嚇して操業してはならない。

オ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第203号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市通念島地先

イ 漁場の区域 通念島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

エ 魚類を威嚇して操業してはならない。

オ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股



公示番号 共第204号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 漁場の区域 毛無島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

エ 魚類を威嚇して操業してはならない。

オ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第205号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市双子島地先

イ 漁場の区域 双子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

## 公示番号 共第206号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市一ツ島地先

イ 漁場の区域 一ツ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 共第207号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠地先

イ 点の位置

基点A 犬もどり

〃 B 東かがわ市、さぬき市境界

〃 C 兵庫県西島高頂

〃 D 女島北西端

〃 E 兵庫県淡路市江崎

〃 F 三本松港西埋立地南西角

〃 G Fから護岸沿い北へ75メートルのところ

〃 H 三本松港西埋立地北西角

〃 I 三本松港西防波堤旧突端

点 イ AからE見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから800メートルのところ

〃 ハ Dからロ見通し線上Dから100メートルのところ

〃 ニ Fから真方位306度42分20メートルのところ

〃 ホ Gから真方位306度42分20メートルのところ

〃 ヘ Hから真方位351度41分28メートルのところ

〃 ト Iから真方位342度74メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロ、ロハの3直線とAから住吉鼻間沖出し350メートルの只曲線、丸亀島、女島周囲沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については、旧海岸線を基準とする。また、Fニ、ニホ、ホへ、へト、トIの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

## 公示番号 共第208号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町地先

イ 点の位置

基点A 東かがわ市、さぬき市境界

〃 B 津田川東側護岸突端

〃 C 平畑北側防砂堤突端

〃 D さぬき市津田町、小田境界

〃 E 小豆島町大角鼻南東端

〃 F 鷹島東端

〃 G 兵庫県西島高頂

〃 H 東かがわ市絹島南西端

点 イ AからG見通し線とHからC見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ Fから真方位90度100メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線上Dから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニDの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町

免許番号 共第209号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先

イ 点の位置

基点A 西頭白岩中央

// B 東頭白岩中央

ウ 漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲100メートルの区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

## 公示番号 共第210号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田地先

#### イ 点の位置

基点A 小田、津田町境界

〃 B 馬ヶ鼻

〃 C 苦張弁天鼻

〃 D 小田、鴨庄境界

〃 E 小豆島町三都崩鼻

〃 F 小豆島町大角鼻灯台

点 イ AからF見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ

〃 ハ CからB見通し線上Cから350メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線上Dから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、Dニの3直線とAB間及びCD間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 さぬき市小田

公示番号 共第211号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市大串崎から高松市庵治町平谷に至る地先

イ 点の位置

基点A 大串崎 (小田、鴨庄境界)

// B 小串崎北端

// C 庵治町太鼓鼻東端

// D 庵治町平谷鼻

// E 庵治町高島北端

// F 庵治町高島北の高頂

// G 小豆島町崩鼻

// H 白方大水門東端

点 イ AからG見通し線上Aから350メートルのところ

// ロ BからF見通し線上Bから100メートルのところ

// ハ CからB見通し線上Cから200メートルのところ

// ニ DからE見通し線上Dから200メートルのところ

// ホ Hから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニD、Hホの5直線とCD間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 さぬき市鴨庄・志度、高松市牟礼町・庵治町



公示番号 共第212号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島地先

イ 漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 さぬき市鴨庄・志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 共第213号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町から屋島に至る地先

イ 点の位置

基点A 庵治町平谷鼻

〃 B 庵治町御殿鼻

〃 C 屋島長崎鼻

〃 D 男木島高頂 (213メートル)

〃 E 庵治町高島北端

点 イ AからE見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ハ Bからロ見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ハロ、ロCの3直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 共第214号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町兜島・鎧島・稲毛島地先

イ 点の位置

基点A 兜島南西端

〃 B 鎧島北端

〃 C 鎧島南東端

〃 D 稲毛島西端

〃 E 稲毛島北端

〃 F カナワ岩灯台

〃 G 兜島北端

ウ 漁場の区域 AB、CD、EF、FGの4直線と兜島・鎧島・稲毛島、カナワ岩から沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 共第215号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 大島北端

// B 矢竹島南西端

// C 大島アバギの鼻西端

// D 女木島北端

// E 男木島高頂 (213メートル)

// F 土庄町豊島礼田崎

点 イ AからF見通し線上Aから100メートルのところ

// ロ BからE見通し線上Bから100メートルのところ

// ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハの2直線と大島東側AC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 共第216号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町土庄から小豆島町蒲野に至る地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町旧二生村、三都村境界 (大崎)

(北緯34度26分57.516秒、東経134度15分45.477秒の点)

// B 小豆島町権現鼻西端

// C 小豆島町チョウシャノ鼻東端

// D 小豆島町福部島高頂

// E 小豆島町釈迦ヶ鼻南西端

// F さぬき市大串崎北端

// G 小豆島町崩鼻西端

// H 土庄町黒崎南端

// I 高松市庵治町兜島高頂

// J 土庄町木香ノ鼻南端

// K 小豆島町沖の鼻南端

// L 小豆島町長者鼻西端

// M 土庄町伝法川橋南西端から護岸沿い南へ150メートルのところ

(北緯34度29分0.78秒、東経134度11分27.759秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから400メートルのところ

// ハ EからF見通し線上Eから400メートルのところ

// ニ GからH見通し線上Gから150メートルのところ

// ホ LからH見通し線上Lから150メートルのところ

// ヘ KからL見通し線上Kから2,000メートルのところ

// ト JからL見通し線上Jから500メートルのところ

// チ HからI見通し線上Hから150メートルのところ

// リ Mから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チH、リMの9直線とCE間沖出し400メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄、小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生

公示番号 共第217号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町土庄地先

イ 点の位置

基点A 淵崎、伊喜末境界 (大谷川尻中央)

(北緯34度29分41.179秒、東経134度10分16.136秒の点)

〃 B 畝木崎北端

〃 C 室崎南端

〃 D 岡山県玉野市金甲山高頂 (403メートル)

〃 E 小豊島南西端 (亀石ノ鼻)

〃 F 豊島稲塚

(北緯34度28分20.703秒、東経134度5分34.824秒の点)

〃 G 高松市稲荷山東の窪

(北緯34度19分37.575秒、東経134度2分15.373秒の点)

〃 H 黒崎南端

〃 I 高松市庵治町兜島高頂

点 イ BとAの中央点

〃 ロ HからI見通し線上Hから150メートルのところ

〃 ハ EからF見通し線上Eから100メートルのところ

〃 ニ CからG見通し線とロからハ見通し線との交差点

〃 ホ CからG見通し線とイからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イホ、ホニ、ニロ、ロHの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

公示番号 共第218号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町アワラ島地先

イ 漁場の区域 アワラ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

公示番号 共第219号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大部地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

(北緯34度33分47.955秒、東経134度19分56.993秒の点)

〃 B 小豆島町星ヶ城高頂 (817メートル)

〃 C 小部デガラモ鼻西端

〃 D 妙見崎北端

〃 E 旧大部村、北浦村境界

(北緯34度32分34.829秒、東経134度15分16.6秒の点)

〃 F 岡山県瀬戸内市邑久町木島高頂 (24メートル)

〃 G 大島北端

〃 H 大島東端

点 イ BからA見通し延長線上Aから400メートルのところ

〃 ロ CからH見通し線上Cから800メートルのところ

〃 ハ GからF見通し線上Gから250メートルのところ

〃 ニ DからF見通し線上Dから150メートルのところ

〃 ホ EからF見通し線上Eから600メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロH、Hハ、ハニ、ニホ、ホEの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町大部



公示番号 共第220号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島地先

イ 点の位置

基点A 礼田崎

// B 坊主ノ鼻

// C 后飛崎

// D 甲崎

// E 白崎

// F 虻崎

// G ホシ崎

// H 黒崎

// I 小豆島町地藏崎

// J 高松市男木島北の高頂

// K 高松市男木島灯台

// L 直島町井島鞍掛ノ鼻

// M 直島町井島団子山高頂

// N 直島町井島戸尻鼻

// O 岡山県岡山市米崎

// P 岡山県岡山市犬島東端

点 イ AからI見通し線上Aから600メートルのところ

// ロ HからA見通し延長線とBからK見通し線との交差点

// ハ BからL見通し線上Bから200メートルのところ

// ニ CからL見通し線上Cから200メートルのところ

// ホ DからN見通し線上Dから200メートルのところ

// ヘ EからO見通し線上Eから200メートルのところ

// ト FからP見通し線上Fから200メートルのところ

// チ MからF見通し延長線とJからG見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに建網	7月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・豊島家浦・豊島甲生

公示番号 共第221号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦地先 (団子瀬)

イ 点の位置

基点A 白崎

// B 宮崎

// C 岡山県岡山市米崎

// D 岡山県岡山市飯盛岩

点 イ AからC見通し線上Aから1,500メートルのところ

// ロ AからC見通し線上Aから2,600メートルのところ

// ハ BからD見通し線上Bから4,400メートルのところ

// ニ BからD見通し線上Bから3,000メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに建網	7月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・豊島家浦

公示番号 共第222号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町四海・北浦地先

イ 点の位置

基点A 旧北浦村、大部村境界

(北緯34度32分34.829秒、東経134度15分16.6秒の点)

// B 岡山県瀬戸内市呂久町木島高頂

// C 北浦小島東端

// D 岡山県瀬戸内市牛窓町黄島東端

// E 屋形崎北端

// F 早崎目島

// G 岡山県瀬戸内市牛窓町黄島西端

// H 千振島東端

// I 岡山県岡山市沖鼓島高頂

// J 葛島東北端

// K 葛島南端

// L 小豊島北西端

// M 豊島ホシ崎

// N 小豊島南西端 (亀石ノ鼻)

// O 豊島稲塚

(北緯34度28分20.703秒、東経134度5分34.824秒の点)

// P 高松市稻荷山東の窪

(北緯34度19分37.575秒、東経134度2分15.373秒の点)

// Q 黒崎

// R 高松市庵治町兜島高頂

// S 畝木崎北端

// T 淵崎、伊喜末境界 (大谷川尻中央)

(北緯34度29分41.179秒、東経134度10分16.136秒の点)

// U 室崎南端

// V 岡山県玉野市金甲山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから600メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

// ハ EからD見通し線上Eから150メートルのところ

// ニ FからG見通し線上Fから200メートルのところ

// ホ HからI見通し線上Hから700メートルのところ

// ヘ LからM見通し線上Lから100メートルのところ

// ト NからO見通し線上Nから100メートルのところ

// チ QからR見通し線上Qから150メートルのところ

// リ トからチ見通し線とUからP見通し線との交差点

// ヌ SとTの中央点

// ル ヌからV見通し線とUからP見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 AI、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホJ、Kへ、へト、トリ、リル、ルヌ、ヌT  
の12直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び葛島周囲最大高潮時海岸線から  
沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に  
ついては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のもの  
を使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜・滝宮・馬越・屋形崎・見目・小海

公示番号 共第223号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田・福田地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

(北緯34度33分47.955秒、東経134度19分56.993秒の点)

〃 B 藤崎

〃 C 金ヶ崎

〃 D 旧福田村、安田村境界

(北緯34度31分50.584秒、東経134度21分35.156秒の点)

〃 E 星ヶ城高頂 (817メートル)

〃 F 兵庫県姫路市家島町院下島高頂

〃 G 兵庫県姫路市家島町松島高頂

点 イ EからA見通し延長線上Aから400メートルのところ

〃 ロ BからF見通し線上Bから400メートルのところ

〃 ハ CからG見通し線上Cから150メートルのところ

〃 ニ Dから真方位75度250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニDの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷

公示番号 共第224号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町干出岩・小磯地先

イ 点の位置

基点A 干出岩頂上

〃 B 小磯頂上

点 イ BからA見通し延長線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからB見通し延長線上Bから100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にイから南東へ100メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ100メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にロから北西へ100メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町福田・当浜・岩谷

## 公示番号 共第225号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町水ノ子礁・マゴソワイ・中瀬岩地先

#### イ 点の位置

基点A 水ノ子礁頂上

〃 B 干出岩

点 イ AからB見通し線上Aから2,000メートルのところ

〃 ロ BからA見通し延長線上Aから300メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北東へ300メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にロから南西へ300メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南西へ300メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にイから北東へ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町当浜・岩谷・橋

公示番号 共第226号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町当浜から二面に至る地先

イ 点の位置

基点A 旧安田村、福田村境界

(北緯34度31分50.584秒、東経134度21分35.156秒の点)

// B 坂手とびのす

// C 風ノ子島西端

// D 大角鼻

// E 赤鼻

// F 草壁、安田境界 (木庄川尻中央)

(北緯34度28分38.866秒、東経134度18分36.762秒の点)

// G 西村水木東の鼻

// H 旧二生村、三都村境界 (大崎)

(北緯34度26分57.516秒、東経134度15分45.477秒の点)

// I 権現鼻

// J 内海港草壁東防波堤基部から先端へ20メートルのところ

(北緯34度28分40.127秒、東経134度17分56.011秒の点)

// K 内海港草壁第五護岸南端

// L 別当川右岸護岸南端

// M 田浦松ヶ鼻突端

// N 小豆島町西村、二面境界

(北緯34度28分3.073秒、東経134度16分3.592秒の点)

点 イ Aから真方位75度250メートルのところ

// ロ FからE見通し線上Fから400メートルのところ

// ハ GからI見通し線上Gから250メートルのところ

// ニ HからI見通し線上Hから270メートルのところ

// ホ Jから真方位204度30分34メートルのところ

// ヘ Jからホ見通し線と直角にホから南東へ29メートルのところ

// ト Kから真方位114度30分201メートルのところ

// チ Kからト見通し線と直角にトから南西へ13メートルのところ

// リ BからC見通し線上Bから250メートルのところ

// ヌ BからC見通し線上Cから270メートルのところ

// ル MからH見通し線上Mから270メートルのところ

// ヲ MからH見通し線上Mから250メートルのところ

// ワ NからM見通し線上Nから270メートルのところ

// カ NからM見通し線上Nから250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bリの2直線とAB間沖出し250メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、BC、CDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Cヌ、Mルの2直線とBM間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、城ヶ島、苗羽弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し250メートル以内



の区域、風ノ子島、坂手小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域、Eロ、ロハ、ハGの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Gハ、カNの2直線とGN間沖出し250メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにNワ、ニHの2直線とNH間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Jホ、ホへ、チト、トLの4直線とへち間内海港港湾環境整備事業に係る埋立免許区域（平成10年2月20日9港A第77号）外周護岸沖出し39メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町のうち旧内海町・二面・室生

公示番号 共第227号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島地先

イ 漁場の区域 大福部島、小福部島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

公示番号 共第228号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町地先

イ 点の位置

基点A 玉藻町レクザムホール (香川県県民ホール) 小ホール棟南西角

// B 土庄町小豊島東端

// C 庵治町大島北の高頂 (62メートル)

// D 大槌島高頂

// E 男木島南端

// F 神在港北防波堤突端

// G 小槌島高頂

// H 女木島南の高頂 (216メートル)

// I 直島町柏島西端

// J 帆槌鼻

// K 香東川尻中央点

(北緯34度21分17.303秒、東経134度1分21.497秒の点)

// L 庵治町大島アバギの鼻

// M 土庄町小豊島南東端

// N 女木島北端

// O 大崎鼻北端

点 イ AからI見通し線とJからK見通し線との交差点

// ロ AからB見通し線とLからI見通し線との交差点

// ハ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

// ニ CからD見通し線とNからM見通し線との交差点

// ホ EからF見通し線とニからO見通し線との交差点

// ヘ EからF見通し線とHからG見通し線との交差点

// ト AからI見通し線とHからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市女木町・男木町

## 公示番号 共第229号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町地先

イ 点の位置

基点A 男木島北端

// B 土庄町豊島礼田崎南端

// C 土庄町小豊島南東端

// D 庵治町大島北の高頂 (62メートル)

// E 屋島長崎鼻北端

// F 女木島北端

// G 香西芝山高頂 (44メートル)

// H 坂出市王越町大崎山高頂 (231メートル)

// I 大崎鼻北端

// J 直島町荒神島西端

// K 大槌島高頂

// L 土庄町豊島ダツダカ鼻

点 イ AからB見通し線とEからL見通し線との交差点

// ロ EからL見通し線とFからC見通し線との交差点

// ハ DからK見通し線とFからC見通し線との交差点

// ニ GからJ見通し線とIからハ見通し線との交差点

// ホ GからJ見通し線とHからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市女木町・男木町

公示番号 共第230号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市大槌島地先

イ 点の位置

基点A 大槌島東海岸の香川県、岡山県境界

〃 B 大槌島西海岸の香川県、岡山県境界

〃 C 男木島北端

〃 D 坂出市室木島南端

点 イ AからC見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市(高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)、坂出市王越町

公示番号 共第231号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市小槌島地先

イ 漁場の区域 高松市小槌島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市(高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)、坂出市王越町

公示番号 共第232号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町地先

イ 点の位置

基点A 土庄町豊島虻崎北端

// B 井島戸尻鼻の直島町、玉野市境界

// C 土庄町豊島ダツダカ鼻

// D 井島鞍掛ノ鼻東端

// E 井島鞍掛ノ鼻南端

// F 局島東の六郎島北東端

// G 向島荒崎ノ鼻東端

// H 尾高島南東端

// I 高松市男木町トウガ鼻北端

// J 柏島東端

// K 柏島南東端

// L 高松市女木島西端

// M 柏島南端

// N 俎石

// O 宮浦港沖2号防波堤灯台から防波堤沿い90メートルのところ  
(北緯34度27分21.618秒、東経133度58分14.581秒の点)

// P 荒神島南西端

// Q 高松市大槌島高頂

// R 荒神島西端

// S 岡山県玉野市犬尻鼻

// T 岡山県玉野市日比地藏山高頂 (158メートル)

// U トビス西端

// V 上島島高頂

// W 屏風島唐人鼻高頂

// X 岡山県玉野市田井先丁場の高頂 (エビス山高頂から真方位230度の方向)

// Y 岡山県玉野市田井前丁場タヌキ山高頂 (91メートル)

// Z 岡山県玉野市田井童崎

// (A) 岡山県玉野市田井慈照院

// (B) (A) から真方位94度26分10秒95メートルの点  
(北緯34度31分32.603秒、東経133度57分38.591秒の点)

// (C) 岡山県玉野市田井旧池畑防波堤基部

// (D) 岡山県玉野市日向山高頂(201メートル)

// (E) 岡山県玉野市後閑神社 (八幡宮)

// (F) 岡山県玉野市後閑エビス山高頂 (68メートル)

// (G) 岡山県玉野市投石

// (H) 井島ヘラガ崎ベニ石

点 イ AからB見通し線上Bから150メートルのところ

// ロ DからI見通し線上Dから150メートルのところ

// ハ EからI見通し線上Eから150メートルのところ

- 〃 ニ GからC見通し線上Gから100メートルのところ
  - 〃 ホ HからI見通し線上Hから200メートルのところ
  - 〃 へ JからI見通し線上Jから200メートルのところ
  - 〃 ト KからL見通し線上Kから200メートルのところ
  - 〃 チ MからL見通し線上Mから200メートルのところ
  - 〃 リ MからL見通し線上Mから100メートルのところ
  - 〃 ヌ PからQ見通し長上Pから200メートルのところ
  - 〃 ル PからQ見通し長上Pから100メートルのところ
  - 〃 フ チからヌ見通し線と宇高東航路東端線との交差点
  - 〃 ワ リからル見通し線と宇高東航路東端線の交差点
  - 〃 カ チからヌ見通し線上フからチへ270メートルのところ
  - 〃 ヨ リからル見通し線上ワからリへ270メートルのところ
  - 〃 タ チからヌ見通し線とNからO見通し線との交差点
  - 〃 レ リからル見通し線とNからO見通し線との交差点
  - 〃 ソ SからR見通し線とルからU見通し線との交差点
  - 〃 ツ ルからU見通し延長線とTからW見通し線との交差点
  - 〃 ネ VからZ見通し線とTからW見通し線との交差点
  - 〃 ナ VからZ見通し線とYから(F)見通し線との交差点
  - 〃 ラ Yから(F)見通し線と(B)から(H)見通し線との交差点
  - 〃 ム Xから(F)見通し線と(B)から(H)見通し線との交差点
  - 〃 ウ Xから(F)見通し線と(C)から(H)見通し線との交差点
  - 〃 𠂔 Zから(G)見通し線とFから(E)見通し線との交差点
  - 〃 ノ ウから𠂔見通し線と(D)から(H)見通し線との交差点
  - 〃 オ Fから(E)見通し線と(D)から(H)見通し線の交差点
  - 〃 ク Fから(E)見通し線と(B)から(H)見通し線の交差点
- ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロハ、ハF、Fニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チカ、カヨ、ヨレ、レタ、タヌ、ヌソ、ソツ、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ、ノオ、オク、ク(H)の25直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、寺島水道(獅子渡ノ鼻と早崎を結んだ線及びタツノ口鼻と重石ノ鼻とを結んだ線の内側の水道)内を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 香川郡直島町



公示番号 共第233号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西側地先

イ 点の位置

基点A 屋島長崎鼻西端

// B 朝日町C地区埋立地北東角 (高松市朝日町5丁目埋立地北東角)

// C 旧木太塩田 (パブリックゴルフ場) 北東端

// D 土庄町豊島唐櫃送電用鉄塔

// E 屋島西町旧屋島新塩田西端

// F 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ252メートルのところ  
(北緯34度21分12.703秒、東経134度4分44.509秒の点)

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

// ロ EからF見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市 (男木町、女木町を除く。)

公示番号 共第234号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先

イ 点の位置

基点A 直島町荒神島高頂

// B 高松港2万トンバース南西角から岸壁沿い北東へ117メートルのところ  
(北緯34度21分22.641秒、東経134度2分53.338秒の点)

// C ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角  
(北緯34度21分16.426秒、東経134度2分41.912秒の点)

// D 牛ノ鼻

// E 神在鼻

// F 香東川左岸突端 (高松市食肉センター北側護岸東角)

// G Fから護岸沿い西へ200メートルのところ (食肉センター北側護岸西角)

// H 貯木場埋立地北側護岸西角

// I 本津川左岸旧突端 (香西本町イヌイ株式会社北東角)

// J 香西本町埋立地北東角

// K 香西本町埋立地北西角

点 イ Cから真方位6度18分258メートルのところ

// ロ Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点

// ハ イからロ見通し線上イから150メートルのところ

// ニ ハから真方位222度00分46メートルのところ

// ホ ニから真方位132度00分の線と陸岸との交差点

// ヘ 食肉センター北側護岸と直角にGから北へ380メートルのところ

// ト Iから真方位95度00分8メートルのところ

// チ トから真方位5度00分195メートルのところ

// リ チから真方位95度00分9メートルのところ

// ヌ リから真方位5度00分230メートルのところ

// ル ヌから真方位280度00分420メートルのところ

// ヲ ルから真方位190度00分の線とKからE見通し線との交差点

// ワ DからB見通し線とKからE見通し線との交差点

// カ 北緯34度21分32.912秒、東経134度1分5.826秒の点

// コ 北緯34度21分32.164秒、東経134度1分14.742秒の点

// タ 北緯34度21分26.855秒、東経134度1分11.276秒の点

// チ 北緯34度21分28.675秒、東経134度1分5.362秒の点

ウ 漁場の区域 区域 ロイ、イワ、ワヲ、ヲル、ルヌ、ヌリ、リチ、チト、トIの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (河川にあつては、川尻までとする。)。ただしロハ、ハニ、ニホの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Gへ、へHの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びカヨ、ヨタ、タへ、へレ、レカの5直線で囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

公示番号 共第235号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

イ 点の位置

基点A 神在港東防波堤基部

// B 牛ノ鼻

// C 神在鼻

// D 亀水漁港1号防波堤基部

// E 大崎ノ鼻(高松市、坂出市境界)

// F 小槌島高頂

// G 直島町柏島南端

// H 土庄町豊島壇山高頂(339.5メートル)

// I 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角

// J 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角

点 イ Bから真方位96度30分300メートルのところ

// ロ CからG見通し線上Cから400メートルのところ

// ハ EからF見通し線上Eから150メートルのところ

// ニ AからH見通し線とイからロ見通し線との交差点

// ホ Dから真方位307度30分462メートルのところ

// ヘ ホから真方位179度30分593メートルのところ

// ト へから真方位119度00分35メートルのところ

// チ トから真方位209度00分60メートルのところ

// リ チから真方位74度00分155メートルのところ

// ヌ Dから真方位301度30分618メートルのところ

// ル ヌから真方位173度30分582メートルのところ

// ヲ ルから真方位190度30分97メートルのところ

// ワ ヲから真方位149度00分55メートルのところ

// カ ワから真方位274度00分225メートルのところ

// ヨ Iから真方位335度00分17メートルのところ

// タ Jから真方位335度00分17メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aニ、ニロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあっては、川尻までとする。)。ただし、ホへ、へト、トチ、チリ、カワ、ワヲ、ヲル、ルヌ、ヌホの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びIヨ、ヨタ、タJの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

## 免許番号 共第236号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市地先

イ 点の位置

基点A 大崎鼻 (高松市、坂出市境界)

〃 B 高松市小槌島高頂

〃 C 王越町大崎山高頂

〃 D 王越町宮ノ鼻

〃 E 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

〃 F 王越町龍宮山高頂 (174メートル)

〃 G 岡山県釜島北東端

〃 H 王越町、大屋富町境界

〃 I 小瀬居島北端

〃 J 旧総社塩田北西護岸北角

〃 K 小与島北東端

〃 L 旧総社塩田北西護岸西角から護岸沿い北東へ100メートルのところ  
(北緯34度20分40.796秒、東経133度52分57.768秒の点)

〃 M 室木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから500メートルのところ

〃 ハ DからE見通し線上Dから200メートルのところ

〃 ニ FからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ200メートルのところ

〃 ホ HからI見通し線上Hから200メートルのところ

〃 ヘ JからK見通し線上Jから200メートルのところ

〃 ト LからM見通し線上Lから360メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トLの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (河川にあっては、川尻までとする。)。ただし、昭和21年8月1日 (株) 松浦工業が埋立免許を受けた坂出市大屋富町字釜屋浦3099番地先海面を除き、大番橋地先海面にあっては、大番橋北西側から北西へ10メートルのところまでとする。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・香西本町、坂出市王越町・大屋富町・林田町・江尻町・御供所町、綾歌郡宇多津町、丸亀市土器町・御供所町・富士見町・北平山町・福島町

## 公示番号 共第237号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町、丸亀市、仲多度郡多度津町地先

イ 点の位置

基点A 坂出市番の州B物揚場北西端から護岸沿い南へ150メートルのところ  
(北緯34度19分30.47秒、東経133度49分41.993秒の点)

// B 丸亀市上真島高頂

// C 丸亀市牛島町ザトーメ鼻南端

// D 丸亀市下真島高頂

// E 丸亀市本島町カブラサキ鼻

// F 多度津町岩島高頂

// G 三豊市詫間町志々島東端

// H 多度津町、三豊市三野町境界

// I 宇多津町大東川尻左岸護岸突端

// J 宇多津町宇多津港防波堤突端

// K 宇多津町旧沖柵塩田北護岸防砂堤基部から突端へ150メートルのところ  
(北緯34度19分6.532秒、東経133度48分51.988秒の点)

// L 宇多津町旧沖柵塩田北護岸西角

// M 丸亀港福島2号護岸東端から護岸沿い西へ4メートルのところ  
(北緯34度17分44.205秒、東経133度47分31.097秒の点)

// N 丸亀市旧蓬菜塩田護岸東端

// O 丸亀市広島東端

// P 多度津町蛭子港4号護岸東端

// Q 多度津町臨海土地A地区(東港町)北護岸東端

// R 多度津町臨海土地B地区(西港町)東防波堤突端

// S 多度津町臨海土地B地区(西港町)北護岸東角

// T 多度津町臨海土地B地区(西港町)北護岸西角

// U 多度津町臨海土地B地区(西港町)西防波堤屈折部

// V 多度津町臨海土地B地区(西港町)西護岸北角

// (A) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ272メートルのところ  
(北緯34度19分20秒、東経133度49分19秒の点)

// (B) 宇多津町吉田埋立地西護岸角防波堤基部から護岸沿い東へ101メートルのところ  
(北緯34度19分33秒、東経133度49分26秒の点)

// (C) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ334メートルのところ  
(北緯34度19分6秒、東経133度49分15秒の点)

// (D) 宇多津町大東川尻左岸護岸突端から護岸沿い南へ121メートルのところ  
(北緯34度19分33秒、東経133度49分26秒の点)

// (E) 宇多津町旧沖柵塩田西端屈折部から南へ31メートルのところ  
(北緯34度18分14秒、東経133度48分28秒の点)

// (F) 丸亀市土器町北1-2(株)朝日スチール工業丸亀工場敷地南東角から北東へ13メートルのところ

(北緯34度18分13秒、東経133度48分27秒の点)

- // (G) 多度津町臨海土地 (堀江5丁目) 終末処理場北側護岸東端
  - // (H) 多度津町臨海土地 (堀江5丁目) 終末処理場北側護岸西端
  - // (I) 丸亀港東汐入川東護岸北端
  - // (J) (I) から護岸沿い南へ77メートルのところ  
(北緯34度18分3.865秒、東経133度47分49.29秒の点)
  - // (K) 丸亀港東汐入川西護岸北端
  - // (L) (K) から護岸沿い南へ66メートルのところ  
(北緯34度18分2.636秒、東経133度47分46.682秒の点)
  - // (M) 丸亀港福島2号護岸東端
  - // (N) 丸亀港西堀2号護岸南端
  - // (O) 旧三洋汽船岸壁北端
  - // (P) 外堀岸壁旧岸壁北端
  - // (Q) 丸亀航路標識事務所西側護岸円曲部北端
  - // (R) 丸亀検潮所西側護岸北端
  - // (S) 丸亀市丸亀競艇場南駐車場北護岸西端
  - // (T) 丸亀市丸亀競艇場船着場突堤端西角
  - // (U) 丸亀市丸亀競艇場西防波堤突堤端南角
  - // (V) 丸亀市丸亀競艇場西防波堤上部工西端の見通し延長線と丸亀競艇場北端護岸上端部の見通し延長線との交点 (金属鉋)
- 点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ
- // ロ DからE見通し線上Dから150メートルのところ
  - // ハ FからG見通し線上Fから150メートルのところ
  - // ニ 大東川尻左岸護岸延長線と新宇多津港防波堤延長線との交差点
  - // ホ 旧沖柵塩田西護岸北延長線上Lから150メートルのところ
  - // ヘ MからN見通し延長線とDからB見通し線との交差点
  - // ト OからD見通し延長線と昭和町埋立地北護岸との交差点
  - // チ SからT見通し延長線とVからU見通し延長線との交差点
  - // リ Aからイ見通し線と(A)から(B)見通し線との交差点
  - // ヌ (G)から(H)見通し延長線上(H)から150メートルのところ
  - // ル PからO見通し線上Pから150メートルのところ
  - // フ 多度津町臨海土地 (堀江5丁目) 終末処理場西側護岸と平行にヌから南へ284メートルのところ
  - // ワ (J)から(L)見通し延長線上(J)から11メートルのところ
  - // カ ワから東汐入川東護岸と平行に南へ200メートルのところ
  - // ヨ (L)から(J)見通し延長線上(L)から3メートルのところ
  - // タ ヨから東汐入川西護岸と平行に南へ200メートルのところ
  - // レ 丸亀港福島2号岸壁延長線上(M)から北東へ2メートルのところ
  - // ソ (N)から丸亀港内堀南物揚場沿い東へ2メートルのところ
  - // ツ (O)から(P)見通し延長線上(P)から5メートルのところ
  - // ネ (Q)から(R)見通し延長線上(R)から8メートルのところ
  - // ナ ツを通り外堀岸壁旧岸壁面に平行な直線とネを通り(株)丸亀魚市場荷捌き所前の



外堀岸壁に平行な直線との交差点

ラ (U) の護岸法尻から沖出し5メートルのところ

ム ラから丸亀競艇場西防波堤沿いの護岸法尻から沖出し5メートルの連続した線を通った延長線と (V) の護岸から直角に沖出し方向の線との交差点

ウ 漁場の区域 (A) リ、リイ、イロ、ロハ、ハF、FHの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、大東川にあつては (C) から (D) 見通し線まで、安達川にあつては (E) から (F) 見通し線まで、土器川にあつては土器川大橋下流側から下流10メートルのところまで、金倉川にあつては金倉川橋下流側から下流10メートルのところまでとする。なお、次の (ア) から (サ) までの区域を除く。

(ア) Iニ、ニJの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(イ) Kホ、ホLの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(ウ) MN、Nへ、へD、Dトの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(エ) (H) ヌ、ヌヲ、ヲル、ルPの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(オ) QからR見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(カ) Tチ、チUの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(キ) 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(ク) (J) ワ、ワカ、カタ、タヨ、ヨ (L) の5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(ケ) (M) レ、(N) ソの2直線と (M) (N) 間沖出し2メートルの直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(コ) (P) ツ、ツナ、ナネ、ネ (R) の4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(サ) (S) (T) 、(T) ラの2直線とラム間の直線及び曲線とム (V) の直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

オ 港内にあつては、港長の承認を得て操業しなければならない。

カ 丸亀港、多度津港の出入港船舶の航行を妨げないよう操業しなければならない。

(5) 関係地区 坂出市(坂出市漁業協同組合の地区に限る。)、綾歌郡宇多津町、丸亀市(丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)、仲多度郡多度津町(多度津町・白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第238号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北東地先

イ 点の位置

基点A 東浦漁港本浦南防波堤東角 (旧本浦大石)

〃 B 大屋富町相模坊

〃 C 瀬居島北浦大石

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ Cから真方位0度150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島

公示番号 共第239号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島地先

イ 点の位置

基点A 番ノ洲埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ  
(北緯34度20分40.628秒、東経133度49分19.038秒の点)

// B 沙弥島北端

// C 瀬居島北西端

// D 沙弥港北防波堤基部

// E 坂出市乃生岬北端

点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

// ロ BからC見通し線と番ノ洲埋立地北西護岸との交差点

// ハ DからE見通し線と瀬戸大橋記念公園西側護岸との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、Dハの2直線とAD間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島

公示番号 共第240号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小瀬居島地先

イ 漁場の区域 小瀬居島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町

公示番号 共第241号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市三ツ子島地先

イ 漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市与島町

公示番号 共第242号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市与島町

公示番号 共第243号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市与島町・鍋島・羽佐島地先

イ 漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市与島町

公示番号 共第244号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先

イ 漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市岩黒



公示番号 共第245号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市室木島地先

イ 漁場の区域 室木島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市櫃石

公示番号 共第246号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大裸島・小裸島地先

イ 漁場の区域 大裸島・小裸島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市櫃石

公示番号 共第247号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石・歩渡島地先

イ 漁場の区域 櫃石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 坂出市与島町・岩黒・櫃石

公示番号 共第248号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市牛島町地先

イ 漁場の区域 牛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町・牛島

公示番号 共第249号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町地先

イ 点の位置

基点A 亀山鼻東端

// B 坂出市与島南西端

// C 黒鼻南端

// D 牛島町ハッセン鼻西端

// E カブラサキ鼻西端

// F 広島町竹浦鼻南端

// G 岡山県下水島南西端

// H 岡山県杓島高頂

// I 広島北端

// J タコツボ鼻北端

// K 長崎鼻北端

// L 弁天島西端

// M 向島北端

// N 長島東端

// O 向島東端

// P 坂出市櫃石島南端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

// ハ EからF見通し線とGからH見通し延長線との交差点

// ニ IからJ見通し線とGからH見通し延長線との交差点

// ホ LからG見通し線上Lから150メートルのところ

// ヘ IからJ見通し線とKからホ見通し線との交差点

// ト MからN見通し線上Mから150メートルのところ

// チ OからP見通し線上Oから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニへ、へホ、ホト、トチ、チイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、雀ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域を含む。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 共第250号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町長島地先

イ 漁場の区域 長島と西の礁周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 共第251号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町地先

イ 漁場の区域 広島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、埋立地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町

公示番号 共第252号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町地先

イ 漁場の区域 手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 丸亀市手島町



公示番号 共第253号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町小手島地先

イ 漁場の区域 小手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町小手島

公示番号 共第254号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳東部地先

イ 点の位置

基点A 佐柳島南端

〃 B 小島南端

〃 C 岡山県真鍋島北端

〃 D 佐柳島北端

〃 E 丸亀市本島町カブラサキ鼻西端

〃 F 丸亀市広島町エンド鼻南端

点 イ CからD見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

公示番号 共第255号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳西部地先

イ 点の位置

基点A 丸亀市手島北西端

〃 B 佐柳島北西端

〃 C 高見島南西端

〃 D 佐柳島南西端

点 イ AからB見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

公示番号 共第256号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見島地先

イ 点の位置

基点A 高見島北端

// B 丸亀市牛島町ハッセン鼻西端

// C 高見島南東端

// D 高見島南端

// E 多度津町二面島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから2,000メートルのところ

// ロ CからB見通し線上Cから2,000メートルのところ

// ハ CからB見通し線上Cから100メートルのところ

// ニ DからE見通し線上Dから100メートルのところ

// ホ DからE見通し線上Dから1,500メートルのところ

// ヘ AからE見通し線上Aから1,500メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニホ、ホへ、へAの6直線とハニ間沖出し100メートルの只  
曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町高見

公示番号 共第257号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町二面島地先

イ 漁場の区域 二面島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町高見、三豊市詫間町粟島

## 公示番号 共第258号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町志々島地先

イ 点の位置

基点A 新田城高頂

〃 B 栗島立髪南端

〃 C 多度津町佐柳島高頂

〃 D 多度津町高見島南西端

〃 E 多度津町小島西端

〃 F 矢倉石中央

〃 G 丸亀市上真島南端

〃 H 丸亀市下真島北端

点 イ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ハ CからD見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

〃 ニ EからF見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに建網漁業	6月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町

公示番号 共第259号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町栗島地先

イ 点の位置

基点A 観音崎

〃 B 多度津町二面島西端

〃 C 志々島北端

〃 D 須田港入口中央

〃 E 岡山県笠岡市六島南西端

〃 F 矢倉石中央

〃 G 岡山県笠岡市六島北端

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ロ AからC見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ハ AからC見通し線とDからF見通し線との交差点

〃 ニ AからB見通し線とFからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハF、Fニ、ニイの5直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町

## 公示番号 共第260号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町から詫間町三崎突端に至る地先

イ 点の位置

基点A 三崎突端

〃 B 愛媛県越智郡江の島高頂

〃 C 広島県福山市宇治島東端

〃 D 早崎

〃 E 岡山県笠岡市六島東端

〃 F 室浜漁港南防波堤基部

〃 G 岡山県笠岡市真鍋島東端

〃 H 箱崎東端

〃 I 多度津町二面島高頂

〃 J 積漁港北防波堤旧突端

〃 K 志々島北端

〃 L 香田鼻

〃 M 粟島不天洲南端

〃 N 三玉岩中央

〃 O 多度津町岩島高頂

〃 P 多度津町、三豊市三野町境界

〃 Q 志々島東端

〃 R 水出埋立地北西角

〃 S 高谷貯木場3号防波堤基部

〃 T 高谷貯木場3号防波堤突端

〃 U 高谷鼻

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

〃 ロ AからC見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ DからE見通し線上Dから500メートルのところ

〃 ニ FからG見通し線上Fから500メートルのところ

〃 ホ HからI見通し線上Hから500メートルのところ

〃 ヘ JからK見通し線上Jから100メートルのところ

〃 ト LからM見通し線上Lから100メートルのところ

〃 チ OからQ見通し線上Oから150メートルのところ

〃 リ RからU見通し線とSからT見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トN、Nチ、チO、OPの11直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあっては、河尻までとする。)。ただし、Rリ、リTの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し500メートル以内の区域を除く。



(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町

## 公示番号 共第261号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町三崎突端から仁尾町に至る地先

イ 点の位置

- 基点A 三豊市仁尾町、観音寺市境界
- 〃 B 観音寺市円上島北端
- 〃 C 詫間町、仁尾町境界
- 〃 D 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)
- 〃 E 古三崎突端
- 〃 F 三崎突端
- 〃 G 愛媛県越智郡江の島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから1,000メートルのところ

〃 ハ EからB見通し線上Eから1,000メートルのところ

〃 ニ FからG見通し線上Fから1,000メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニFの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。  
ただし、仁尾港金坂地区1号防波堤突端から2号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に  
囲まれた区域を除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町大浜・積・箱・生里・仁尾町

## 公示番号 共第262号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市室本町から観音寺市豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

// B 伊吹町赤崎

// C 関谷港南防波堤基部

// D 小股島高頂

// E 江甫草 (九十九) 山南端 (北緯34度8分59秒、東経133度38分30秒の点)

// F 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

// G 三豊市仁尾町、観音寺市境界

// H 円上島北端

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ

// ハ EからF見通し線上Eから1,200メートルのところ

// ニ GからH見通し線上Gから1,000メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニGの5直線と最大高潮時海岸線 (観音寺港にあつては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあつては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場跡地南西端を結んだ線まで、財田川にあつては三架橋橋脚まで、柞田川にあつては鉄橋橋脚までとする。) に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域 (平成11年香川県告示第886号) 及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

オ 観音寺港の出入港船舶に対し航行を妨げないよう操業しなければならない。

(5) 関係地区 観音寺市大野原町・豊浜町・観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町  
・柞田町・室本町

公示番号 共第263号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先

イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

## 公示番号 共第264号 (建網)

### (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先
- イ 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

### (3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

### (5) 関係地区 観音寺市伊吹町

公示番号 共第265号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲 (オンゴー岩を含む) 最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
	磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
	春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

公示番号 共第301号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市兀崎地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 竜王山東の窪

(北緯34度11分30.628秒、東経134度25分28.434秒の点)

〃 C 通念島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ロ BからA見通し延長線上Aから1,000メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロAの3直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股、徳島県鳴門市北灘町

公示番号 共第302号 (角網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市坂元、南野地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

// B 竜王山東の窪

// C 通念島高頂

// D 松島東端

// E 徳島県鳴門市北灘町三津吉崎

点 イ BからA見通し延長線上Aから1,000メートルのところ

// ロ イからC見通し線上イから1,000メートルのところ

// ハ DからE見通し線とBからA見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロD、Dハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あじ・さば角網漁業	6月1日から翌年1月10日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股



公示番号 共第303号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田沖

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

// B 犬もどり

// C 虎丸山高頂

// D 兵庫県男鹿島高頂

// E 兵庫県上島灯台

// F 徳島県鳴門市瀬戸町北泊北端

点 イ AからE見通し線上Aから900メートルのところ

// ロ BからD見通し線上Bから900メートルのところ

// ハ Cから真方位23度30分旧海岸線から8,800メートルのところ  
(北緯34度19分46秒、東経134度22分30秒の点)

// ニ ハからF見通し線とBからD見通し線との交差点

// ホ ハからF見通し線とAからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロニ、ニホ、ホイの3直線とAB間最大高潮時海岸線から沖出し900メートルの  
只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい・さわら桝網漁業	3月15日から5月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 操業位置については、共第307号の桝網漁業権者と協議しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第304号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 点の位置

基点A 松島西端

// B 徳島県鳴門市大麻山高頂

// C 松島東端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

// ロ CからB見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から翌年2月15日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第305号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 点の位置

基点A 毛無島東端

// B 双子島高頂

// C 毛無島西端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

// ロ CからB見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	7月15日から翌年2月15日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 共第306号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 犬もどり

〃 C 兵庫県淡路市江崎

〃 D 通念島高頂

点 イ AからD見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから900メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し900メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から翌年2月15日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

## 公示番号 共第307号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠、さぬき市津田町鶴羽沖

イ 点の位置

基点A 犬もどり

// B 虎丸山高頂

// C 打伏の鼻

// D 高松市庵治町高島北端

// E 小豆島町風ノ子島東端

// F 兵庫県男鹿島高頂

// G 徳島県鳴門市瀬戸町北泊北端

点 イ Bから真方位23度30分旧海岸線から8,800メートルのところ

// ロ AからF見通し線上Aから900メートルのところ

// ハ CからE見通し線上Cから900メートルのところ

// ニ CからE見通し線とイからD見通し線との交差点

// ホ AからF見通し線とイからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ハニ、ニイ、イホ、ホロの4直線とAC間沖出し900メートルの只曲線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい・さわら桝網漁業	3月20日から6月20日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 操業位置については共第303号桝網漁業権者と協議しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠、さぬき市津田町鶴羽

## 公示番号 共第308号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠地先

イ 点の位置

基点A 犬もどり

〃 B 東かがわ市、さぬき市境界

〃 C 兵庫県西島高頂

〃 D 兵庫県淡路市江崎

〃 E 三本松港西埋立地南西角

〃 F Eから護岸沿い北へ75メートルのところ

〃 G 三本松港西埋立地北西角

〃 H 三本松港西防波堤旧突端

点 イ AからD見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから900メートルのところ

〃 ハ Eから真方位306度42分20メートルのところ

〃 ニ Fから真方位306度42分20メートルのところ

〃 ホ Gから真方位351度41分28メートルのところ

〃 ヘ Hから真方位342度74メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し900メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については旧海岸線を基準とする。また、Eハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘHの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 共第309号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠地先

イ 点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤赤灯台

〃 B 虎丸山高頂

〃 C 東かがわ市、さぬき市境界

〃 D さぬき市丸山鼻

〃 E さぬき市鷹島高頂

〃 F 兵庫県西島高頂

〃 G 一ツ島高頂

点 イ AからD見通し線とBから真方位23度30分の線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ニ EからG見通し線とBから真方位23度30分の線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい・すずき柵網漁業	11月1日から翌年1月10日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 共第310号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町地先

イ 点の位置

基点A 東かがわ市、さぬき市境界

〃 B 鵜部鼻北西端

〃 C 名古島北西端

〃 D 北山高頂 (307メートル)

〃 E 大鼻東端

〃 F 鷹島南西端

〃 G 兵庫県西島高頂

点 イ AからG見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ロ BからC見通し延長線とDからイ見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し延長線とBからC見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町



公示番号 共第311号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

基点A 北山高頂 (307メートル)

〃 B 東かがわ市絹島高頂

〃 C 丸山鼻南東端

〃 D 東かがわ市北山鼻北端

〃 E 鵜部鼻北西端

〃 F 東かがわ市、さぬき市境界

〃 G 名古島西端

〃 H 兵庫県西島高頂

点 イ AからB見通し線とEからG見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とFからH見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線とFからH見通し線との交差点

〃 ニ CからD見通し線とEからG見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

公示番号 共第312号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田地先

イ 点の位置

基点A 虎ヶ鼻

// B 馬ヶ鼻

// C 苦張弁天鼻

// D 大串崎

// E 小豆島町地藏崎灯台

// F 小豆島町大角鼻灯台

点 イ AからF見通し線上Aから900メートルのところ

// ロ BからE見通し線上Bから900メートルのところ

// ハ CからE見通し線上Cから900メートルのところ

// ニ DからE見通し線上Dから900メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニDの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市小田

## 公示番号 共第313号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄地先

イ 点の位置

基点A 大串崎

〃 B ヒョウタンゴ鼻北端

〃 C 牟礼港赤灯台

〃 D 小豆島町三都崩鼻

〃 E 白方大水門東端

点 イ AからD見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ

〃 ハ Eから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロ、Eハの3直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 共第314号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A 大串崎

〃 B 小串崎

〃 C 庵治町高島高頂

〃 D 小豆島町三都崩鼻

点 イ AからD見通し線上Aから 350 メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから 100 メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線とAB間沖出し 350 メートルの只曲線との東側交差点

〃 ニ イからロ見通し線とAB間沖出し 350 メートルの只曲線との西側交差点

ウ 漁場の区域 直線ハニとAB間沖出し350メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 共第315号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度、高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端

〃 B 鳶ヶ巣鼻

〃 C 松ヶ鼻

〃 D 小串崎

点 イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからB見通し線上イから350メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Cハの2直線とイC間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町

公示番号 共第316号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先

イ 点の位置

基点A 太鼓鼻東端

〃 B 松ヶ鼻

〃 C さぬき市小串崎

〃 D さぬき市大串崎

点 イ AからD見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月1日から9月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

## 公示番号共第317号（桝網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町新開地先

イ 点の位置

基点A 新開埋立地南西角

〃 B 米ハカリ鼻

〃 C 宮ノ窪洲鼻（旧防砂堤跡）

〃 D 女木島北端

点 イ AからD見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町

## 公示番号共第318号（柵網）

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東地先

イ 点の位置

基点A 旧久通塩田北西角

〃 B 国立研究開発法人水産研究・教育機構旧屋島庁舎南東角

〃 C 屋島台頂北端

〃 D 男木島北東端

〃 E 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

〃 F 庵治町小丸山高頂

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 高松市庵治町



公示番号 共第319号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江から大部に至る地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町星ヶ城高頂

// B 大部灘山集落東の鼻

(北緯34度33分50.437秒、東経134度19分48.607秒の点)

// C 小部デガラモ鼻西端

// D 大島東端

// E 大島西端

// F 妙見崎北端

// G 岡山県瀬戸内市邑久町木島高頂

// H 北浦小島北端

// I 早崎目島北端

// J 岡山県瀬戸内市牛窓町黄島東端

// K 燕崎

点 イ AからB見通し延長線上Bから100メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから600メートルのところ

// ハ FからG見通し線上Fから300メートルのところ

// ニ IからJ見通し線上Iから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロD、Eハ、ハH、Hニ、ニKの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び大島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮・馬越・屋形崎・見目・小海・大部

公示番号 共第320号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先

イ 点の位置

基点A 葛島南端 (ナギリ石)

ウ 漁場の区域 葛島南端 (ナギリ石) を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

公示番号 共第321号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先  
イ 漁場の区域 小豊島周囲最大高潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

公示番号 共第322号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡東部地先

イ 点の位置

基点A 金ヶ崎

// B 福田小島東端

// C 千出岩

// D 兵庫県姫路市家島町院下島東端

// E 笠ヶ鼻

// F 兵庫県南あわじ市丸山崎

// G 東かがわ市寺山 (秋葉山) 高頂 (97メートル)

// H 風ノ子島北東端

// I 坂手とびのす

点 イ BからC見通し延長線とDからG見通し線との交差点

// ロ EからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 AI、イロ、ロH、HIの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい・さわら桝網漁業	3月20日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷・橘・坂手

公示番号 共第323号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田から坂手に至る地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

(北緯34度33分47.955秒、東経134度19分56.993秒の点)

// B 弁天鼻

// C 水ノ子礁

// D 笠ヶ鼻

// E 坂手とびのす

// F 風ノ子島北端

// G 風ノ子島南端

// H 大角鼻南の高頂 (159メートル)

// I 星ヶ城高頂 (817メートル)

点 イ I からA見通し延長線上Aから270メートルのところ

// ロ BからC見通し線上Bから270メートルのところ

// ハ DからC見通し線上Dから270メートルのところ

// ニ EからF見通し線上Eから270メートルのところ

// ホ GからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、ニF、Gホの4直線と福田小島を含むAB間、DE間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷・橘・坂手

## 公示番号 共第324号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手地先

イ 点の位置

基点A 風ノ子島南端

〃 B 大角鼻南の高頂 (159メートル)

〃 C 雨倉鼻 (坂手、堀越境界)

〃 D 東かがわ市絹島高頂

点 イ BからA見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからA見通し線上イからAへ270メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Cハの2直線とイC間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

公示番号 共第325号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島地先

イ 点の位置

基点A 大福部島北西端

〃 B 塩谷鼻南端

〃 C 大角鼻南端

〃 D 小福部島東端

〃 E 小福部島西端

〃 F 大福部島東端

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロ、EFの3直線とAD間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時  
海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

## 公示番号 共第326号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町堀越・田浦・古江地先

#### イ 点の位置

基点A 雨倉鼻 (坂手、堀越境界)

〃 B 東かがわ市絹島高頂

〃 C 古江亀岬北端

〃 D 弁天島東端

〃 E 田浦松ヶ鼻突端

〃 F 旧二生村、三都村境界 (大崎)

(北緯34度26分57.516秒、東経134度15分45.477秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

〃 ロ EからF見通し線上Eから270メートルのところ

〃 ハ EからF見通し線上Eから150メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、Cニの3直線とAE間沖出し270メートルの只曲線、EC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦



公示番号 共第327号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町苗羽弁天島地先

イ 漁場の区域 弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽

公示番号 共第328号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町西村から二面に至る地先

イ 点の位置

基点A 小豆島オリーブユースホテル前の防砂堤基部

// B 丸山鼻南の高頂 (186メートル)

// C 旧二生村、三都村境界 (大崎)

(北緯34度26分57.516秒、東経134度15分45.477秒の点)

// D 権現鼻

// E 田浦松ヶ鼻突端

// F 小豆島町西村、二面境界

(北緯34度28分3.073秒、東経134度16分3.592秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから180メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから270メートルのところ

// ハ FからE見通し線上Fから270メートルのところ

// ニ FからE見通し線上Fから180メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ニハ、Cロの3直線とAF間沖出し180メートルの只曲線、FC間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月1日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町西村・二面

公示番号 共第329号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲野地先

イ 点の位置

基点A 旧二生村、三都村東側境界

(北緯34度26分57.516秒、東経134度15分45.477秒の点)

〃 B 権現鼻西端

〃 C チョウシャノ鼻東端

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

〃 ロ CからB見通し線上Cから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲野・神浦・吉野

公示番号 共第330号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基点A 長者鼻西端

〃 B 崩鼻西端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからA見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲野・神浦・吉野

公示番号 共第331号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生から吉野に至る地先

イ 点の位置

基点A 土庄町淵崎、小豆島町蒲生境界

(北緯34度28分57.752秒、東経134度11分59.273秒の点)

// B さぬき市小串崎

// C 観音崎南端

// D 長者鼻東の高頂(富士岬西の高頂)

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから270メートルのところ

// ハ CからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハの2直線とAC間沖出し270メートルの只曲線並びに最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び小豆島町弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生・池田・室生・二面・吉野

公示番号 共第332号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島地先

イ 点の位置

基点A 旧屋島塩田西端

〃 B 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ252メートルのところ  
(北緯34度21分12.703秒、東経134度4分44.509秒の点)

〃 C 朝日町G地区埋立地北東角 (高松市朝日町6丁目埋立地北東角)

〃 D 矢竹島西端

〃 E 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

〃 F 丸山大西鼻南西端

〃 G 屋島台頂北端 (北嶺北端)

〃 H 女木島北端

点 イ CからD見通し線とFからH見通し線との交差点

〃 ロ FからH見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ハ EからG見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 AB、BC、CI、イロ、ロハの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 共第333号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町魚戸地先

イ 点の位置

基点A 魚戸南鼻

㉿ B Aから海岸沿い北へ100メートルのところ

(北緯34度24分22.672秒、東経134度3分22.737秒の点)

㉿ C 庵治町五剣山高頂

㉿ D 庵治町大島北の高頂 (62メートル)

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

㉿ ロ BからD見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 高松市女木町

公示番号 共第334号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦明神地先

イ 点の位置

基点A 荒多大明神鳥居から海岸沿い南へ50メートルのところ

(北緯34度23分26.375秒、東経134度2分28.34秒の点)

〃 B 荒多大明神鳥居から海岸沿い南へ150メートルのところ

(北緯34度23分23.71秒、東経134度2分26.101秒の点)

〃 C 大槌島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 高松市女木町



公示番号 共第335号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

イ 点の位置

基点A 香東川左岸突端 (高松市食肉センター北側護岸東角)

// B 女木島南端

// C 本津川左岸旧突端 (香西本町イヌイ (株) 北東角)

// D Cから真方位95度の線と本津川尻右岸護岸との交差点  
(北緯34度21分17.051秒、東経134度0分32.197秒の点)

// E 貯木場埋立地北側護岸西角

// F Aから護岸沿い西へ200メートルのところ (食肉センター北側護岸西角)

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

// ロ Cから真方位95度8メートルのところ。

// ハ ロから真方位5度195メートルのところ

// ニ ハから真方位95度9メートルのところ

// ホ ニから真方位5度195メートルのところ

// ヘ 食肉センターと直角にFから北へ380メートルのところ

// ト 北緯34度21分28.912秒、東経134度1分12.619秒の点

// チ 北緯34度21分26.855秒、東経134度1分11.276秒の点

// リ 北緯34度21分28.675秒、東経134度1分5.362秒の点

// ヌ 北緯34度21分31.753秒、東経134度1分5.698秒の点

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロ、ロハ、ハニ、ニホの5直線とAE間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Eへ、へFの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、トチ、チへの2直線とへト間 (AE間沖出し200メートルの只曲線) で囲まれた区域及びへリ、リヌの2直線とヌへ間 (AE間沖出し200メートルの只曲線) で囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 高松市 (香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第336号 (桟網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

イ 点の位置

基点A 神在港東防波堤基部

// B 土庄町豊島檀山高頂(340メートル)

// C 紅ノ峰鼻

// D 直島町荒神島西端

// E 大崎ノ鼻

// F 亀水港1号防波堤基部

// G 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角

// H 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

// ハ Fから真方位307度30分462メートルのところ

// ニ ハから真方位179度30分593メートルのところ

// ホ ニから真方位119度00分35メートルのところ

// ヘ ホから真方位209度00分60メートルのところ

// ト ヘから真方位74度00分155メートルのところ

// チ Fから真方位301度30分618メートルのところ

// リ チから真方位173度30分582メートルのところ

// ス リから真方位190度30分97メートルのところ

// ル スから真方位149度00分55メートルのところ

// フ ルから真方位274度00分225メートルのところ

// ワ Gから真方位335度00分17メートルのところ

// カ Hから真方位335度00分17メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロEの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホへ、へト、フル、ルヌ、ヌリ、リチ、チハの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びGワ、ワカ、カHの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桟網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 高松市(香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)

## 公示番号 共第337号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先

イ 点の位置

基点A タコツボ鼻北端

〃 B 岡山県六口島南端

〃 C フクベ鼻北端

〃 D 岡山県上水島南東端

点 イ AからB見通し線上Aから700メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから700メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 共第338号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町芦大浦地先

イ 点の位置

基点A おなご岩東端

〃 B 田ノ浦鼻東端

〃 C 本島町女郎鼻西端

〃 D 本島町フクベ鼻北端

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町 (小手島を除く。)・手島町

公示番号 共第339号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町江ノ浦地先

イ 点の位置

基点A 江ノ浦港立石地区西防波堤基部

// B エンド鼻南東端

// C 波節岩灯標

// D 上真島高頂

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

// ロ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町 (小手島を除く。)・手島町

公示番号 共第340号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町茂浦地先

イ 点の位置

基点A 桜鼻西端

// B 西ノ鼻北端

// C 手島町高州南東端

// D 手島町馬ノ口北端

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

// ロ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町 (小手島を除く。)・手島町

公示番号 共第341号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町西浦地先

イ 点の位置

基点A 金ヶ崎南端

〃 B アナジ鼻西端

〃 C 広島町小手島槌手北端

〃 D 広島町小手島牛ヶ首

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町 (小手島を除く。)・手島町

## 公示番号 共第342号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町高ノ越鼻地先

イ 点の位置

基点A 西赤崎北端

〃 B 高ノ越鼻北端

〃 C 岡山県倉敷市玉島黒崎帆崎南端

点 イ AからC見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 丸亀市広島町 (小手島を除く。)・手島町



## 公示番号 共第343号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方地先

イ 点の位置

基点A 西港町西側護岸の北から第1番目鉄塔

〃 B 多度津町、三豊市三野町境界

〃 C 岩島高頂

点 イ BからC見通し線上Bから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第344号 (柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島地先

イ 漁場の区域 亀笠島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 共第345号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町岩島地先

イ 漁場の区域 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

## 公示番号 共第346号 (柵網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町から詫間町三崎突端に至る地先

イ 点の位置

基点A 三崎突端

〃 B 岡山県笠岡市六島東端

〃 C 黒崎鼻

〃 D 多度津町二面島高頂

〃 E 栗島城山高頂

〃 F 矢倉石中央

〃 G 志々島東端

〃 H 多度津町高見島東端

〃 I 多度津町、三豊市三野町境界

〃 J 栗島不天洲南端

〃 K 高谷貯木場三号防波堤基部

〃 L 高谷貯木場三号防波堤突端

〃 M 高谷鼻

〃 N 詫間港水出埋立地北西角

〃 O 詫間港水出埋立地北東角

〃 P 多度津町亀笠島南端

〃 Q 多度津町岩島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ロ イからE見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ハ GからH見通し線上Gから500メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線とハからF見通し延長線との交差点

〃 ホ HからG見通し延長線とIからJ見通し線との交差点

〃 ヘ IからJ見通し線とOからP見通し線との交差点

〃 ト IからQ見通し線とOからP見通し線との交差点

〃 チ NからM見通し線とKからL見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロニ、ニハ、ハホ、ホへ、へト、トIの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあっては、河尻までとする。)ただし、Nチ、チLの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 陸岸から600メートル以内で操業しなければならない。

エ 逆張りをしてはならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町志々島・粟島・詫間・大浜・積・箱

## 公示番号 共第347号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町三崎突端から観音寺市豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

// B 観音寺市伊吹町赤崎

// C 詫間町三崎突端

// D 岡山県笠岡市六島東端

// E 小蔦島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

// ロ AからB見通し線上Aから3300メートルのところ

// ハ ロからE見通し線とDからC見通し延長線との交差点

// ニ DからC見通し延長線上Cから660メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニの3直線とAC間沖出し500メートルの只曲線に囲まれた区域。ただし、丸山島、大蔦島、小蔦島周囲最大高潮時海岸線から沖出し500メートル以内の区域を除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい桝網漁業	3月15日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ たい桝網1統分の長さは300メートル以内とする。

(5) 関係地区 三豊市詫間町生里・大浜、仁尾町、観音寺市 (伊吹町を除く。)

## 公示番号 共第348号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町三崎突端から三豊市仁尾町に至る地先

イ 点の位置

基点A 仁尾町、観音寺市境界

〃 B 観音寺市円上島北端

〃 C 詫間町三崎突端

〃 D 岡山県笠岡市六島東端

点 イ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ロ DからC見通し延長線上Cから660メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し500メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線(仁尾港にあつては金坂地区1号防波堤突端と2号防波堤突端を結んだ線までとする。)に囲まれた区域。ただし、丸山島、大蔦島、小蔦島周囲最大高潮時海岸線から沖出し500メートル以内の区域を含む。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町大字生里・大浜・仁尾町

## 公示番号 共第349号 (桝網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市室本町から観音寺市豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

〃 B 伊吹町赤崎

〃 C 三豊市仁尾町、観音寺市境界

〃 D 観音寺市円上島北端

点 イ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから500メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し500メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線 (観音寺港にあつては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあつては堤防 曲り角から富士紡績豊浜工場跡地南西端を結んだ線まで、財田川にあつては三架橋橋脚まで、 柞田川にあつては鉄橋橋脚までとする。) に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾 環境整備事業に係る埋立免許区域 (平成11年香川県告示第886号) 及びこの埋立てに係る埋立 護岸構造物設置区域は除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	3月15日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に ついては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 観音寺市 (伊吹町を除く。)



## 公示番号 共第350号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先

イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し700メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい桝網漁業	3月15日から6月15日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 1統分の網の長さは300メートル以内とする。

エ 逆張りをしてはならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

## 公示番号 共第351号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

イ 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し700メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい桝網漁業	3月15日から6月15日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 1統分の網の長さは300メートル以内とする。

エ 逆張りをしてはならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

## 公示番号 共第352号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲 (オンゴー岩を含む) 最大高潮時海岸線から沖出し700メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たい桝網漁業	3月15日から6月15日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 1統分の網の長さは300メートル以内とする。

エ 逆張りをしてはならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

公示番号 共第353号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先

イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し350メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	10月15日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

免許番号 共第354号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

イ 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し350メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	10月15日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

免許番号 共第355号 (桝網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲最大高潮時海岸線から沖出し350メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚桝網漁業	10月15日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 関係地区 観音寺市伊吹町

公示番号 共第401号 (地びき網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜名部戸、仁尾町家の浦地先

イ 点の位置

基点A 父母峠西端 (北緯34度10分52.194秒、東経133度38分42.52秒の点)

// B 観音寺市円上島北端

// C 丸山島南西端

// D 交合谷 (北緯34度12分46.236秒、東経133度37分43.581秒の点)

// E 大蔦島北西端

// F 詫間町大浜名部戸中央防波堤突端

// G 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

// ロ DからE見通し線上Dから675メートルのところ (中央点)

// ハ イからC見通し線とロからB見通し線との交差点

// ニ イからC見通し線とFからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハニ、ニFの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ あじ地びき網漁業は操業してはならない。

(5) 関係地区 三豊市詫間町大浜、仁尾町

## 公示番号 共第402号 (地びき網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町地先

イ 点の位置

基点A 仁尾町、観音寺市境界

// B 観音寺市円上島北端

// C 父母峠西端 (北緯34度10分52.194秒、東経133度38分42.52秒の点)

// D 丸山島南西端

// E 交合谷 (北緯34度12分46.236秒、東経133度37分43.581秒の点)

// F 大鷲島北西端

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

// ロ CからB見通し線上Cから1,000メートルのところ

// ハ EからF見通し線上Eから675メートルのところ (中央点)

// ニ ロからD見通し線とハからB見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロニ、ニハ、ハEの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

ただし、仁尾港金坂地区1号防波堤突端から2号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ あじ地びき網漁業は操業してはならない。

(5) 関係地区 三豊市仁尾町



## 公示番号 共第403号 (地びき網)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市室本町から豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

// B 伊吹町赤崎

// C 関谷港南防波堤基部

// D 小股島高頂

// E 江甫草 (九十九) 山南端 (北緯34度8分59秒、東経133度38分30秒の点)

// F 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

// G 三豊市仁尾町、観音寺市境界

// H 円上島北端

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ

// ハ EからF見通し線上Eから1,200メートルのところ

// ニ GからH見通し線上Gから1,000メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニGの5直線と最大高潮時海岸線 (観音寺港にあっては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあっては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場跡地南西端を結んだ線まで、財田川にあっては三架橋橋脚まで、柞田川にあっては鉄橋橋脚までとする。) に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域 (平成11年香川県告示第886号) 及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

### (4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ あじ地びき網漁業は操業してはならない。

(5) 関係地区 観音寺市大野原町・豊浜町・観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町  
・柞田町・室本町

公示番号 共第501号 (つきいそ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町相模坊地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下5号防砂堤突端

// B 瀬居島北端

// C 松ヶ浦港北防波堤中央屈折部

// D 瀬居島南端

// E 松ヶ浦港西防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから400メートルのところ

// ロ CからD見通し線とEからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 坂出市大屋富町・青梅町・高屋町・神谷町

公示番号 共第502号 (つきいそ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町大蔦島水ヶ浦地先

イ 点の位置

基点A 大蔦島高頂 (91メートル)

// B 平石中央

// C 家ノ浦漁港南防波堤基部

// D 仁尾港金坂地区1号防波堤突端

// E 帆解崎防波堤基部

点 イ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

// ロ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

// ハ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(5) 関係地区 三豊市仁尾町

公示番号 区第1号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島西地先

イ 点の位置

基点A 松島東端

// B 松島南西端

// C 徳島県鳴門市大麻山高頂

// D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

// E 東かがわ市引田庁舎中央

// F 神山高頂

// G 城山鼻東端

点 イ Aから真方位43度45分2,000メートルのところ

// ロ イから真方位313度45分450メートルのところ  
(北緯34度15分20秒、東経134度27分33秒の点)

// ハ CからB見通し延長線上Bから250メートルのところ  
(北緯34度14分26秒、東経134度26分31秒の点)

// ニ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点  
(北緯34度15分6秒、東経134度25分48秒の点)

// ホ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

// ヘ ニからホ見通し延長線上ホから200メートルのところ  
(北緯34度15分57秒、東経134度26分51秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 区第2号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池地先

イ 点の位置

基点A 犬もどり

〃 B 兵庫県男鹿島高頂

〃 C 双子島高頂

〃 D 一ツ島高頂

〃 E 丸亀島高頂

〃 F 翼山西高頂

〃 G 地の太鼻北端

〃 H 城山鼻東端

〃 I 引田漁港東防波堤突端

〃 J 松島南西端

〃 K 徳島県鳴門市大麻山高頂

点 イ AからB見通し線とEからD見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点

〃 ハ IからH見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点

〃 ニ DからC見通し延長線上口から東へ100メートルのところ

(北緯34度15分37秒、東経134度23分37秒の点)

〃 ホ EからD見通し延長線上イから東へ100メートルのところ

〃 へ FからG見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点

〃 ト DからC見通し延長線上ハから南東へ125メートルのところ

(北緯34度14分45秒、東経134度24分45秒の点)

〃 チ トからへ見通し延長線上へから北へ200メートルのところ

(北緯34度15分42秒、東経134度25分20秒の点)

〃 リ ニからホ見通し延長線上ホから北へ200メートルのところ

(北緯34度16分39秒、東経134度24分4秒の点)

ウ 漁場の区域 リチ、チト、トニ、ニリの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 区第3号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市明神浜沖

イ 点の位置

基点A 犬もどり

// B 鹿浦越埼北端

// C 双子島の東島南端

// D 双子島の西島西端 (イヌイ角)

// E 一ツ島高頂

// F 高松市庵治町高島高頂

// G さぬき市馬ヶ鼻

// H 兵庫県男鹿島高頂

// I 通念島高頂

点 イ AからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点

// ロ AからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点

// ハ EからC見通し延長線上ロからCへ100メートルのところ  
(北緯34度15分38秒、東経134度23分30秒の点)

// ニ EからC見通し延長線上Cから200メートルのところ  
(北緯34度15分56秒、東経134度23分8秒の点)

// ホ EからI見通し線上へからIへ360メートルのところ  
(北緯34度16分3秒、東経134度23分14秒の点)

// ヘ BからD見通し延長線とEからI見通し線との交差点  
(北緯34度16分11秒、東経134度23分3秒の点)

// ト BからD見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点  
(北緯34度16分31秒、東経134度23分19秒の点)

// チ FからG見通し延長線上イからGへ100メートルのところ  
(北緯34度16分17秒、東経134度23分46秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チハの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市松原

公示番号 区第4号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松原地先

イ 点の位置

基点A ふるさと海岸東突端

// B 不動明王 (東かがわ市松原、湊境界、不動堂)

// C 東讃漁業協同組合事務所北端防災鉄塔

// D 三本松港西埋立地防波堤基部

// E 一ツ島西端

// F 兵庫県南あわじ市丸山崎

// G 薦港北コンクリート整地跡北側

(北緯34度15分28秒、東経134度22分34秒の点)

点 イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点

(北緯34度15分42秒、東経134度22分17秒の点)

// ロ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度15分26秒、東経134度22分18秒の点)

// ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度15分22秒、東経134度21分47秒の点)

// ニ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点

(北緯34度15分39秒、東経134度21分52秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市松原

公示番号 区第5号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀沖

イ 点の位置

基点A 鹿浦越埼北端

〃 B 薦港北コンクリート整地跡北端

(北緯34度15分27.757秒、東経134度22分34.232秒の点)

〃 C 湊川西側護岸防砂堤突端

〃 D 東かがわ市湊、三本松境界

〃 E 丸亀島北東端

〃 F さぬき市鷹島南端

〃 G 秋葉山高頂 (97メートル)

〃 H 一ツ島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度15分49秒、東経134度21分42秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とGからD見通し延長線との交差点

(北緯34度16分1秒、東経134度21分11秒の点)

〃 ニ AからF見通し線とGからD見通し延長線との交差点

〃 ホ GからD見通し延長線上ニから北へ100メートルのところ

(北緯34度16分29秒、東経134度21分27秒の点)

〃 ヘ CからH見通し線上イからHへ100メートルのところ

(北緯34度16分13秒、東経134度21分56秒の点)

ウ 漁場の区域 ヘロ、ロハ、ハホ、ホへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠



公示番号 区第5号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀沖

イ 点の位置

基点A 鹿浦越埼北端

〃 B 薦港北コンクリート整備跡北端

(北緯34度15分27.757秒、東経134度22分34.232秒の点)

〃 C 湊川西側護岸防砂堤突端

〃 D 東かがわ市湊、三本松境界

〃 E 丸亀島北東端

〃 F さぬき市鷹島南端

〃 G 秋葉山高頂 (97メートル)

〃 H 一ツ島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度15分49秒、東経134度21分42秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とGからD見通し延長線との交差点

(北緯34度16分1秒、東経134度21分11秒の点)

〃 ニ AからF見通し線とGからD見通し延長線との交差点

〃 ホ GからD見通し延長線上ニから北へ100メートルのところ

(北緯34度16分29秒、東経134度21分27秒の点)

〃 ヘ CからH見通し線上イからHへ100メートルのところ

(北緯34度16分13秒、東経134度21分56秒の点)

ウ 漁場の区域 ヘロ、ロハ、ハホ、ホへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 区第6号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀地先

イ 点の位置

基点A 湊川西側護岸防砂堤突端

〃 B 秋葉山高頂 (97メートル)

〃 C 東かがわ市湊、三本松境界

〃 D 丸亀島北東端

〃 E 一ツ島高頂

〃 F 薦港北コンクリート整地跡北端

(北緯34度15分27.757秒、東経134度22分34.232秒の点)

点 イ BからC見通し延長線とDからF見通し線との交差点

(北緯34度16分1秒、東経134度21分11秒の点)

〃 ロ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点

(北緯34度15分49秒、東経134度21分42秒の点)

〃 ハ EからA見通し線上口からAへ250メートルのところ

(北緯34度15分41秒、東経134度21分38秒の点)

〃 ニ BからC見通し延長線上イからCへ250メートルのところ

(北緯34度15分54秒、東経134度21分7秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 区第7号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯沖

イ 点の位置

基点A 絹島南端

〃 B 女島南端

〃 C 中鼻北端

〃 D さぬき市鷹島北端

〃 E 小豆島町風ノ子島高頂

〃 F 虎丸山高頂

〃 G 三本松港浜町地区埋立地南西角

点 イ AからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ロ FからG見通し延長線上イからGへ800メートルのところ  
(北緯34度16分31秒、東経134度20分31秒の点)

〃 ハ CからE見通し線上ニからCへ800メートルのところ  
(北緯34度17分30秒、東経134度18分52秒の点)

〃 ニ CからE見通し線とイからD見通し線との交差点

〃 ホ CからE見通し線上ニからEへ100メートルのところ  
(北緯34度17分59秒、東経134度18分59秒の点)

〃 ヘ FからG見通し延長線上イから北へ100メートルのところ  
(北緯34度16分58秒、東経134度20分43秒の点)

ウ 漁場の区域 ヘロ、ロハ、ハホ、ホへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 区第8号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯地先

イ 点の位置

基点A 三本松港浜町地区埋立地南西角

// B 虎丸山高頂

// C 袖無鼻北端

// D 絹島南端

// E 女島南端

// F さぬき市鷹島北端

// G 小豆島町風ノ子島高頂

点 イ BからA見通し延長線とDからE見通し延長線との交差点

// ロ CからG見通し線とイからF見通し延長線との交差点

// ハ BからA見通し線上イからAへ800メートルのところ

(北緯34度16分31秒、東経134度20分31秒の点)

// ニ BからA見通し線上ハからAへ300メートルのところ

(北緯34度16分22秒、東経134度20分27秒の点)

// ホ GからC見通し線上ロからCへ800メートルのところ

(北緯34度17分15秒、東経134度19分19秒の点)

// ヘ GからC見通し延長線上ホからCへ300メートルのところ

(北緯34度17分5秒、東経134度19分18秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 区第9号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市絹島沖

イ 点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

// B 絹島西端

// C さぬき市津田町名古島南端

// D さぬき市津田町鷹島北端

// E 三本松港浜町地区埋立地南西角

// F 虎丸山高頂

// G 女島南端

// H 丸亀島南端

// I 絹島南端

点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

// ロ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度17分9秒、東経134度17分52秒の点)

// ハ AからB見通し延長線とイからD見通し線との交差点

(北緯34度18分17秒、東経134度18分22秒の点)

// ニ イからD見通し線上ハからイへ500メートルのところ

(北緯34度18分8秒、東経134度18分38秒の点)

// ホ CからH見通し線上ロからHへ500メートルのところ

(北緯34度17分4秒、東経134度18分11秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 区第10号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市絹島地先

イ 点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

〃 B 絹島西端

〃 C さぬき市津田町名古屋南端

〃 D 丸亀島南端

〃 E 女島南端

〃 F 双子島北端

点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点  
(北緯34度16分54秒、東経134度17分46秒の点)

〃 ロ AからB見通し延長線とCからD見通し線との交差点  
(北緯34度17分9秒、東経134度17分52秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上ロからDへ500メートルのところ  
(北緯34度17分4秒、東経134度18分11秒の点)

〃 ニ FからE見通し延長線上イからEへ500メートルのところ  
(北緯34度16分52秒、東経134度18分5秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

公示番号 区第11号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

基点A 虎ヶ鼻東端

〃 B 馬ヶ鼻北端

〃 C 鷹島南端

〃 D 鷹島東端

〃 E 兵庫県西島高頂

〃 F 東かがわ市一ツ島高頂

〃 G 東かがわ市鹿浦越埼北端

〃 H 東かがわ市丸亀島東端

〃 I 東かがわ市北山の東から3番高(130メートル)

〃 J 東かがわ市、さぬき市津田町境界

〃 K 東頭白岩中央

〃 L 鶴部鼻北端

〃 M 松琴閣東端

〃 N 鶴羽、津田境界の海境石

点 イ Nから真方位45度の線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線上イからFへ300メートルのところ  
(北緯34度19分9秒、東経134度18分12秒の点)

〃 ハ BからF見通し線とJからE見通し線との交差点

〃 ニ BからF見通し線上ハからBへ100メートルのところ  
(北緯34度19分1秒、東経134度18分25秒の点)

〃 ホ IからH見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点  
(北緯34度18分26秒、東経134度18分10秒の点)

〃 ヘ AからD見通し延長線とKからホ見通し線との交差点  
(北緯34度17分52秒、東経134度17分25秒の点)

〃 ト Nから真方位45度の線とAからD見通し延長線との交差点

〃 チ AからD見通し延長線上トから南へ100メートルのところ  
(北緯34度18分23秒、東経134度17分5秒の点)

〃 リ Nから真方位45度の線とCからG見通し線との交差点

〃 ヌ CからG見通し線上リからGへ100メートルのところ  
(北緯34度18分41秒、東経134度17分26秒の点)

ウ 漁場の区域 ロニ、ニホ、ホヘ、ヘチ、チヌ、ヌロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽



公示番号 区第12号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽脇元地先

イ 点の位置

基点A 鶺部鼻北端

〃 B 東頭白岩中央

〃 C タテバの北鼻

〃 D 丸山鼻南東端

〃 E 東かがわ市丸亀島南端

点 イ CからB見通し延長線上Bから400メートルのところ  
(北緯34度17分24秒、東経134度17分11秒の点)

〃 ロ AからB見通し延長線とDからE見通し線との交差点  
(北緯34度17分42秒、東経134度17分39秒の点)

〃 ハ DからE見通し線上ロからEへ400メートルのところ  
(北緯34度17分32秒、東経134度17分50秒の点)

〃 ニ CからB見通し延長線上Bから800メートルのところ  
(北緯34度17分15秒、東経134度17分22秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

## 公示番号 区第13号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先

イ 点の位置

基点A 津田港北防波堤突端から基部へ207メートルのところ (旧突端)  
(北緯 34 度 17 分 52.952 秒、東経 134 度 15 分 3.211 秒の点)

〃 B 雨滝山高頂

〃 C 津田川右岸護岸北端

〃 D 丸山鼻高頂

〃 E 丸山鼻東端

〃 F 丸山鼻赤岩

〃 G 猿子島南西端

〃 H 萱落黒岩

〃 I 大鼻東端

〃 J 虎ヶ鼻東端

〃 K 馬ヶ鼻北端

〃 L 庵治町高島南の高

〃 M 鷹島東端

〃 N 鷹島南東端

〃 O 東かがわ市丸亀島北東端

〃 P 東かがわ市丸亀島南西端

点 イ HからI見通し延長線とJからO見通し線との交差点

〃 ロ イから真方位45度200メートルのところ

(北緯 34 度 20 分 6 秒、東経 134 度 16 分 12 秒の点)

〃 ハ HからI見通し延長線とBからD見通し延長線との交差点

(北緯 34 度 20 分 19 秒、東経 134 度 16 分 44 秒の点)

〃 ニ LからK見通し延長線とFからN見通し延長線との交差点

(北緯 34 度 19 分 31 秒、東経 134 度 17 分 53 秒の点)

〃 ホ Aから真方位63度の線とNからP見通し線との交差点

(北緯 34 度 18 分 42 秒、東経 134 度 17 分 0 秒の点)

〃 ヘ Aから真方位63度の線とGからE見通し延長線との交差点

(北緯 34 度 18 分 13 秒、東経 134 度 15 分 51 秒の点)

〃 ト CからN見通し線とGからE見通し延長線との交差点

(北緯 34 度 18 分 48 秒、東経 134 度 15 分 54 秒の点)

〃 チ CからN見通し延長線とJからO見通し線との交差点

(北緯 34 度 19 分 24 秒、東経 134 度 16 分 37 秒の点)

〃 リ JからO見通し線とロからM見通し線との交差点

(北緯 34 度 19 分 44 秒、東経 134 度 16 分 20 秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リロの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市津田町津田

公示番号 区第14号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田沖

イ 点の位置

基点A 馬ヶ鼻

// B トビガス中央

// C 小田漁港北防波堤基部

// D 西浜護岸西端

// E センクの浜西端

// F 弁天鼻北端

// G 苦張漁港西防波堤突端

// H 小林の高

// I バクの岩中央

// J 大串崎長ゾワイ北端

// K 小豆島町太麻山高頂

// L 小豆島町長者鼻西端

// M 小豆島町塩谷鼻

// N 小豆島町大福部島西端

点 イ AからJ見通し線とDからN見通し線との交差点  
(北緯34度21分16秒、東経134度14分39秒の点)

// ロ BからI見通し線とDからN見通し線との交差点  
(北緯34度20分47秒、東経134度14分21秒の点)

// ハ BからI見通し線とEからM見通し線との交差点  
(北緯34度20分52秒、東経134度14分11秒の点)

// ニ CからH見通し線とEからM見通し線との交差点  
(北緯34度20分41秒、東経134度14分5秒の点)

// ホ CからH見通し線とFからL見通し線との交差点  
(北緯34度21分0秒、東経134度13分25秒の点)

// ヘ BからI見通し線とFからL見通し線との交差点  
(北緯34度21分16秒、東経134度13分25秒の点)

// ト BからI見通し線とGからK見通し線との交差点  
(北緯34度21分19秒、東経134度13分19秒の点)

// チ AからJ見通し線とGからK見通し線との交差点  
(北緯34度21分56秒、東経134度13分19秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市小田

公示番号 区第15号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

基点 A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ  
(北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点)

// B 高松市庵治町高島西端

// C さぬき市、高松市牟礼町境界

// D 牟礼港北埋立地東護岸基部

// E 穴子中央三差路

// F 小串崎北端

// G 高松市牟礼町金山防波堤北東角

// H 志度港新町西防波堤基部

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点  
(北緯34度20分41秒、東経134度10分30秒の点)

// ロ AからB見通し線とGからF見通し線との交差点  
(北緯34度21分6秒、東経134度10分29秒の点)

// ハ CからB見通し線とFからG見通し線との交差点

// ニ CからB見通し線とDからE見通し線との交差点  
(北緯34度20分43秒、東経134度10分3秒の点)

// ホ HからB見通し線とGからF見通し線との交差点  
(北緯34度21分3秒、東経134度10分10秒の点)

// ヘ CからB見通し線上ハからCへ150メートルのところ  
(北緯34度20分58秒、東経134度10分5秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホへ、へニ、ニイの5直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第16号 (のり、その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖地先

イ 点の位置

基点A 大串崎

// B イモクイ

// C 二本木鼻

// D 新開漁港防波堤突端

// E 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ  
(北緯34度20分46.997秒、東経134度11分51.974秒の点)

// F 小串崎北端

// G 牟礼港赤灯台

// H 高松市牟礼町五剣山頂北の谷

// I 高松市庵治町太鼓鼻から海岸沿い北へ200メートルのところ  
(北緯34度22分37.622秒、東経134度9分49.123秒の点)

// J 高松市庵治町竹居鼻

// K 土庄町高見山高頂 (153メートル)

// L 土庄町大余島東端

// M 小豆島町沖ノ鼻

// N 長ぞわい南端

点 イ NからJ見通し線とDからL見通し線との交差点  
(北緯34度22分27秒、東経134度12分3秒の点)

// ロ BからG見通し線とDからL見通し線との交差点  
(北緯34度21分55秒、東経134度12分6秒の点)

// ハ BからG見通し線とEからK見通し線との交差点  
(北緯34度21分44秒、東経134度11分43秒の点)

// ニ Cからホ見通し線とEからK見通し線との交差点  
(北緯34度21分28秒、東経134度11分46秒の点)

// ホ FからK見通し線上Fから150メートルのところ  
(北緯34度21分15秒、東経134度10分58秒の点)

// ヘ FからK見通し線とAからH見通し線との交差点  
(北緯34度22分2秒、東経134度10分55秒の点)

// ト イからI見通し線とへからM見通し線との交差点  
(北緯34度22分31秒、東経134度11分9秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄



公示番号 区第17号 (のり、その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

〃 B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 C 大井峠

〃 D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 E 白方大水門東端

〃 F 白方漁港南防波堤突端

〃 G 白方漁港北防波堤突端

〃 H 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯 34 度 20 分 50.47 秒、東経 134 度 11 分 28.322 秒の点)

〃 I さぬき市小串崎北端

〃 J 土庄町戸形崎

〃 K 土庄町大深山高頂 (227メートル)

点 イ AからI見通し線とCからK見通し線との交差点

〃 ロ BからH見通し線とCからK見通し線との交差点

(北緯 34 度 21 分 12 秒、東経 134 度 12 分 16 秒の点)

〃 ハ BからH見通し線とDからJ見通し線との交差点

(北緯 34 度 21 分 0 秒、東経 134 度 11 分 50 秒の点)

〃 ニ AからI見通し線とDからJ見通し線との交差点

〃 ホ イからC見通し線上イから150メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 24 秒、東経 134 度 12 分 12 秒の点)

〃 ヘ ニからD見通し線上ニから350メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 11 秒、東経 134 度 11 分 46 秒の点)

〃 ト Eから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

(北緯 34 度 20 分 39 秒、東経 134 度 11 分 54 秒の点)

ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハD、トE、FG、Hハ、ハヘ、ヘホの8直線とDト、EF、GH間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第18号 (あおのり、その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

// B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

// C 大井峠

// D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

// E 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)

// F 小串崎北端

// G 土庄町戸形崎

// H 土庄町大深山高頂(227メートル)

// I 新開漁港埋立地北端

(北緯34度20分40.499秒、東経134度12分11.088秒の点)

// J 白方大水門東端

(北緯34度20分37.084秒、東経134度11分49.533秒の点)

// K 白方漁港南防波堤突端

(北緯34度20分42.065秒、東経134度11分33.65秒の点)

// L 白方漁港北防波堤突端

(北緯34度20分43.428秒、東経134度11分32.79秒の点)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度21分12秒、東経134度12分16秒の点)

// ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点)

// ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

// ホ イからC見通し線上イから150メートルのところ

(北緯34度21分24秒、東経134度12分12秒の点)

// ヘ ロからC見通し線上ロから250メートルのところ

(北緯34度21分4秒、東経134度12分19秒の点)

// ト ハからD見通し線上ハから250メートルのところ

(北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点)

// チ ニからD見通し線上ニから350メートルのところ

(北緯34度21分11秒、東経134度11分46秒の点)

// リ Jから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

(北緯34度20分38.764秒、東経134度11分54.037秒の点)

ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハト、トヘ、ヘI、リJ、KL、Eハ、ハチ、チホの10直線とI  
リ、JK、LE間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第19号 (のり、わかめ、その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

イ 点の位置

基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)

〃 B 白方十字岩

〃 C 小串高頂

〃 D 猿子島高頂

〃 E 小串崎北端

〃 F 二本木ガラモ鼻

〃 G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 H バベギ鼻

〃 I 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 J 土庄町戸形崎

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点)

〃 ロ BからH見通し線上Bから50メートルのところ

(北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点)

〃 ハ CからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度21分14秒、東経134度11分12秒の点)

〃 ニ EからF見通し線とIからJ見通し線との交差点

(北緯34度21分21秒、東経134度11分41秒の点)

〃 ホ AからG見通し線とIからJ見通し線との交差点

(北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点)

ウ 漁場の区域 ニホ、ホイ、イロ、ロハ、ハニの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

## 公示番号 区第20号 (わかめ、その他藻類)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦北地先

イ 点の位置

基点A 小串穴の口から海岸沿い北へ50メートルのところ

(北緯34度21分6.475秒、東経134度10分56.442秒の点)

〃 B 灯籠鼻南端

〃 C 旧志度町埋立北護岸西端

〃 D 高松市牟礼町金比羅山高頂

〃 E 高松市庵治町高島東端

点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから125メートルのところ

(北緯34度21分6秒、東経134度10分52秒の点)

〃 ハ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点

(北緯34度21分4秒、東経134度10分42秒の点)

〃 ニ CからE見通し線上ハからEへ140メートルのところ

(北緯34度21分9秒、東経134度10分42秒の点)

〃 ホ イからロ見通し延長線上ロから北へ140メートルのところ

(北緯34度21分10秒、東経134度10分51秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホロ、ロハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月15日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第21号 (わかめ、その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄穴子地先

イ 点の位置

基点A 蜂ヶ鼻西端

〃 B 穴子海岸北西端

〃 C 穴子中央三差路

〃 D 穴子水門北防砂堤突端

〃 E ヒョウタンゴ鼻北端

〃 F 灯籠鼻西防波堤突端

〃 G 牟礼港赤灯台

点 イ AからF見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度20分48秒、東経134度10分59秒の点)

〃 ロ BからE見通し線上Bから50メートルのところ

(北緯34度20分45秒、東経134度11分6秒の点)

〃 ハ ホからニ見通し延長線とホからへ見通し線と平行にロから東に見通した線との交差点

(北緯34度20分45秒、東経134度11分13秒の点)

〃 ニ CからG見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度20分39秒、東経134度11分13秒の点)

〃 ホ DからG見通し線上Dから20メートルのところ

(北緯34度20分37秒、東経134度11分13秒の点)

〃 へ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度20分37秒、東経134度11分1秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハホ、ホへ、へイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月15日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第22号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A さぬき市、高松市牟礼町境界

〃 B 房前川右岸防砂堤基部

〃 C 庵治町高島高頂

〃 D さぬき市権現鼻西端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

(北緯 34 度 20 分 1 秒、東経 134 度 10 分 0 秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イBの2直線とAB間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市牟礼町

公示番号 区第23号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町鳶ヶ巣地先

イ 点の位置

基点A 金山鬼ヶ岩

〃 B 松ヶ鼻東端

〃 C さぬき市小串崎

〃 D さぬき市蜂ヶ浦南端

点 イ AからD見通し線上Aから200メートルのところ  
(北緯34度20分52秒、東経134度9分36秒の点)

〃 ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ  
(北緯34度21分15秒、東経134度9分40秒の点)

〃 ハ BからC見通し線上Bから200メートルのところ  
(北緯34度21分15秒、東経134度9分44秒の点)

〃 ニ AからD見通し線上Aから300メートルのところ  
(北緯34度20分52秒、東経134度9分40秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市牟礼町



公示番号 区第24号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先

イ 点の位置

基点A 牟礼町金山鬼ヶ岩

〃 B 松ヶ鼻東端

〃 C 太鼓鼻

〃 D さぬき市大串崎

〃 E 小豆島町大角鼻南の高頂 (159メートル)

〃 F さぬき市小串崎北端

〃 G 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

点 イ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ

〃 ロ Gからイ見通し延長線上イから200メートルのところ

(北緯34度22分32秒、東経134度10分37秒の点)

〃 ハ CからD見通し線と平行にロから西へ600メートルのところ

(北緯34度22分35秒、東経134度10分14秒の点)

〃 ニ CからD見通し線上Cから400メートルのところ

(北緯34度22分29秒、東経134度10分6秒の点)

〃 ホ BからF見通し線上Bから500メートルのところ

〃 ヘ AからE見通し線とニからホ見通し延長線との交差点

(北緯34度21分5秒、東経134度9分54秒の点)

〃 ト AからE見通し線とGからイ見通し線との交差点

(北緯34度21分27秒、東経134度10分36秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘト、トロの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第25号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島東浦地先

イ 点の位置

基点A 高島南東端

〃 B 高島北東端

点 イ Aから真方位90度150メートルのところ

(北緯34度23分25秒、東経134度10分40秒の点)

〃 ロ Bから真方位90度150メートルのところ

(北緯34度23分50秒、東経134度10分36秒の点)

〃 ハ ロから真方位90度460メートルのところ

(北緯34度23分50秒、東経134度10分54秒の点)

〃 ニ イから真方位90度460メートルのところ

(北緯34度23分24秒、東経134度10分58秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第26号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島西浦地先

イ 点の位置

基点A 高島北端

〃 B 高島中の鼻

〃 C 牟礼町房前高頂

〃 D 太鼓鼻

〃 E 白石

〃 F 竹居鼻

〃 G 土庄町大余島西端

〃 H 土庄町大余島南端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度23分53秒、東経134度10分15秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度23分35秒、東経134度10分12秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度23分36秒、東経134度10分5秒の点)

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度23分54秒、東経134度10分9秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第27号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町笹尾地先

イ 点の位置

基点A 鎌野漁港西防波堤から海岸沿い西へ50メートルの防砂堤基部

(北緯34度23分33.512秒、東経134度9分2.266秒の点)

〃 B センゾ旧防砂堤基部

〃 C 笹尾の浜西端防砂堤から海岸沿い東へ150メートルの石積防砂堤

(北緯34度23分47.07秒、東経134度8分37.636秒の点)

〃 D 土庄町大余島東端

〃 E 小豆島町飛火崎

〃 F 小豆島町沖ノ鼻

点 イ CからD見通し線上Cから80メートルのところ

(北緯34度23分49秒、東経134度8分39秒の点)

〃 ロ BからE見通し線上Bから80メートルのところ

(北緯34度23分42秒、東経134度8分54秒の点)

〃 ハ AからF見通し線上Aから80メートルのところ

(北緯34度23分35秒、東経134度9分4秒の点)

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロハ、ハAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第28号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町竹居地先

イ 点の位置

基点A 笹尾の浜西端防砂堤突端

(北緯34度23分52.025秒、東経134度8分34.901秒の点)

// B 竹居観音崎

// C 竹居鼻 (竹居西の鼻)

(北緯34度24分0.951秒、東経134度8分9.937秒の点)

// D 稲毛島南東端

// E 土庄町黒崎

// F 土庄町大余島西端

点 イ AからF見通し線上Aから70メートルのところ

(北緯34度23分54秒、東経134度8分36秒の点)

// ロ BからE見通し線上Bから70メートルのところ

(北緯34度23分58秒、東経134度8分24秒の点)

// ハ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度24分3秒、東経134度8分10秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第29号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町江の浜地先

イ 点の位置

基点A 江の浜東の鼻

(北緯34度23分59.277秒、東経134度7分56.544秒の点)

〃 B 御殿鼻

(北緯34度23分55.552秒、東経134度7分15.318秒の点)

〃 C 鎧島西端

〃 D 兜島弁天鼻

点 イ AからD見通し線上Aから80メートルのところ

(北緯34度24分2秒、東経134度7分56秒の点)

〃 ロ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

(北緯34度23分58秒、東経134度7分15秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第30号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町稲毛島地先

イ 点の位置

基点A 竹居鼻

〃 B 稲毛島東端

〃 C 稲毛島西の南端

〃 D 鑑島南西端

〃 E 大島北の高頂 (62メートル)

〃 F 小豆島町地藏崎灯台

点 イ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度24分50秒、東経134度8分19秒の点)

〃 ハ EからF見通し線上ロからFへ850メートルのところ

(北緯34度24分50秒、東経134度8分53秒の点)

〃 ニ DからC見通し延長線上イから東へ850メートルのところ

(北緯34度24分34秒、東経134度8分50秒の点)

〃 ホ BからA見通し線上イからAへ30メートルのところ

(北緯34度24分34秒、東経134度8分16秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第31号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島東側地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町地藏崎灯台

// B 御殿鼻

// C 丸山大西鼻

// D 大島東端

// E 大島東の高頂

// F 大島北東端

// G 土庄町豊島東端

// H 鎧島北端

// I 鎧島南東端

点 イ BからG見通し線とIからE見通し線との交差点

(北緯34度24分32秒、東経134度7分7秒の点)

// ロ CからD見通し延長線とEからH見通し線との交差点

(北緯34度24分26秒、東経134度6分42秒の点)

// ハ CからD見通し延長線とFからA見通し線との交差点

(北緯34度24分49秒、東経134度6分39秒の点)

// ニ BからG見通し線とFからA見通し線との交差点

(北緯34度24分49秒、東経134度7分4秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町



公示番号 区第32号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻沖

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 江ノ浦埋立地西側護岸北角

〃 C 御殿山高頂 (88メートル) 南側の小高

〃 D 大島アバギの鼻西端

〃 E 女木島北の高頂 (109メートル)

〃 F 屋島台頂北端 (北嶺北端)

〃 G 相引川尻中央点

(北緯 34 度 21 分 34.129 秒、東経 134 度 7 分 11.633 秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ

〃 ハ イからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ニ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ホ イからE見通し線上ハからイへ75メートルのところ

(北緯34度22分58秒、東経134度6分30秒の点)

〃 ヘ CからF見通し線上ニからCへ70メートルのところ

(北緯34度23分2秒、東経134度6分29秒の点)

〃 ト ロからへ見通し線上ロから100メートルのところ

(北緯34度22分53秒、東経134度7分3秒の点)

〃 チ イからE見通し線上イから100メートルのところ

(北緯34度22分48秒、東経134度7分1秒の点)

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第33号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 大島東端

〃 C 屋島東町宮ノ窪洲鼻 (旧防砂堤跡)

〃 D 女木島中の高頂 (187メートル)

〃 E 女木島北端

〃 F 米ハカリ鼻

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度22分46秒、東経134度7分1秒の点)

〃 ロ イからC見通し線とFからE見通し線との交差点

(北緯34度22分38秒、東経134度6分51秒の点)

〃 ハ FからE見通し線上ロからEへ350メートルのところ

(北緯34度22分44秒、東経134度6分40秒の点)

〃 ニ イからD見通し線上イから350メートルのところ

(北緯34度22分49秒、東経134度6分48秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

## 公示番号 区第34号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北部中地先

イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点

(北緯 34 度 21 分 34. 129 秒、東経 134 度 7 分 11. 633 秒の点)

〃 B 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 C 屋島台頂北端 (北嶺北端)

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからAへ300メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上イからCへ50メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 55 秒、東経 134 度 6 分 27 秒の点)

〃 ニ DからC見通し線と平行にロから西へ 50 メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 46 秒、東経 134 度 6 分 32 秒の点)

〃 ホ DからC見通し線上ハからCへ 180 メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 52 秒、東経 134 度 6 分 21 秒の点)

〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから西へ 180 メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 43 秒、東経 134 度 6 分 26 秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第35号 (わかめ、こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北部北地先

イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点

(北緯 34 度 21 分 34.129 秒、東経 134 度 7 分 11.633 秒の点)

〃 B 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 C 屋島台頂北端 (北嶺北端)

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ300メートルのところ

〃 ハ DからC見通し線上イからCへ50メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 55 秒、東経 134 度 6 分 27 秒の点)

〃 ニ DからC見通し線と平行にロから西へ50メートルのところ

(北緯 34 度 23 分 4 秒、東経 134 度 6 分 23 秒の点)

〃 ホ DからC見通し線上ハからCへ180メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 52 秒、東経 134 度 6 分 21 秒の点)

〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから西へ360メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 58 秒、東経 134 度 6 分 10 秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第36号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島東地先

イ 点の位置

基点A 土庄町淵崎、小豆島町蒲生境界

(北緯34度28分57.752秒、東経134度11分59.273秒の点)

// B 小豆島町蒲生角田川尻

// C 小豆島町沖の鼻南端

// D 高松市庵治町高島東端

// E 大余島南端

// F 大余島北東護岸の北端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

(北緯34度28分37秒、東経134度11分54秒の点)

// ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

(北緯34度28分3秒、東経134度11分45秒の点)

ウ 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

公示番号 区第37号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島南地先

イ 点の位置

基点A 門ヶ鼻南端

// B 木香西鼻南東端

// C 大余島牛の子鼻西端

// D 双子浦東側埋立地西端

(北緯34度28分57.818秒、東経134度11分59.061秒の点)

// E 小豆島町室生弁天島高頂

// F 小豆島町長者鼻西端

// G さぬき市小串崎北端

// H 高松市庵治町高島西端

// I アワラ島南端

点 イ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度27分50秒、東経134度11分1秒の点)

// ロ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度27分52秒、東経134度11分50秒の点)

// ハ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点

(北緯34度26分58秒、東経134度11分43秒の点)

// ニ CからH見通し線とハからI見通し線との交差点

(北緯34度27分6秒、東経134度10分54秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

公示番号 区第38号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

// B 岡山県備前市日生町大多府島西端

// C 岡山県備前市日生町鹿久居島東の高頂

// D 灘山墓地西端の岩

(北緯34度33分40.033秒、東経134度19分19.562秒の点)

点 イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度32分50秒、東経134度17分50秒の点)

// ロ イからB見通し線上イから1,750メートルのところ

(北緯34度33分47秒、東経134度17分47秒の点)

// ハ DからC見通し線上Dから860メートルのところ

(北緯34度34分8秒、東経134度19分21秒の点)

// ニ DからC見通し線上ハからDへ460メートルのところ

(北緯34度33分53秒、東経134度19分20秒の点)

// ホ イからB見通し線上ロからイへ800メートルのところ

(北緯34度33分21秒、東経134度17分48秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町大部

## 公示番号 区第39号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小部小島西地先

イ 点の位置

基点A 小部小島西端

〃 B シルバービーチ西砂止突端

〃 C 大部身投石

〃 D 大部港東埋立地北角

〃 E ウノ石

〃 F 大ゾワイ灯浮標

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線の交差点  
(北緯34度33分4秒、東経134度17分44秒の点)

〃 ロ AからD見通し線とCからE見通し線の交差点  
(北緯34度32分59秒、東経134度17分25秒の点)

〃 ハ イからB見通し線上イから50メートルのところ  
(北緯34度33分3秒、東経134度17分44秒の点)

〃 ニ ロからC見通し線上ロから50メートルのところ  
(北緯34度32分58秒、東経134度17分26秒の点)

〃 ホ ロからE見通し線上ロから200メートルのところ  
(北緯34度33分6秒、東経134度17分23秒の点)

〃 ヘ イからF見通し線上イから200メートルのところ  
(北緯34度33分10秒、東経134度17分41秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へへの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町大部



公示番号 区第40号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦港地先

イ 点の位置

基点A 直島町井島鞍掛ノ鼻灯台

// B 甲崎

// C 岡山県岡山市切石鼻西端

// D 白崎北端

// E 亀石山高頂

// F 家浦港外一文字防波堤西端

// G 家浦港灯台

// H 甲崎山高頂

点 イ AからB見通し延長線とGからF見通し延長線との交差点

(北緯34度29分46秒、東経134度3分31秒の点)

// ロ AからB見通し延長線とEからC見通し線との交差点

(北緯34度29分54秒、東経134度3分48秒の点)

// ハ DからH見通し線とEからC見通し線との交差点

(北緯34度29分45秒、東経134度3分49秒の点)

// ニ DからH見通し線とGからF見通し延長線との交差点

(北緯34度29分38秒、東経134度3分32秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

公示番号 区第41号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先 (団子瀬)

イ 点の位置

基点A 家浦、唐櫃境界 (深谷川尻)

(北緯34度29分49.795秒、東経134度4分40.593秒の点)

〃 B 岡山県岡山市幸西外波崎

(北緯34度35分57.803秒、東経134度2分39.049秒の点)

〃 C 亀石

〃 D 岡山県岡山市米崎

〃 E ケサガ鼻

〃 F 魚見山高頂 (103メートル)

〃 G 直島町井島戸尻鼻

点 イ AからB見通し線とFからE見通し延長線との交差点

(北緯34度30分52秒、東経134度4分20秒の点)

〃 ロ CからD見通し線とイからG見通し線との交差点

(北緯34度30分44秒、東経134度3分36秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上ロからDへ500メートルのところ

(北緯34度31分0秒、東経134度3分33秒の点)

〃 ニ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ

(北緯34度31分7秒、東経134度4分15秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

## 公示番号 区第42号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江長浜地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ

(北緯34度31分42.722秒、東経134度9分36.936秒の点)

〃 B 満山尻高頂 (85メートル)

(北緯34度31分8.749秒、東経134度10分16.704秒の点)

〃 C 長浜高浜川尻

〃 D 早崎北端

〃 E 屋形崎鼻北端

〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ

(北緯34度33分28.015秒、東経134度15分51.891秒の点)

〃 G 岡山県瀬戸内市黄島灯台

〃 H 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度31分60秒、東経134度10分37秒の点)

〃 ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度32分17秒、東経134度11分39秒の点)

〃 ハ AからF見通し線上口からイへ50メートルのところ

(北緯34度32分17秒、東経134度11分37秒の点)

〃 ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度31分25秒、東経134度11分36秒の点)

〃 ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度31分14秒、東経134度10分41秒の点)

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮

公示番号 区第43号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先

イ 点の位置

基点A 豊島虻山と壇山との窪

(北緯34度29分36.824秒、東経134度4分54.473秒の点)

〃 B 葛島北西端

〃 C 葛島東端

〃 D 土庄港入口灯浮標

〃 E 高見山高頂 (115メートル)

〃 F 小豆島町地藏崎

〃 G 黒崎南端

〃 H 高松市男木島北西端

〃 I アワラ島北端

〃 J 小豊島横引鼻西端

〃 K 豊島送電用新鉄塔

(北緯34度28分48.92秒、東経134度6分3.866秒の点)

点 イ FからG見通し延長線とHからI見通し延長線との交差点

(北緯34度28分26秒、東経134度7分33秒の点)

〃 ロ JからB見通し線とDからA見通し線との交差点

(北緯34度29分42秒、東経134度7分23秒の点)

〃 ハ イからC見通し線とDからA見通し線との交差点

(北緯34度29分43秒、東経134度8分20秒の点)

〃 ニ イからC見通し線とEからK見通し線との交差点

(北緯34度29分4秒、東経134度7分56秒の点)

〃 ホ JからB見通し線とEからK見通し線との交差点

(北緯34度28分54秒、東経134度6分42秒の点)

〃 ヘ JからB見通し線上口からJへ110メートルのところ

(北緯34度29分39秒、東経134度7分20秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜

公示番号 区第44号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ

(北緯34度31分42.722秒、東経134度9分36.936秒の点)

〃 B 早崎北端

〃 C 見目漁港東防波堤突端

〃 D 小海地藏鼻の東の鼻の電柱 (178-1)

(北緯34度32分21.743秒、東経134度14分56.382秒の点)

〃 E 琴塚漁港北防波堤突端

〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ

(北緯34度33分28.015秒、東経134度15分51.891秒の点)

〃 G 岡山県瀬戸内市青島東端

〃 H 岡山県瀬戸内市黄島東の高

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度32分45秒、東経134度13分18秒の点)

〃 ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度33分6秒、東経134度14分33秒の点)

〃 ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度32分32秒、東経134度14分51秒の点)

〃 ニ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度32分3秒、東経134度13分36秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海

公示番号 区第45号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ

(北緯34度31分42.722秒、東経134度9分36.936秒の点)

// B 高尾山高頂 (104.4メートル)

// C 株式会社日本砂利小豆島事務所跡東側棧橋東基部

(北緯34度31分14.615秒、東経134度11分48.615秒の点)

// D 屋形崎鼻北端

// E 琴塚漁港北防波堤突端

// F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ

(北緯34度33分28.015秒、東経134度15分51.891秒の点)

// G 岡山県瀬戸内市黄島東端

// H 岡山県瀬戸内市黄島西の高

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度32分19秒、東経134度11分45秒の点)

// ロ AからF見通し線上イからFへ50メートルのところ

(北緯34度32分19秒、東経134度11分47秒の点)

// ハ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度32分41秒、東経134度13分4秒の点)

// ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度31分59秒、東経134度13分18秒の点)

// ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度31分27秒、東経134度11分48秒の点)

// ヘ AからF見通し線上ハからFへ50メートルのところ

(北緯34度32分42秒、東経134度13分6秒の点)

// ト BからE見通し線上ニからEへ50メートルのところ

(北緯34度32分0秒、東経134度13分20秒の点)

ウ 漁場の区域 ロへ、へト、トホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海

公示番号 区第46号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃小宮崎地先

イ 点の位置

基点A 甲崎山高頂

// B 虻崎北端

// C 白崎

// D 直島町井島戸尻鼻

// E 春日川中央

(北緯34度29分25.775秒、東経134度5分37.089秒の点)

// F 宮崎

// G カナメ石

// H 小豊島中の高

// I 高松市庵治町大島北の高

点 イ AからB見通し延長線とHからF見通し延長線との交差点

(北緯34度30分14秒、東経134度5分43秒の点)

// ロ CからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

(北緯34度30分13秒、東経134度6分30秒の点)

// ハ DからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

// ニ IからG見通し延長線上ハからロへ100メートルのところ

(北緯34度29分54秒、東経134度6分29秒の点)

// ホ イからE見通し線とDからB見通し延長線との交差点

// ヘ イからE見通し線上ホからEへ60メートルのところ

(北緯34度29分54秒、東経134度5分41秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニへ、へイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

公示番号 区第47号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先 (団子瀬)

イ 点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界 (深谷川尻)

(北緯34度29分49.745秒、東経134度4分40.593秒の点)

〃 B 小宮崎東端

〃 C 千振島北端

〃 D 岡山県岡山市飯盛岩

〃 E 岡山県岡山市幸西外波崎

(北緯34度35分57.803秒、東経134度2分39.049秒の点)

〃 F ケサガ鼻

〃 G 魚見山高頂 (103メートル)

点 イ AからE見通し線とGからF見通し延長線との交差点

〃 ロ イからC見通し線上イから200メートルのところ

(北緯34度30分53秒、東経134度4分28秒の点)

〃 ハ イからC見通し線とBからD見通し線との交差点

(北緯34度31分5秒、東経134度5分28秒の点)

〃 ニ BからD見通し線上ハからDへ500メートルのところ

(北緯34度31分20秒、東経134度5分23秒の点)

〃 ホ AからE見通し線上イからEへ500メートルのところ

〃 ヘ ホからニ見通し線上ホから200メートルのところ

(北緯34度31分9秒、東経134度4分23秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃



公示番号 区第48号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町橋地先

イ 点の位置

基点A 橋漁港北防波堤基部

〃 B 兵庫県南あわじ市丸山崎西端

〃 C さぬき市鷹島高頂

〃 D 兵庫県姫路市高島高頂

〃 E 笠ヶ鼻東端

点 イ AからB見通し線とDからC見通し線との交差点

(北緯34度28分7秒、東経134度22分47秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上イからAへ100メートルのところ

(北緯34度28分9秒、東経134度22分44秒の点)

〃 ハ EからB見通し線とDからC見通し線との交差点

(北緯34度27分50秒、東経134度22分35秒の点)

〃 ニ EからB見通し線上Eから350メートルのところ

(北緯34度28分36秒、東経134度21分20秒の点)

〃 ホ AからB見通し線上ロからAへ2,250メートルのところ

(北緯34度28分54秒、東経134度21分34秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町橋

公示番号 区第49号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手大泊地先

イ 点の位置

基点A 風ノ子島東端

〃 B 水ノ子礁

〃 C 北谷北の鼻南端

〃 D ずらし

(北緯34度27分18.817秒、東経134度20分40.61秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから800メートルのところ

(北緯34度26分35秒、東経134度21分21秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上Aから2,300メートルのところ

(北緯34度27分13秒、東経134度21分59秒の点)

〃 ハ ロからC見通し線上ロから1,800メートルのところ

(北緯34度27分58秒、東経134度21分14秒の点)

〃 ニ イからD見通し線上イから1,300メートルのところ

(北緯34度27分9秒、東経134度20分50秒の点)

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

## 公示番号 区第50号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手小島南東地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

〃 B 小島東端

〃 C 馬戸防砂堤 (東から4本目)

〃 D なごら鼻の大石

〃 E 大角鼻沖播磨灘航路第1号灯浮標

〃 F さぬき市大串崎北の高頂 (145メートル)

〃 G 小豆島町チョウシャノ鼻東端

〃 H 大福部島北西端

点 イ AからH見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度26分41秒、東経134度19分5秒の点)

〃 ロ FからD見通し線上Dから150メートルのところ

(北緯34度26分4秒、東経134度19分55秒の点)

〃 ハ ロからG見通し線とイからE見通し線との交差点

(北緯34度26分1秒、東経134度19分32秒の点)

〃 ニ CからH見通し線とイからE見通し線との交差点

(北緯34度26分34秒、東経134度19分10秒の点)

〃 ホ CからH見通し線とBからロ見通し線との交差点

(北緯34度26分46秒、東経134度19分33秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

公示番号 区第51号 (その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手瀬戸地先

イ 点の位置

基点A 瀬戸海岸西端の突堤突端

〃 B 大角鼻北の高頂 (160メートル)

〃 C 瀬戸海岸西から2つ目の突堤突端

〃 D 馬戸防砂堤基部 (東から4本目)

〃 E 小島南東端

〃 F 小島南の高頂

点 イ AからB見通し線とCからE見通し線との交差点

(北緯34度26分52秒、東経134度19分36秒の点)

〃 ロ AからB見通し線とFからE見通し延長線との交差点

(北緯34度26分49秒、東経134度19分39秒の点)

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

公示番号 区第52号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦東地先

イ 点の位置

基点A 大角鼻

// B 大角鼻北の高頂 (160メートル)

// C 大手城の鼻

// D 堀越漁港防波堤突端

// E 堀越西の鼻東端

// F 大岳鼻

// G 田浦東海岸の水門

// H 塩谷鼻

// I 大福部島東端

// J 大福部島西端

// K 小豆島町チョウシャノ鼻

点 イ HからA見通し線とJからE見通し線との交差点

(北緯34度26分25秒、東経134度17分38秒の点)

// ロ FからB見通し線とIからC見通し線との交差点

(北緯34度26分43秒、東経134度18分23秒の点)

// ハ ロからD見通し線とCからK見通し線との交差点

(北緯34度27分1秒、東経134度18分19秒の点)

// ニ イからG見通し線とCからK見通し線との交差点

(北緯34度26分35秒、東経134度17分23秒の点)

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手・苗羽・堀越・田浦・西村

公示番号 区第53号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島北東地先

イ 点の位置

基点A 大角鼻南端

// B 雨倉鼻

// C 大岳鼻

// D 花寿波島

// E 大福部島西端

// F 小福部島高頂

// G 東かがわ市絹島高頂

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線の交差点

(北緯34度25分60秒、東経134度18分20秒の点)

// ロ AからD見通し線とCからF見通し線の交差点

(北緯34度26分0秒、東経134度17分29秒の点)

// ハ AからE見通し線とCからF見通し線の交差点

(北緯34度25分37秒、東経134度17分28秒の点)

// ニ AからE見通し線とBからG見通し線の交差点

(北緯34度25分44秒、東経134度18分19秒の点)

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

公示番号 区第54号 (その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦地先

イ 点の位置

基点A 大岳鼻

〃 B 塩谷鼻東端

ウ 漁場の区域 直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・田浦・西村

公示番号 区第55号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦南地先

イ 点の位置

基点A 沖ノハナゲ灯浮標

〃 B 中鼻

〃 C なごら鼻の大石

〃 D 大角鼻

〃 E さぬき市大鼻

〃 F さぬき市馬ヶ鼻灯台

〃 G 小豆島町花寿波島

〃 H 小豆島町蒲野山山頂 (99メートル)

点 イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点  
(北緯34度26分30秒、東経134度16分19秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点  
(北緯34度26分26秒、東経134度16分56秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度26分1秒、東経134度16分52秒の点)

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度26分1秒、東経134度16分12秒の点)

〃 ホ BからE見通し線上ハからEへ50メートルのところ  
(北緯34度25分59秒、東経134度16分52秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村



公示番号 区第56号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦西地先

イ 点の位置

基点A 地ノハナゲ灯浮標

〃 B 沖ノハナゲ灯浮標

〃 C 中ノ鼻

〃 D 塩谷鼻

〃 E 小豆島町小蒲野南防砂堤突端

〃 F 小豆島町長崎漁港南防波堤基部

点 イ AからB見通し線とCからF見通し線との交差点  
(北緯34度26分59秒、東経134度16分29秒の点)

〃 ロ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点  
(北緯34度26分42秒、東経134度16分22秒の点)

〃 ハ FからC見通し線上イからCへ50メートルのところ  
(北緯34度26分59秒、東経134度16分30秒の点)

〃 ニ EからD見通し線上ロからDへ50メートルのところ  
(北緯34度26分42秒、東経134度16分24秒の点)

〃 ホ DからE見通し線上ロからEへ100メートルのところ  
(北緯34度26分43秒、東経134度16分19秒の点)

〃 ヘ CからF見通し線上イからFへ100メートルのところ  
(北緯34度27分0秒、東経134度16分25秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

公示番号 区第57号 (その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基点A 株式会社サヌキ施設跡前護岸屈曲部

(北緯34度25分39.577秒、東経134度13分47.02秒の点)

〃 B 長者鼻高頂

〃 C 崩鼻西北端

〃 D あおぎ鼻

(北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

(北緯34度25分44秒、東経134度13分46秒の点)

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

(北緯34度25分40秒、東経134度13分27秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町神浦

公示番号 区第58号 (その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生地先

イ 点の位置

基点A 小豆島ふるさと村護岸西側屈曲部

(北緯34度28分9.86秒、東経134度13分58.541秒の点)

// B 観音崎西端

// C 沖の鼻

// D 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度28分7秒、東経134度14分0秒の点)

// ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

(北緯34度28分4秒、東経134度13分48秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町室生

公示番号 区第59号 (その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点A 旧孔雀園の鼻

(北緯34度28分37.436秒、東経134度13分16.63秒の点)

// B 沖の鼻

// C 井上誠耕園研修センターの鼻

(北緯34度28分27.411秒、東経134度13分5.245秒の点)

// D 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度28分32秒、東経134度13分22秒の点)

// ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

(北緯34度28分25秒、東経134度13分8秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生

## 公示番号 区第60号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点A 観音崎南端

// B 沖の鼻南端

// C 大麻山高頂

// D 東蒲生南防波堤基部

// E 土庄町弁天島北端

// F 土庄町大余島南端

// G 高松市庵治町兜島北端

// H 高松市庵治町高島南東端

点 イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度28分18秒、東経134度12分21秒の点)

// ロ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度28分11秒、東経134度12分44秒の点)

// ハ BからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度28分5秒、東経134度12分42秒の点)

// ニ AからE見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF見通し線との交差点  
(北緯34度28分4秒、東経134度12分16秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生

公示番号 区第61号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎地先

イ 点の位置

基点A 土庄町双子浦東側埋立地西端

(北緯34度28分57.818秒、東経134度11分59.061秒の点)

// B 入部漁港南防波堤基部

// C 東蒲生南防波堤基部

// D 飛崎南端

// E 弁天島高頂

// F 観音崎南端

// G 吉野高頂 (208メートル)

// H 長者鼻西端

// I 崩鼻南西端

// J さぬき市小串崎北端

// K 高松市庵治町稲毛島東端

// L 土庄町門ヶ鼻南端

// M 土庄町木香西鼻南東端

// N 土庄町小豆 (アズキ) 島高頂

点 イ AからJ見通し線とLからH見通し線との交差点

(北緯34度26分58秒、東経134度11分43秒の点)

// ロ BからJ見通し線とMからE見通し線との交差点

(北緯34度27分52秒、東経134度11分58秒の点)

// ハ BからJ見通し線とイからG見通し線との交差点

(北緯34度26分58秒、東経134度11分50秒の点)

// ニ NからI見通し線とEからK見通し線との交差点

(北緯34度27分13秒、東経134度12分35秒の点)

// ホ イからG見通し線とDからニ見通し延長線との交差点

(北緯34度26分54秒、東経134度12分28秒の点)

// ヘ ロからF見通し線とCからニ見通し線との交差点

(北緯34度27分50秒、東経134度12分42秒の点)

ウ 漁場の区域 ハロ、ロヘ、ヘニ、ニホ、ホハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町池田・蒲生・室生・二面・吉野・蒲野・神浦

公示番号 区第62号 (あおのり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町南部地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

// B 国立研究開発法人水産研究・教育機構旧屋島庁舎敷地埋立地南西角より護岸沿い  
南に150メートルのところ(北緯34度21分45.936秒、東経134度6分46.039秒の点)

// C 石場港船揚場南西角

// D 石場港埋立護岸北東角

// E 屋島少年自然の家塩水プール南東角

// F 庵治町丸山高頂(66メートル)

// G 久通港11号護岸北端

点 イ EからF見通し線上Eから300メートルのところ

// ロ Aからイ見通し線とCからD見通し延長線との交差点  
(北緯34度22分0秒、東経134度6分52秒の点)

// ハ Aからイ見通し線とBからG見通し線との交差点  
(北緯34度21分46秒、東経134度7分1秒の点)

ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行  
については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

## 公示番号 区第63号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻北端

// B 長崎鼻南の高頂

// C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ  
(北緯34度22分49.636秒、東経134度5分53.92秒の点)

// D 相引川尻中央点  
(北緯34度21分34.129秒、東経134度7分11.633秒の点)

// E 庵治町丸山大西鼻南西端

// F 庵治町丸山高頂 (66メートル)

// G 庵治町皇神鼻

// H 庵治町白石

// I 庵治町大島アバギの鼻西端

// J 男木島南の高頂 (185メートル)

// K 女木島北端

// L 庵治町兜島西端

点 イ DからI見通し線とAからH見通し線との交差点

// ロ DからI見通し線とBからG見通し線との交差点

// ハ HからA見通し線上イからAへ50メートルのところ  
(北緯34度23分21秒、東経134度6分14秒の点)

// ニ GからB見通し線上ロからBへ50メートルのところ

// ホ DからI見通し線と平行にニから北へ250メートルのところ  
(北緯34度23分13秒、東経134度6分18秒の点)

// ヘ AからH見通し線とEからJ見通し線との交差点  
(北緯34度23分15秒、東経134度6分0秒の点)

// ト BからG見通し線とFからK見通し線との交差点

// チ CからL見通し線とEからJ見通し線との交差点

// リ ヘからト見通し線とホからチ見通し延長線との交差点  
(北緯34度23分8秒、東経134度6分4秒の点)

ウ 漁場の区域 ハホ、ホリ、リヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町



公示番号 区第64号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻東部地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻港北防波堤基部

〃 B 庵治町丸山大西鼻南西端

〃 C 庵治町大島南東端

〃 D 女木島北端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線上イからDに200メートルのところ

〃 ハ Cからロ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点  
(北緯34度23分4秒、東経134度5分39秒の点)

〃 ニ AからC見通し線上イからCへ30メートルのところ  
(北緯34度23分3秒、東経134度5分48秒の点)

〃 ホ ハからC見通し線上ロからCへ30メートルのところ  
(北緯34度23分7秒、東経134度5分42秒の点)

ウ 漁場の区域 Aニ、ニホ、ホハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第65号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻西部地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻西端

〃 B 浦生護岸北端

〃 C 浦生漁港1号防波堤突端

〃 D 旧半学塩田西端

〃 E 女木町日蓮上人記念碑

〃 F 土庄町小豊島西端

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度22分58秒、東経134度5分29秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線上ロからBへ120メートルのところ

(北緯34度22分17秒、東経134度5分16秒の点)

〃 ニ BからE見通し線上ロからEへ200メートルのところ

(北緯34度22分23秒、東経134度5分5秒の点)

〃 ホ イからE見通し線とDからF見通し線との交差点

(北緯34度23分0秒、東経134度5分21秒の点)

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

## 公示番号 区第66号 (わかめ・こんぶ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生護岸地先

イ 点の位置

基点A 浦生漁港北側防波堤基部より北側護岸沿い50メートルのところ

(北緯34度21分53.169秒、東経134度5分29.248秒の点)

// B 女木島南端

// C 浦生護岸北端

// D 女木町日蓮上人記念碑

点 イ AからB見通し線上Aから85メートルのところ

(北緯34度21分54秒、東経134度5分26秒の点)

// ロ AからB見通し線上Aから335メートルのところ

(北緯34度21分57秒、東経134度5分17秒の点)

// ハ CからD見通し線上Cから75メートルのところ

(北緯34度22分10秒、東経134度5分29秒の点)

// ニ CからD見通し線上Cから350メートルのところ

(北緯34度22分15秒、東経134度5分20秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第67号 (わかめ・あおのり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

イ 点の位置

基点A 浦生護岸北端

// B 浦生漁港北第3突堤

// C 浦生漁港北側防波堤突端

// D 旧半学塩田西端

// E 大崎鼻

// F 女木島南端

// G 女木港前離岸堤東端

// H 女木町日蓮上人記念碑

// I 土庄町小豊島西端

点 イ AからH見通し線とDからI見通し線との交差点

// ロ AからF見通し線とDからI見通し線との交差点

// ハ BからG見通し線とDからI見通し線との交差点

// ニ CからE見通し線とDからI見通し線との交差点

// ホ イからD見通し線上イから70メートルのところ

(北緯34度22分17秒、東経134度5分11秒の点)

// ヘ ロからA見通し線上ロから0メートルのところ

(北緯34度22分12秒、東経134度5分12秒の点)

// ト ハからB見通し線上ハから50メートルのところ

(北緯34度22分9秒、東経134度5分11秒の点)

// チ ニからC見通し線上ニから50メートルのところ

(北緯34度21分55秒、東経134度5分8秒の点)

// リ イからH見通し線上イから275メートルのところ

// ヌ ハからG見通し線上ハから275メートルのところ

(北緯34度22分14秒、東経134度5分0秒の点)

// ル リからヌ見通し線上リから70メートルのところ

(北緯34度22分22秒、東経134度5分2秒の点)

// ヲ ニからE見通し線上ニから75メートルのところ

(北緯34度21分57秒、東経134度4分56秒の点)

ウ 漁場の区域 ホロ、ロヘ、ヘト、トチ、チヲ、ヲヌ、ヌル、ルホの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

## 公示番号 区第68号 (あおのり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町旧屋島塩田地先

イ 点の位置

基点A 浜北港南防波堤基部

〃 B Aから護岸沿い南へ320メートルのところ

〃 C 朝日町G地区2号防波堤突端から南へ4番目の排水口  
(北緯34度21分28.46秒、東経134度4分46.092秒の点)

〃 D Aから護岸沿い南へ640メートルのところ

〃 E Cから岸壁沿い南へ370メートルのところ

点 イ BからC見通し線上Bから250メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上イからCへ200メートルのところ

〃 ハ DからE見通し線上Dから150メートルのところ  
(北緯34度21分15秒、東経134度4分55秒の点)

〃 ニ DからE見通し線上ハからEへ200メートルのところ  
(北緯34度21分14秒、東経134度5分2秒の点)

〃 ホ イからハ見通し線上イから165メートルのところ  
(北緯34度21分19秒、東経134度5分3秒の点)

〃 ヘ ロからニ見通し線上ロから174メートルのところ  
(北緯34度21分21秒、東経134度4分55秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	3月1日から6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和6年6月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第69号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市浜ノ町大的場海岸地先

イ 点の位置

基点A 2006 J C I A S P A C高松大会開催記念碑 (サンポート記念碑)

(北緯34度21分19.689秒、東経134度2分46.664秒の点)

// B ヨットハーバー西防波堤基部から護岸沿い東へ70メートルのところ

(北緯34度21分12.861秒、東経134度2分27.681秒の点)

// C 大的場海岸西防波堤基部から護岸沿い西へ164メートルのところ

(北緯34度21分10.435秒、東経134度2分8.3秒の点)

// D 小槌島高頂

// E 直島町井島東端

// F 女木島西端

点 イ BからF見通し線上Bから450メートルのところ

(北緯34度21分27秒、東経134度2分25秒の点)

// ロ BからF見通し線上Bから110メートルのところ

(北緯34度21分16秒、東経134度2分27秒の点)

// ハ CからE見通し線上Cから110メートルのところ

(北緯34度21分14秒、東経134度2分8秒の点)

// ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

(北緯34度21分32秒、東経134度2分7秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

公示番号 区第70号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市瀬戸内町高松漁港西地先

イ 点の位置

基点A 2006 J C I A S P A C高松大会開催記念碑 (サンポート記念碑)

(北緯34度21分19.689秒、東経134度2分46.664秒の点)

// B 瀬戸内町高松漁港8号防波堤基部 (西側埋立地北東角)

// C 摺鉢谷川東側護岸北西端

(北緯34度21分13.166秒、東経134度1分42.908秒の点)

// D 摺鉢谷川西側護岸北東端

(北緯34度21分13.558秒、東経134度1分41.535秒の点)

// E 新北町埋立地北側護岸屈曲部

// F 新北町埋立地北側護岸西端

// G 小槌島高頂

// H 土庄町豊島后飛崎西端

// I 土庄町豊島ダダカ高頂 (トギリ山)

点 イ AからG見通し線とBからI見通し線との交差点

(北緯34度21分35秒、東経134度1分59秒の点)

// ロ BからI見通し線上Bから50メートルのところ

(北緯34度21分13秒、東経134度1分57秒の点)

// ハ CからH見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度21分15秒、東経134度1分43秒の点)

// ニ DからH見通し線上Dから50メートルのところ

(北緯34度21分15秒、東経134度1分42秒の点)

// ホ EからH見通し線上Eから50メートルのところ

(北緯34度21分20秒、東経134度1分30秒の点)

// ヘ FからH見通し線上Fから50メートルのところ

(北緯34度21分20秒、東経134度1分25秒の点)

// ト AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

(北緯34度21分45秒、東経134度1分27秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

## 公示番号 区第71号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

#### イ 点の位置

基点A 2006 J C I A S P A C高松大会開催記念碑 (サンポート記念碑)

(北緯34度21分19.689秒、東経134度2分46.664秒の点)

// B 貯木場西防波堤基部

// C 貯木場埋立地北側護岸西角から護岸沿い東へ30メートルのところ

(北緯34度21分26.277秒、東経134度0分35.371秒の点)

// D 小槌島高頂

// E 土庄町豊島坊主島南端

// F 土庄町豊島ダッダカ鼻

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

(北緯34度21分52秒、東経134度1分4秒の点)

// ロ BからF見通し線上Bから120メートルのところ

(北緯34度21分27秒、東経134度0分58秒の点)

// ハ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度21分28秒、東経134度0分36秒の点)

// ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

(北緯34度21分58秒、東経134度0分43秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町



公示番号 区第72号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町芋谷地先

イ 点の位置

基点A 芋谷用水路南端

〃 B 庵治町大島アバギの鼻高頂

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ハ イから真方位180度100メートルのところ

(北緯34度23分56秒、東経134度3分28秒の点)

〃 ニ ロから真方位180度100メートルのところ

(北緯34度23分56秒、東経134度3分32秒の点)

〃 ホ ロから真方位00度50メートルのところ

(北緯34度24分1秒、東経134度3分32秒の点)

〃 ヘ イから真方位00度50メートルのところ

(北緯34度24分1秒、東経134度3分28秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市女木町

## 公示番号 区第73号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町東部地先

イ 点の位置

基点A 男木島北東端

// B 土庄町豊島礼田崎南端

// C 土庄町豊島東端

// D 庵治町兜島南端

// E 庵治町矢竹島南端

// F 女木島東端

// G 大井地区2号防砂堤突端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点  
(北緯34度25分53秒、東経134度4分12秒の点)

// ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点  
(北緯34度25分48秒、東経134度4分30秒の点)

// ハ GからE見通し線とCからF見通し線との交差点  
(北緯34度25分13秒、東経134度4分11秒の点)

// ニ GからE見通し線とBからF見通し線との交差点  
(北緯34度25分18秒、東経134度3分59秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市男木町

公示番号 区第74号 (のり・その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西本町埋立地地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ  
(北緯34度21分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点)

// B 本津川左岸突端  
(北緯34度21分13.849秒、東経134度0分25.852秒の点)

// C 香西本町埋立地北東角

// D 香西本町埋立地北西角

// E 香西港西埋立地北東角

// F 小槌島高頂

// G 土庄町豊島甲崎の高 (84メートル)

// H 土庄町豊島ダツダカ高頂

点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点  
(北緯34度21分58秒、東経134度0分38秒の点)

// ロ 香西本町埋立地東護岸延長線上Cから北へ15メートルのところ

// ハ AからF見通し線とEからH見通し線との交差点

// ニ AからF見通し線上ハからAへ300メートルのところ  
(北緯34度22分2秒、東経134度0分23秒の点)

// ホ Dからニ見通し線上Dから15メートルのところ  
(北緯34度21分34秒、東経134度0分12秒の点)

// ヘ ホからロ見通し延長線とBからG見通し線との交差点  
(北緯34度21分31秒、東経134度0分30秒の点)

ウ 漁場の区域 イへ、へホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市香西本町

公示番号 区第75号 (のり・その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町鯉川地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ  
(北緯34度21分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点)

〃 B 香西本町埋立地北西角

〃 C 香西港西埋立地北東角

〃 D 神在港東防波堤基部から護岸沿い東へ30メートルのところ  
(北緯34度21分40.457秒、東経133度59分24.578秒の点)

〃 E 神在鼻

〃 F 小槌島高頂

〃 G 土庄町豊島壇山高頂 (340メートル)

〃 H 土庄町豊島ダツダカ高頂

〃 I 土庄町豊島甲崎の高 (84メートル)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度22分6秒、東経134度0分13秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点  
(北緯34度21分38秒、東経134度0分2秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度21分53秒、東経133度59分34秒の点)

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度22分13秒、東経133度59分48秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市香西本町

公示番号 区第76号 (のり・その他藻類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市神在川窪町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ  
(北緯34度21分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点)

〃 B 香西港西埋立地北端

〃 C 神在港西防波堤基部

〃 D 解体場北防波堤突端

〃 E 神在鼻

〃 F 小槌島高頂

〃 G 直島町柏島西端

〃 H 直島町柏島高頂 (103メートル)

〃 I 土庄町豊島中山高頂 (204メートル)

点 イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点  
(北緯34度22分16秒、東経133度59分41秒の点)

〃 ロ BからD見通し線とCからI見通し線との交差点  
(北緯34度21分53秒、東経133度59分26秒の点)

〃 ハ ロからE見通し線とDからH見通し線との交差点  
(北緯34度22分13秒、東経133度58分54秒の点)

〃 ニ EからG見通し線上Eから150メートルのところ  
(北緯34度22分27秒、東経133度58分41秒の点)

〃 ホ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点  
(北緯34度22分34秒、東経133度58分44秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町

## 公示番号 区第77号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ  
(北緯34度21分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点)

// B 神在川窪町埋立地北角

// C 生島港北防波堤突端

// D トビノ巣鼻北東端

// E 小槌島高頂

// F 直島町オカメノ鼻南端

// G 土庄町豊島礼田崎南端

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

// ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

// ハ AからE見通し線上イからAへ150メートルのところ

(北緯34度22分43秒、東経133度58分16秒の点)

// ニ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点

(北緯34度22分35秒、東経133度58分41秒の点)

// ホ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点

(北緯34度22分20秒、東経133度58分23秒の点)

// ヘ BからD見通し線上ロからBへ150メートルのところ

(北緯34度22分25秒、東経133度58分10秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町・生島町・亀水町

## 公示番号 区第78号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町地先

イ 点の位置

基点A 生島港北防波堤突端

〃 B トビノ巣鼻北東端

〃 C 直島町オカメノ鼻南端

〃 D 土庄町豊島礼田崎南端

〃 E 川窪埋立地北角

〃 F 川窪埋立地西角

点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線上イからEへ150メートルのところ  
(北緯34度22分25秒、東経133度58分10秒の点)

〃 ニ BからF見通し線上ロからFへ150メートルのところ  
(北緯34度22分15秒、東経133度58分6秒の点)

〃 ホ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点  
(北緯34度22分11秒、東経133度58分12秒の点)

〃 ヘ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点  
(北緯34度22分20秒、東経133度58分23秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町

公示番号 区第79号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町旧生島塩田地先

イ 点の位置

基点A 旧生島塩田北東護岸北端

” B 小坂東防波堤基部

” C 生島港北防波堤突端

点 イ BからC見通し線上Bから60メートルのところ

(北緯34度22分11秒、東経133度57分48秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町



## 公示番号 区第80号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

イ 点の位置

基点A 直島町オカメノ鼻南端

〃 B 神在鼻ミコ石

(北緯34度22分21.281秒、東経133度58分29.39秒の点)

〃 C 消防学校前防波堤突端

〃 D 生島港北防波堤突端

〃 E 紅ノ峰鼻北端

点 イ BからE見通し線とDからA見通し線との交差点

(北緯34度22分29秒、東経133度58分6秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とCから真方位347度11分22秒の線との交差点

(北緯34度22分37秒、東経133度57分43秒の点)

〃 ハ DからA見通し線とCからロ見通し線との交差点

(北緯34度22分14秒、東経133度58分1秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの3直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町

公示番号 区第81号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町・亀水町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ

(北緯34度21分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点)

〃 B 神在鼻ミコ石

(北緯34度22分21.281秒、東経133度58分29.39秒の点)

〃 C 生島港北防波堤突端

〃 D 紅ノ峰高頂 (245メートル)

〃 E 紅ノ峰鼻北端

〃 F 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)

〃 G 小槌島高頂

〃 H 直島町荒神島西端

〃 I 直島町オカメノ鼻南端

点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

(北緯34度22分45秒、東経133度58分11秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点

(北緯34度22分29秒、東経133度58分6秒の点)

〃 ハ EからF見通し線上Eから750メートルのところ

(北緯34度22分58秒、東経133度56分31秒の点)

〃 ニ EからG見通し線上Eから750メートルのところ

(北緯34度23分4秒、東経133度56分34秒の点)

〃 ホ EからH見通し線とAからG見通し線との交差点

(北緯34度23分7秒、東経133度57分0秒の点)

〃 ヘ ホからF見通し線上ホから230メートルのところ

(北緯34度23分7秒、東経133度56分51秒の点)

〃 ト BからE見通し線とDからI見通し線との交差点

(北緯34度22分40秒、東経133度57分34秒の点)

〃 チ DからI見通し線上トからIへ100メートルのところ

(北緯34度22分43秒、東経133度57分35秒の点)

〃 リ BからE見通し線上EからBへ200メートルのところ

(北緯34度22分49秒、東経133度57分7秒の点)

〃 ヌ DからI見通し線と平行にリから北へ100メートルのところ

(北緯34度22分52秒、東経133度57分8秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トチ、チヌ、ヌリ、リエ、エハ、ハニ、ニへ、へホ、ホイの11直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町

## 公示番号 区第82号 (こんぶ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

イ 点の位置

基点A 小坂浜北の捨石

(北緯34度22分19.99秒、東経133度57分41.464秒の点)

〃 B 神在鼻北端

〃 C 川窪埋立地北角

〃 D トビノ巣鼻北東端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度22分21秒、東経133度57分49秒の点)

〃 ロ DからC見通し線上Dから350メートルのところ

(北緯34度22分34秒、東経133度57分47秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町

公示番号 区第83号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

〃 B 神在鼻ミコ石

(北緯34度22分21.281秒、東経133度58分29.39秒の点)

〃 C 紅ノ峰高頂 (245メートル)

〃 D 直島町オカメノ鼻南端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度22分40秒、東経133度57分34秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度22分49秒、東経133度57分7秒の点)

〃 ハ CからD見通し線と平行にロから北へ100メートルのところ

(北緯34度22分52秒、東経133度57分8秒の点)

〃 ニ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

(北緯34度22分43秒、東経133度57分35秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町

公示番号 区第84号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水漁港北地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

// B 亀水漁港北防波堤突端

// C 赤鼻

// D 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)

点 イ AからD見通し線上Aから750メートルのところ

(北緯34度22分58秒、東経133度56分31秒の点)

// ロ BからC見通し線上Bから180メートルのところ

(北緯34度22分47秒、東経133度56分32秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町

公示番号 区第85号 (のり・わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町赤鼻地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ  
(北緯34度21分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点)

- // B 紅ノ峰鼻北端
- // C 亀水漁港1号防波堤基部
- // D 亀水漁港南防波堤西角
- // E 亀水養殖場北西角
- // F 亀水漁港北防波堤突端
- // G 水落
- // H 赤鼻
- // I 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)
- // J 大崎鼻北東端
- // K 小槌島高頂
- // L 直島町荒神島西端

点 イ AからK見通し線とBからL見通し線との交差点

// ロ EからJ見通し線とIからイ見通し線との交差点  
(北緯34度23分8秒、東経133度56分4秒の点)

// ハ DからJ見通し線とIからイ見通し線との交差点  
(北緯34度23分8秒、東経133度56分6秒の点)

// ニ FからH見通し線とEからJ見通し線との交差点  
(北緯34度22分48秒、東経133度56分23秒の点)

// ホ GからD見通し線上Gから50メートルのところ  
(北緯34度22分41秒、東経133度56分19秒の点)

// ヘ GからD見通し線上Gから150メートルのところ  
(北緯34度22分41秒、東経133度56分23秒の点)

// ト FからH見通し線上Fから320メートルのところ

// チ Cから真方位301度30分618メートルのところ

// リ チから真方位173度30分582メートルのところ

// ヌ DからJ見通し線上Dから660メートルのところ  
(北緯34度22分52秒、東経133度56分24秒の点)

// ル へからト見通し線上へから124メートルのところ  
(北緯34度22分44秒、東経133度56分25秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハヌ、ヌル、ルへ、へホ、ホニ、ニロの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町

公示番号 区第86号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島東地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ首島北端

// B 井島戸尻鼻北端

// C 土庄町豊島亀石北端

// D 土庄町豊島甲崎北端

// E 井島鞍掛ノ鼻東端

// F 尾高島東端

// G 姫泊山高頂 (99メートル)

点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点  
(北緯34度30分25秒、東経134度1分38秒の点)

// ロ AからB見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点  
(北緯34度30分21秒、東経134度2分11秒の点)

// ハ CからD見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点  
(北緯34度29分10秒、東経134度1分33秒の点)

// ニ CからD見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点  
(北緯34度29分8秒、東経134度1分24秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第87号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町角崎地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臈島北東の高頂

〃 B 六郎島北端

〃 C 井島鞍掛ノ鼻南東端

〃 D 高松市庵治町兜島北端

〃 E 尾高島東端

〃 F 柏島東の高頂 (76メートル)

〃 G 積浦漁港南一文字防波堤南端

〃 H 向島猫鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とCからG見通し線との交差点  
(北緯34度28分21秒、東経134度1分4秒の点)

〃 ロ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点  
(北緯34度28分8秒、東経134度1分25秒の点)

〃 ハ FからE見通し延長線とHからD見通し線との交差点

〃 ニ GからC見通し線とHからD見通し線との交差点  
(北緯34度27分31秒、東経134度0分30秒の点)

〃 ホ AからB見通し延長線上口から東へ100メートルのところ

〃 ヘ HからD見通し線上ハからDへ100メートルのところ  
(北緯34度27分18秒、東経134度1分11秒の点)

〃 ト ホからヘ見通し線上ホから450メートルのところ  
(北緯34度27分52秒、東経134度1分23秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トヘ、ヘニ、ニイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町



公示番号 区第88号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町向島北地先

イ 点の位置

基点A 井島ナカ鼻西端

〃 B 井島鞍掛ノ鼻西端

〃 C 京ノ上臈島北東の高頂

〃 D 六郎島北端

〃 E ベンザイ天

〃 F 向島荒崎鼻北東端

〃 G 向島白石

〃 H ハコ島北端

点 イ AからG見通し線とCからD見通し延長線との交差点  
(北緯34度28分47秒、東経134度0分23秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点  
(北緯34度28分26秒、東経134度0分56秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とHからF見通し延長線との交差点  
(北緯34度28分11秒、東経134度0分44秒の点)

〃 ニ AからG見通し線とFからH見通し線との交差点  
(北緯34度28分33秒、東経134度0分14秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第89号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島西地先

イ 点の位置

基点A 喜兵衛島南東端

// B 岡山県玉野市出崎南端

// C 井島ヘラガ崎ベニ石

// D 井島出崎西端

// E 井島南の高頂 (114メートル)

// F 向島北端

// G 家島北西端

// H 六郎島北端

// I 六郎島南端

// J 局島北端

// K 井島ナカ鼻南西端

点 イ BからF見通し線とCからJ見通し線との交差点

// ロ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度29分14秒、東経134度0分14秒の点)

// ハ DからG見通し線とEからI見通し線との交差点

(北緯34度29分5秒、東経134度0分3秒の点)

// ニ EからI見通し線とAからH見通し延長線との交差点

(北緯34度29分5秒、東経133度59分51秒の点)

// ホ AからH見通し線とCからJ見通し線との交差点

(北緯34度29分15秒、東経133度59分40秒の点)

// ヘ CからJ見通し線上イからJへ250メートルのところ

(北緯34度29分39秒、東経134度0分7秒の点)

// ト BからF見通し線とへからK見通し線との交差点

(北緯34度29分32秒、東経134度0分14秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第90号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島地先

イ 点の位置

基点A 六郎島北端

〃 B 井島ヘラガ崎ベニ石

〃 C 岡山県玉野市蛭子島高頂

〃 D 大ハタゴ島南端

〃 E 中島中央

〃 F 喜兵衛島北端

〃 G 喜兵衛島南東端

〃 H 安野島南端

〃 I 葛島北頂の窪

〃 J 京ノ上臈島東端

点 イ AからG見通し線とIからH見通し延長線との交差点

(北緯34度29分58秒、東経133度58分50秒の点)

〃 ロ AからG見通し線とCからJ見通し線との交差点

(北緯34度29分39秒、東経133度59分12秒の点)

〃 ハ BからD見通し線とCからJ見通し線との交差点

(北緯34度30分14秒、東経133度59分51秒の点)

〃 ニ BからD見通し線とEからF見通し延長線との交差点

(北緯34度30分17秒、東経133度59分43秒の点)

〃 ホ EからF見通し延長線とIからH見通し延長線との交差点

(北緯34度30分16秒、東経133度59分11秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第91号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町琴反地・外ヶ浜・倉浦地先

イ 点の位置

基点A 俎石灯標

// B 串山ノ鼻南端

// C 地藏山高頂

// D 揚島南端

// E オカメノ鼻棧橋基部

// F 磯玉姫の鼻

(北緯34度26分39.834秒、東経133度59分55.629秒の点)

// G 波無の鼻南端

// H 小林の鼻

(北緯34度26分44.157秒、東経134度0分15.566秒の点)

// I 土庄町豊島礼田崎南端

// J 柏島高頂

// K 柏島南西端

点 イ AからJ見通し線とCからD見通し延長線との交差点

(北緯34度26分40秒、東経133度58分54秒の点)

// ロ AからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点

// ハ AからJ見通し線上ロからJへ250メートルのところ

(北緯34度26分28秒、東経133度59分47秒の点)

// ニ FからK見通し線とHからG見通し延長線との交差点

(北緯34度26分33秒、東経134度0分1秒の点)

ウ 漁場の区域 Bイ、イハ、ハニ、ニF、FEの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。  
ただし、揚島養魚場内を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第92号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島南地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市ナキンダ鼻東端

// B 葛島西端

// C 葛島南の高頂

// D 荒神島西端

// E 荒神島ニザエモン鼻南東端

// F 串山ノ鼻北端

// G 串山ノ鼻南端

// H 組石灯標

// I 岡山県玉野市犬戻鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

// ロ CからD見通し延長線とFからI見通し線との交差点

// ハ FからI見通し線とEからH見通し線との交差点

(北緯34度27分13秒、東経133度58分4秒の点)

// ニ FからI見通し線上ロからIへ50メートルのところ

(北緯34度27分16秒、東経133度57分16秒の点)

// ホ GからH見通し延長線上イから西へ50メートルのところ

(北緯34度26分40秒、東経133度57分23秒の点)

ウ 漁場の区域 ニハ、ハH、Hホ、ホニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第93号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島北地先

イ 点の位置

基点A 荒神島タラエモン鼻北端

〃 B 荒神島大石鼻高頂

〃 C 荒神島大石鼻北端

〃 D 葛島南西端

〃 E 風戸山高頂 (118メートル)

点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

(北緯34度27分48秒、東経133度57分48秒の点)

〃 ロ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 ロA、AI、ICの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第94号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町葛島西地先

イ 点の位置

基点A 葛島南西端

// B 荒神島大石鼻北端

// C 岡山県玉野市蛸崎鼻東端

// D トビス中央

// E 岡山県玉野市瀬越鼻南西端 (玉野市玉野浄化センター西側防波堤基部)

// F 葛島高頂 (105メートル)

点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度28分4秒、東経133度57分13秒の点)

// ロ DからF見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯34度28分26秒、東経133度56分58秒の点)

// ハ DからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第95号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下 8号防砂堤突端

// B 瀬居島北東端

// C 相模坊下 4号防砂堤突端

// D 瀬居島南端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ  
(北緯34度22分7秒、東経133度53分19秒の点)

// ロ CからD見通し線上Cから250メートルのところ  
(北緯34度21分55秒、東経133度53分21秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、AC間最大高潮時海岸線から沖出し10メートルの区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町



公示番号 区第96号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下 8号防砂堤突端

〃 B 瀬居島北東端

〃 C 相模坊下 4号防砂堤突端

〃 D 瀬居島南端

点 イ AからB見通し線上Aから350メートルのところ  
(北緯34度22分5秒、東経133度53分11秒の点)

〃 ロ イからA見通し線上イから100メートルのところ  
(北緯34度22分6秒、東経133度53分15秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上Cから350メートルのところ  
(北緯34度21分54秒、東経133度53分17秒の点)

〃 ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ  
(北緯34度21分52秒、東経133度53分14秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町

公示番号 区第97号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧木沢塩田地先

イ 点の位置

基点A 大崎鼻 (高松市、坂出市境界)

〃 B 小槌島高頂

〃 C 王越町大崎山高頂 (231メートル)

〃 D 王越町宮ノ鼻

〃 E 旧木沢塩田防砂堤突端

〃 F 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

〃 G 乃田造船跡防砂堤突端

〃 H 三木水産作業場北端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから500メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線とHからD見通し延長線との交差点  
(北緯34度22分57秒、東経133度55分2秒の点)

〃 ニ FからG見通し線とイからロ見通し線との交差点  
(北緯34度22分54秒、東経133度54分59秒の点)

〃 ホ GからF見通し線上Gから70メートルのところ  
(北緯34度22分39秒、東経133度55分0秒の点)

〃 ヘ EからF見通し線上Eから70メートルのところ  
(北緯34度22分44秒、東経133度55分14秒の点)

〃 ト EからF見通し線上とHからD見通し延長線との交差点  
(北緯34度22分58秒、東経133度55分12秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市王越町

公示番号 区第98号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田東地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

〃 B 旧乃生塩田防砂堤突端

〃 C 乃生漁港東防波堤基部から防波堤沿い突端へ50メートルのところ  
(北緯34度22分45.307秒、東経133度54分26.171秒の点)

〃 D 王越町宮ノ鼻

〃 E 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 F 三木水産作業場北端

〃 G 乃生海岸北防砂堤突端

点 イ BからA見通し線とDからF見通し線との交差点  
(北緯34度22分53秒、東経133度54分23秒の点)

〃 ロ CからA見通し線とDからF見通し線との交差点  
(北緯34度22分54秒、東経133度54分26秒の点)

〃 ハ CからA見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ニ BからA見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ホ AからC見通し線上ハからCへ50メートルのところ  
(北緯34度22分49秒、東経133度54分26秒の点)

〃 ヘ AからB見通し線上ニからBへ50メートルのところ  
(北緯34度22分48秒、東経133度54分22秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホへ、へイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市王越町

公示番号 区第99号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田地先

イ 点の位置

基点A 王越町宮ノ鼻

// B 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

// C 旧乃生塩田防砂堤突端

// D 乃生海岸南防砂堤西角から防波堤沿い突端へ70メートルのところ  
(北緯34度22分41.846秒、東経133度54分2.249秒の点)

// E 乃生海岸北防砂堤突端

// F 三木水産作業場北端

// G 岡山県玉野市新割山高頂 (234メートル)

// H 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度22分53秒、東経133度54分22秒の点)

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度22分50秒、東経133度54分22秒の点)

// ハ DからG見通し線とEからB見通し線との交差点  
(北緯34度22分48秒、東経133度54分1秒の点)

// ニ FからA見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度22分51秒、東経133度54分0秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市王越町

公示番号 区第100号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田西地先

イ 点の位置

基点A 岡山県倉敷市堅場島高頂 (45メートル)

// B 乃生岬

// C 三木水産作業場北端

// D 王越町宮ノ鼻

// E 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

// F 旧乃生塩田北護岸西角より護岸沿い東へ200メートルのところ  
(北緯34度22分40.336秒、東経133度54分8.3秒の点)

// G 乃生海岸南防砂堤先端

点 イ AからF見通し線とBからE見通し線との交差点  
(北緯34度22分56秒、東経133度53分57秒の点)

// ロ AからF見通し線とCからD見通し線との交差点  
(北緯34度22分51秒、東経133度54分1秒の点)

// ハ AからG見通し線とCからD見通し線との交差点  
(北緯34度22分51秒、東経133度53分59秒の点)

// ニ AからG見通し線とBからE見通し線との交差点  
(北緯34度22分57秒、東経133度53分55秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市王越町

## 公示番号 区第101号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町中鼻地先

イ 点の位置

基点A 東浦漁港本浦北部防波堤突端から基部へ90メートルのところ

(北緯34度21分20.061秒、東経133度51分31.459秒の点)

〃 B 峰池西側山頂 (227メートル)

〃 C 中鼻

〃 D 馬返し鼻

〃 E 東浦漁港竹浦1号防波堤中央角

点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ

(北緯34度21分22秒、東経133度51分36秒の点)

〃 ロ CからD見通し線上Cから130メートルのところ

(北緯34度21分29秒、東経133度51分33秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

(北緯34度21分29秒、東経133度51分32秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月16日から翌年5月15日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 区第102号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

イ 点の位置

基点A 平石

〃 B 小瀬居島南端

〃 C トビの巣鼻北端

〃 D 小瀬居島西端

〃 E 北浦大石

〃 F 室木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度21分39秒、東経133度51分14秒の点)

〃 ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

(北緯34度21分38秒、東経133度51分0秒の点)

〃 ハ EからF見通し線上Eから50メートルのところ

(北緯34度21分29秒、東経133度50分52秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月16日から翌年5月15日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

## 公示番号 区第 103 号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市番ノ州町西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B 多度津町高見島北端

〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ  
(北緯34度20分40.844秒、東経133度49分19.068秒の点)

〃 D 多度津町佐柳島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ  
(北緯34度20分7秒、東経133度49分6秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上Aから600メートルのところ  
(北緯34度20分6秒、東経133度48分50秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上Cから600メートルのところ  
(北緯34度20分40秒、東経133度48分56秒の点)

〃 ニ CからD見通し線上Cから200メートルのところ  
(北緯34度20分41秒、東経133度49分11秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



公示番号 区第104号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B Aから護岸沿い南へ500メートルのところ  
(北緯34度19分51.292秒、東経133度49分17.405秒の点)

〃 C 多度津町高見島高頂 (竜王の森298メートル)

〃 D 多度津町高見島北端

点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ  
(北緯34度20分7秒、東経133度49分10秒の点)

〃 ロ AからD見通し線上Aから500メートルのところ  
(北緯34度20分6秒、東経133度48分54秒の点)

〃 ハ BからC見通し線上Bから500メートルのところ  
(北緯34度19分49秒、東経133度48分58秒の点)

〃 ニ BからC見通し線上Bから100メートルのところ  
(北緯34度19分51秒、東経133度49分14秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石、綾歌郡宇多津町

## 公示番号 区第105号 (あおのり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B Aから護岸沿い南へ500メートルのところ

(北緯34度19分51.292秒、東経133度49分17.405秒の点)

〃 C 多度津町高見島高頂 (竜王の森298メートル)

〃 D 多度津町高見島北端

点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度20分7秒、東経133度49分10秒の点)

〃 ロ AからD見通し線上Aから500メートルのところ

(北緯34度20分6秒、東経133度48分54秒の点)

〃 ハ BからC見通し線上Bから500メートルのところ

(北緯34度19分49秒、東経133度48分58秒の点)

〃 ニ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

(北緯34度19分51秒、東経133度49分14秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	4月11日から翌年7月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石、綾歌郡宇多津町

## 公示番号 区第106号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤基部

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ  
(北緯34度25分5.458秒、東経133度48分30.37秒の点)

〃 C 岡山県釜島高頂

〃 D 岡山県釜島北西端

点 イ AからD見通し線上Aから20メートルのところ  
(北緯34度25分9秒、東経133度48分31秒の点)

〃 ロ BからC見通し線上Bから20メートルのところ  
(北緯34度25分9秒、東経133度48分33秒の点)

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ  
(北緯34度25分6秒、東経133度48分33秒の点)

〃 ニ AからD見通し線上Aから70メートルのところ  
(北緯34度25分6秒、東経133度48分31秒の点)

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月16日から翌年5月15日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

## 公示番号 区第107号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町旧沖樹塩田地先

イ 点の位置

基点A 旧沖樹塩田北護岸東角

// B 旧沖樹塩田北護岸西角

// C 丸亀市本島町小阪高頂 (204メートル)

// D 丸亀市本島東端

// E 坂出市瀬居島高頂 (112メートル)

// F 三豊市詫間町志々島南の窪

点 イ AからD見通し線とEからF見通し線との交差点

// ロ BからC見通し線とEからF見通し線との交差点

// ハ BからC見通し線上口からBへ800メートルのところ  
(北緯34度19分15秒、東経133度48分8秒の点)

// ニ AからD見通し線上イからAへ825メートルのところ  
(北緯34度19分34秒、東経133度48分48秒の点)

// ホ AからD見通し線上イからDへ100メートルのところ  
(北緯34度20分3秒、東経133度48分40秒の点)

// ヘ BからC見通し線上口からCへ100メートルのところ  
(北緯34度19分40秒、東経133度47分52秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 綾歌郡宇多津町

公示番号 区第108号 (あおのり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻東地先

イ 点の位置

基点A 北浦漁港港外防波堤西端

〃 B 上真島北端

〃 C 北浦漁港西岸壁基部西端

〃 D 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端

〃 E 北浦埋立地北護岸西角

〃 F 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ172メートルのところ  
(北緯34度19分10.602秒、東経133度49分12.478秒の点)

〃 G 大東川尻左岸護岸突端

〃 H 大東川尻左岸護岸突端から護岸沿い西へ220メートルのところ  
(北緯34度19分2.679秒、東経133度49分3.606秒の点)

〃 I 宇多津港防波堤突端

〃 J 大東川尻左岸護岸突端から護岸沿い西へ130メートルのところ  
(北緯34度19分4.13秒、東経133度49分6.661秒の点)

点 イ CからD見通し線上Cから30メートルのところ  
(北緯34度19分23秒、東経133度49分23秒の点)

〃 ロ FからE見通し延長線上Eから30メートルのところ

〃 ハ CからE見通し延長線上Eから30メートルのところ

〃 ニ FからI見通し線上Fから30メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し延長線とニからハ見通し延長線との交差点  
(北緯34度19分16秒、東経133度49分8秒の点)

〃 ヘ GからE見通し線とニからハ見通し線との交差点  
(北緯34度19分13秒、東経133度49分10秒の点)

〃 ト GからE見通し線とFからI見通し線との交差点  
(北緯34度19分10秒、東経133度49分10秒の点)

〃 チ FからI見通し線とJから護岸と直角に沖出した線との交差点  
(北緯34度19分7秒、東経133度49分5秒の点)

〃 リ Hからヌ見通し線とJから護岸と直角に沖出した線との交差点  
(北緯34度19分10秒、東経133度49分3秒の点)

〃 ヌ AからB見通し線上Aから567メートルのところ  
(北緯34度19分21秒、東経133度49分2秒の点)

〃 ル AからB見通し線とCからD見通し線との交差点  
(北緯34度19分25秒、東経133度49分22秒の点)

ウ 漁場の区域 イホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 綾歌郡宇多津町

公示番号 区第109号 (あおのり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻地先

イ 点の位置

基点A 北浦漁港港外防波堤西端

〃 B 丸亀市牛島東端

〃 C 上真島北端

〃 D 旧沖樹塩田北護岸防砂堤基部

〃 E 旧沖樹塩田北護岸防砂堤基部から60メートルのところ  
(北緯34度19分4.007秒、東経133度48分53.749秒の点)

〃 F 旧沖樹塩田北護岸東角

〃 G 宇多津港防波堤突端

〃 H 旧沖樹塩田北護岸防砂堤基部から護岸沿い西へ400メートルのところ  
(北緯34度18分55.721秒、東経133度48分41.469秒の点)

〃 I 北浦埋立地北護岸西角

点 イ EからI見通し線上Eから184メートルのところ  
(北緯34度19分8秒、東経133度48分59秒の点)

〃 ロ EからI見通し線とFからB見通し線との交差点  
(北緯34度19分5秒、東経133度48分56秒の点)

〃 ハ FからB見通し線上Fから325メートルのところ  
(北緯34度19分12秒、東経133度48分51秒の点)

〃 ニ Hから護岸と直角に沖出し340メートルのところ  
(北緯34度19分5秒、東経133度48分35秒の点)

〃 ホ Hから護岸と直角に沖出し500メートルのところ  
(北緯34度19分10秒、東経133度48分32秒の点)

〃 ヘ AからC見通し線とFからB見通し線との交差点  
(北緯34度19分18秒、東経133度48分47秒の点)

〃 ト AからC見通し線とGからI見通し線延長線との交差点  
(北緯34度19分20秒、東経133度48分58秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 綾歌郡宇多津町

## 公示番号 区第110号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市上真島地先

イ 点の位置

基点A 旧土器塩田北護岸東角

〃 B 牛島西端

〃 C 上真島北端

〃 D 上真島西端

〃 E 下真島北端

〃 F 富士見町5丁目護岸北西端

〃 G 富士見町5丁目護岸北東端から護岸沿い西へ160メートルのところ  
(北緯34度18分33.086秒、東経133度47分27.738秒の点)

〃 H 旧土器塩田北護岸西角

点 イ AからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ  
(北緯34度19分29秒、東経133度47分46秒の点)

〃 ハ HからD見通し延長線とEからC見通し線との交差点  
(北緯34度19分1秒、東経133度47分28秒の点)

〃 ニ CからE見通し線上ハからEへ350メートルのところ

〃 ホ Gからニ見通し延長線上ニから500メートルのところ  
(北緯34度19分9秒、東経133度47分8秒の点)

〃 ヘ ニからG見通し線上ニから200メートルのところ

〃 ト ハからH見通し線上ハから200メートルのところ  
(北緯34度18分55秒、東経133度47分32秒の点)

〃 チ HからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点  
(北緯34度19分6秒、東経133度47分38秒の点)

〃 リ HからB見通し線上チからHへ200メートルのところ  
(北緯34度19分0秒、東経133度47分41秒の点)

〃 ヌ AからB見通し線上イからAへ200メートルのところ  
(北緯34度19分10秒、東経133度47分59秒の点)

〃 ル トからヘ見通し延長線とFからホ見通し線との交差点  
(北緯34度18分46秒、東経133度47分15秒の点)

ウ 漁場の区域 ロヌ、ヌリ、リチ、チハ、ハト、トル、ルホ、ホロの8直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

## 公示番号 区第111号 (のり)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市昭和町第3期埋立地地先

イ 点の位置

基点A 昭和町第3期埋立地北護岸東端から護岸沿い西へ100メートルのところ

(北緯34度18分36.931秒、東経133度46分54.624秒の点)

// B 広島東端

// C 昭和町第3期埋立地北護岸西端から護岸沿い東へ200メートルのところ

(北緯34度18分24.569秒、東経133度46分26.611秒の点)

// D 広島町白石鼻南端

点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ

(北緯34度18分38秒、東経133度46分54秒の点)

// ロ AからB見通し線上Aから230メートルのところ

(北緯34度18分43秒、東経133度46分49秒の点)

// ハ CからD見通し線上Cから230メートルのところ

(北緯34度18分31秒、東経133度46分22秒の点)

// ニ CからD見通し線上Cから30メートルのところ

(北緯34度18分25秒、東経133度46分26秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)



公示番号 区第112号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基点A 下真島北端

// B 金倉川防砂堤突端

// C 丸亀市、多度津町境界

// D 多度津町亀笠島北端

// E 広島町波節岩灯標

// F 広島西端

// G 広島町江ノ浦広島中学校建物中央

(北緯34度21分54.321秒、東経133度42分56.089秒の点)

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点

// ロ BからG見通し線上イからBへ300メートルのところ

(北緯34度17分49秒、東経133度45分41秒の点)

// ハ BからF見通し線上Bから600メートルのところ

(北緯34度17分33秒、東経133度45分45秒の点)

// ニ BからF見通し線上Bから100メートルのところ

(北緯34度17分22秒、東経133度45分58秒の点)

// ホ CからE見通し線上Cから400メートルのところ

(北緯34度17分14秒、東経133度45分42秒の点)

// ヘ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

// ト CからE見通し線上へからEへ300メートルのところ

(北緯34度17分53秒、東経133度45分10秒の点)

// チ BからG見通し線上イからGへ300メートルのところ

(北緯34度18分6秒、東経133度45分29秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホト、トチ、チロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 区第113号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町福田地先

イ 点の位置

基点A カブラ崎鼻西端

// B 岡山県上水島西端

// C 中鼻西端

// D 広島町イナダ浜北鼻東端

// E カラス小島高頂

// F 広島町芦大浦鼻東端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

// ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

// ハ EからF見通し線上ロからEへ100メートルのところ  
(北緯34度23分40秒、東経133度44分38秒の点)

// ニ CからD見通し線上イからCへ100メートルのところ  
(北緯34度22分53秒、東経133度45分2秒の点)

// ホ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ  
(北緯34度22分50秒、東経133度44分55秒の点)

// ヘ EからF見通し線上ロからFへ100メートルのところ  
(北緯34度23分39秒、東経133度44分30秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 丸亀市本島町

公示番号 区第114号 (あおのり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 江の浦港西地先

イ 点の位置

基点A 江の浦港白灯台

〃 B エンド鼻南東端

〃 C 江の浦港8号防波堤北端

〃 D 江の浦港7号防波堤南端

ウ 漁場の区域 AB、CDの2直線とAC、DB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 丸亀市本島町・広島町

## 公示番号 区第115号 (わかめ)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島東側地先

イ 点の位置

基点A 西港町矢板防波堤基部

〃 B 亀笠島高頂

〃 C 弥谷山高頂 (382メートル)

〃 D 高見島西端

〃 E 詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度15分39秒、東経133度42分23秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上イから150メートルのところ

(北緯34度15分37秒、東経133度42分18秒の点)

〃 ハ AからE見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度15分28秒、東経133度42分31秒の点)

〃 ニ AからE見通し線上ハから150メートルのところ

(北緯34度15分25秒、東経133度42分27秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域。

### 2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 区第201号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽弁天島地先

イ 点の位置

基点A 弁天島西端

(北緯 34 度 17 分 16.933 秒、東経 134 度 16 分 3.673 秒の点)

// B 西代川左岸防砂堤基部から海岸沿い西へ300メートルのところ

(北緯 34 度 17 分 0.291 秒、東経 134 度 15 分 39.482 秒の点)

// C 松原灯籠

// D 吉見漁港北防波堤突端

// E 小豆島町風ノ子島高頂

点 イ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯 34 度 17 分 26 秒、東経 134 度 15 分 54 秒の点)

// ロ AからE見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯 34 度 17 分 23 秒、東経 134 度 16 分 7 秒の点)

// ハ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

(北緯 34 度 17 分 17 秒、東経 134 度 15 分 49 秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロA、Aハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

公示番号 区第202号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽名古屋地先

イ 点の位置

基点A 東かがわ市女島南端

// B 津田町配水池タンク (津田町津田88番地1)

// C 鶴羽、津田境界の海境石

// D タテバの北鼻

// E 西頭白岩中央

// F 名古屋北西端

// G 名古屋南端

点 イ AからG見通し延長線とCから真方位45度の線との交差点

// ロ EからD見通し線とCから真方位45度の線との交差点

// ハ DからE見通し線上口からEへ100メートルのところ

(北緯34度17分57秒、東経134度16分33秒の点)

// ニ DからE見通し線とBからF見通し延長線との交差点

(北緯34度17分47秒、東経134度16分45秒の点)

// ホ BからF見通し線とAからG見通し延長線との交差点

(北緯34度17分33秒、東経134度16分21秒の点)

// ヘ AからG見通し延長線上イからGへ100メートルのところ

(北緯34度17分38秒、東経134度16分9秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

公示番号 区第203号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度地先

イ 点の位置

基点A 権現鼻西端

〃 B 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ  
(北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点)

〃 C さぬき市、高松市牟礼町境界  
(北緯34度19分33.825秒、東経134度9分56.562秒の点)

〃 D 高松市牟礼町房前鼻東端

〃 E 高松市庵治町高島北の高頂

〃 F 高松市庵治町高島西端

点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

〃 ロ CからE見通し線上イからEへ300mの点

〃 ハ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ニ BからF見通し線上ハからFへ300mの点  
(北緯34度20分22秒、東経134度10分32秒の点)

〃 ホ ロからニ見通し線上ロから100mの点  
(北緯34度20分19秒、東経134度10分6秒の点)

〃 ヘ CからE見通し線上イからCへ740mの点  
(北緯34度19分45秒、東経134度9分58秒の点)

〃 ト CからE見通し線と直角にヘから東へ100mのところ  
(北緯34度19分44秒、東経134度10分2秒の点)

ウ 漁場の区域 Bニ、ニホ、ホト、トヘ、ヘCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度

公示番号 区第204号 (かき、あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

イ 点の位置

基点A さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

// B 大井峠

// C 新開漁港埋立地北端

// D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

// E 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)

// F 土庄町戸形崎

// G 土庄町大深山高頂 (227メートル)

点 イ AからE見通し線とBからG見通し線との交差点

// ロ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点

// ハ GからB見通し線上イからBへ250メートルのところ

(北緯34度21分4秒、東経134度12分19秒の点)

// ニ FからD見通し線ロからDへ250メートルのところ

(北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点)

// ホ ニからハ見通し線と平行にDから東へ見通した線とCからハ見通し線との交差点

(北緯34度20分58秒、東経134度12分17秒の点)

ウ 漁場の区域 ニハ、ハホ、ホD、Dニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄



公示番号 区第205号 (かき、あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

イ 点の位置

基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)

〃 B 白方十字岩

〃 C 小串高頂

〃 D 猿子島高頂

〃 E 小串崎北端

〃 F 二本木ガラモ鼻

〃 G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 H バベギ鼻

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点)

〃 ロ BからH見通し線上Bから50メートルのところ

(北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点)

〃 ハ CからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度21分14秒、東経134度11分12秒の点)

〃 ニ EからF見通し線上ハからFへ250メートルのところ

(北緯34度21分16秒、東経134度11分21秒の点)

〃 ホ BからH見通し線上ロからHへ250メートルのところ

(北緯34度20分58秒、東経134度11分38秒の点)

〃 ヘ AからG見通し線上イからGへ250メートルのところ

(北緯34度20分55秒、東経134度11分39秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第206号 (かき、あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄室沖地先

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から真東へ100メートルのところ

(北緯34度19分32.894秒、東経134度10分41.985秒の点)

// B 高松市牟礼町房前鼻

// C 高松市牟礼町金比羅山高頂

// D 高松市庵治町高島北の高頂

// E 蜂ヶ浦北端

// F 灯籠鼻

// G 蜂ヶ浦南端から海岸沿い北へ95メートルのところ

(北緯34度20分53.149秒、東経134度11分1.205秒の点)

点 イ FからB見通し線上Fから150メートルのところ

// ロ FからB見通し線とAからD見通し線との交差点

// ハ AからD見通し線上ロからDへ100メートルのところ

(北緯34度20分5秒、東経134度10分40秒の点)

// ニ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

(北緯34度21分0秒、東経134度10分37秒の点)

// ホ EからC見通し線上Eから100メートルのところ

// ヘ GからC見通し線とイからホ見通し線との交差点

(北緯34度20分53秒、東経134度10分55秒の点)

// ト イからホ見通し線上イから100メートルのところ

(北緯34度20分4秒、東経134度11分2秒の点)

// チ EからC見通し線上ホからCへ24メートルのところ

(北緯34度21分1秒、東経134度10分52秒の点)

// リ GからC見通し線上へからCへ20メートルのところ

(北緯34度20分53秒、東経134度10分54秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニチ、チリ、リへ、へト、トハの6直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第207号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A さぬき市、高松市牟礼町境界

// B 原浜防波堤基部

// C 房前鼻東端

// D 牟礼港川東地区埋立地南端

// E 松ヶ鼻東端

// F 庵治町高島北の高頂

// G さぬき市穴子海岸北西端

// H さぬき市権現鼻西端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

(北緯34度20分8秒、東経134度10分1秒の点)

// ロ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度20分27秒、東経134度9分45秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの3直線とAD間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市牟礼町

公示番号 区第208号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ  
(北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点)

// B さぬき市、高松市牟礼町境界

// C 牟礼港川西地区埋立地南端

// D 室沖漁港2号防砂堤基部から最大高潮時海岸線沿いに北へ86メートルのところ  
(北緯34度20分24.342秒、東経134度11分13.63秒の点)

// E 小串高頂

// F 高松市牟礼町金山防波堤北東角

// G 高松市庵治町高島西端

点 イ AからG見通し線とCからD見通し線との交差点

// ロ AからG見通し線とEからF見通し線との交差点  
(北緯34度20分56秒、東経134度10分30秒の点)

// ハ BからG見通し線とEからF見通し線との交差点  
(北緯34度20分57秒、東経134度10分5秒の点)

// ニ BからG見通し線とDからC見通し線との交差点

// ホ AからG見通し線上イからGへ100メートルのところ  
(北緯34度20分28秒、東経134度10分31秒の点)

// ヘ BからG見通し線上ニからGへ100メートルのところ  
(北緯34度20分29秒、東経134度10分2秒の点)

ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハヘ、ヘホの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第209号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北西部地先

イ 点の位置

基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻 (旧防砂堤跡)

// B 庵治町ハジキ鼻

// C 屋島台頂北端 (北嶺北端)

// D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度22分20秒、東経134度6分29秒の点)

// ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

(北緯34度22分25秒、東経134度6分37秒の点)

// ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ

// ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ

// ホ イからハ見通し線上イから350メートルのところ

(北緯34度22分29秒、東経134度6分21秒の点)

// ヘ ロからニ見通し線上ロから350メートルのところ

(北緯34度22分33秒、東経134度6分28秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第210号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町長浜・滝宮地先

イ 点の位置

基点A 満山尻高頂 (85メートル)

(北緯34度31分8.749秒、東経134度10分16.704秒の点)

〃 B 長浜漁港5号防波堤突端

〃 C 早崎北端

〃 D 岡山県瀬戸内市牛窓町前島立石南端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

(北緯34度31分13秒、東経134度10分56秒の点)

ウ 漁場の区域 Bイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡土庄町長浜・滝宮

## 公示番号 区第211号 (かき)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町二面長崎地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ浦漁港南防波堤突端

〃 B 田浦漁港西防波堤突端

〃 C 長崎漁港南防波堤突端

〃 D 権現鼻北西端

点 イ AからB見通し線上Aから175メートルのところ  
(北緯34度27分39秒、東経134度16分1秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上Aから295メートルのところ  
(北緯34度27分37秒、東経134度16分5秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上Cから400メートルのところ  
(北緯34度27分8秒、東経134度15分48秒の点)

〃 ニ CからD見通し線上Cから280メートルのところ  
(北緯34度27分7秒、東経134度15分52秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町二面

公示番号 区第212号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点A 清水谷1号護岸南西角

〃 B 西風呂沖離岸堤北角

〃 C 旧孔雀園の鼻

(北緯34度28分37.436秒、東経134度13分16.63秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから80メートルのところ

(北緯34度28分41秒、東経134度13分21秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生



公示番号 区第213号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎東地先

イ 点の位置

基点A 旧孔雀園の鼻

(北緯34度28分37.436秒、東経134度13分16.63秒の点)

// B 沖の鼻

// C 井上誠耕園研修センターの鼻

(北緯34度28分27.411秒、東経134度13分5.245秒の点)

// D 旧二生村、三都村池田湾側境界

(北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度28分32秒、東経134度13分22秒の点)

// ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

(北緯34度28分25秒、東経134度13分8秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生

## 公示番号 区第214号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生漁港地先

イ 点の位置

基点A あおぎ鼻

〃 B 蒲生漁港西蒲生南防波堤突端

〃 C すみだ川尻東防波堤突端

〃 D 蒲生漁港東蒲生西防波堤突端

点 イ CからA見通し線とBからD見通し線との交差点

(北緯34度28分52秒、東経134度12分32秒の点)

ウ 漁場の区域 Cイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生

公示番号 区第215号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町石場港地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

〃 B 石場港船揚場南西角

〃 C 石場港埋立護岸北東角

〃 D 香川県水産試験場敷地北東角

〃 E 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 F 庵治町丸山高頂(66メートル)

点 イ EからF見通し線上Eから300メートルのところ

〃 ロ Aからイ見通し線とEからF見通し線と平行にDから東に延長した線との交差点  
(北緯34度22分8秒、東経134度6分47秒の点)

〃 ハ Aからイ見通し線とBからC見通し延長線との交差点  
(北緯34度22分0秒、東経134度6分52秒の点)

ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第216号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町石場港北地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

〃 B 香川県水産試験場敷地北東角

〃 C 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 D 庵治町丸山高頂 (66メートル)

点 イ CからD見通し線上Cから300メートルのところ  
(北緯34度22分17秒、東経134度6分42秒の点)

〃 ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ  
(北緯34度22分14秒、東経134度6分37秒の点)

〃 ハ CからD見通し線と平行にBから東に150メートルのところ  
(北緯34度22分6秒、東経134度6分44秒の点)

〃 ニ Aからイ見通し線とBからハ見通し延長線との交差点  
(北緯34度22分8秒、東経134度6分47秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第217号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島少年自然の家地先

イ 点の位置

基点A 香川県水産試験場敷地北東角

〃 B 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 C 庵治町丸山高頂 (66メートル)

点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

(北緯34度22分14秒、東経134度6分37秒の点)

〃 ロ BからC見通し線と平行にAから東へ150メートルのところ

(北緯34度22分6秒、東経134度6分44秒の点)

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第218号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北・長崎鼻港地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻港北防波堤基部

// B 庵治町大島南東端

// C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ  
(北緯34度22分49.636秒、東経134度5分53.92秒の点)

// D 庵治町兜島西端

// E 屋島台頂北端(北嶺北端)

// F 庵治町御殿鼻

// G 女木島北端

// H 庵治町丸山大西鼻南西端

点 イ AからB見通し線とGからH見通し線との交差点

// ロ AからB見通し線上イからAへ50メートルのところ  
(北緯34度23分1秒、東経134度5分47秒の点)

// ハ AからB見通し線上Aから50メートルのところ  
(北緯34度22分58秒、東経134度5分45秒の点)

// ニ CからD見通し線上Cから50メートルのところ  
(北緯34度22分51秒、東経134度5分55秒の点)

// ホ EからF見通し線上最大高潮時海岸線からFへ50メートルのところ  
(北緯34度22分48秒、東経134度6分0秒の点)

// ヘ EからF見通し線上最大高潮時海岸線からFへ190メートルのところ  
(北緯34度22分52秒、東経134度6分3秒の点)

// ト CからD見通し線上Cから190メートルのところ  
(北緯34度22分55秒、東経134度5分57秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第219号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町旧屋島塩田地先

イ 点の位置

基点A 浜北港南防波堤基部

〃 B Aから護岸沿い南へ320メートルのところ

〃 C 朝日町G地区2号防波堤突端から南へ4番目の排水口  
(北緯34度21分28.46秒、東経134度4分46.092秒の点)

〃 D Aから護岸沿い南へ640メートルのところ

〃 E Cから岸壁沿い南へ370メートルのところ

点 イ BからC見通し線上Bから250メートルのところ  
(北緯34度21分25秒、東経134度5分4秒の点)

〃 ロ BからC見通し線上イからCへ200メートルのところ  
(北緯34度21分26秒、東経134度4分56秒の点)

〃 ハ DからE見通し線上Dから150メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線上ハからEへ200メートルのところ

〃 ホ イからハ見通し線上イから165メートルのところ  
(北緯34度21分19秒、東経134度5分3秒の点)

〃 ヘ ロからニ見通し線上ロから174メートルのところ  
(北緯34度21分21秒、東経134度4分55秒の点)

ウ 漁場の区域 イホ、ホへ、へロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

## 公示番号 区第220号 (かき)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市郷東町瀬戸内建材埋立地地先

イ 点の位置

基点A 貯木場東防波堤突端

〃 B 貯木場東防波堤中央角

〃 C 高松市食肉センター北側護岸西角

〃 D Cから護岸沿い東へ70メートルのところ

(北緯34度21分16.609秒、東経134度1分12.73秒の点)

〃 E 高松市食肉センター北側護岸東角

〃 F 新北町埋立地北側護岸西端

点 イ BからF見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ロ Dからイ見通し線上Dから20メートルのところ

(北緯34度21分17秒、東経134度1分13秒の点)

〃 ハ AからF見通し線と香東川河口左岸護岸の北延長線との交差点

(北緯34度21分20秒、東経134度1分18秒の点)

〃 ニ Eからハ見通し線上Eから20メートルのところ

(北緯34度21分17秒、東経134度1分18秒の点)

〃 ホ AからF見通し線とDからイ見通し延長線との交差点

(北緯34度21分22秒、東経134度1分13秒の点)

ウ 漁場の区域 ロニ、ニハ、ハホ、ホロの4直線によって囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町



公示番号 区第221号 (かき・あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市神在川窪町東部地先

イ 点の位置

基点A 香西港西埋立地北西角

// B 神在港西防波堤基部

// C 解体場北防波堤突端

// D 神在鼻

// E 大崎鼻

// F 直島町柏島高頂 (103メートル)

// G 土庄町豊島中山高頂 (204メートル)

点 イ BからG見通し線とEからD見通し延長線との交差点

(北緯34度22分4秒、東経133度59分33秒の点)

// ロ BからG見通し線とAからC見通し線との交差点

(北緯34度21分53秒、東経133度59分26秒の点)

// ハ CからF見通し線とEからD見通し延長線との交差点

(北緯34度22分17秒、東経133度58分55秒の点)

// ニ ロからD見通し線とCからF見通し線との交差点

(北緯34度22分13秒、東経133度58分54秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市香西本町・神在川窪町

公示番号 区第222号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

(北緯34度25分5.458秒、東経133度48分30.37秒の点)

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ100メートルのところ

(北緯34度25分3.839秒、東経133度48分30.511秒の点)

〃 C 岡山県釜島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ

(北緯34度25分6秒、東経133度48分31秒の点)

〃 ロ AからC見通し線上Aから70メートルのところ

(北緯34度25分6秒、東経133度48分33秒の点)

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

(北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点)

〃 ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

(北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 区第223号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻東西地先

イ 点の位置

基点A 北浦漁港港外防波堤西端

// B 上真島北端

// C 北浦漁港西岸壁基部西端

// D 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端

// E 北浦埋立地北護岸西角

// F 大東川尻左岸護岸突端

// G 旧沖樹塩田北護岸防砂堤基部

// H 旧沖樹塩田北護岸西角

// I 牛島西端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度19分25秒、東経133度49分22秒の点)

// ロ AからB見通し線上Aから567メートルのところ

(北緯34度19分21秒、東経133度49分2秒の点)

// ハ CからD見通し線上Cから30メートルのところ

(北緯34度19分23秒、東経133度49分23秒の点)

// ニ 北浦埋立地北護岸延長線上Eから30メートルのところ

// ホ Fからロ見通し線とハからニ見通し延長線との交差点

(北緯34度19分15秒、東経133度49分5秒の点)

// ヘ Gから防波堤突端へ150メートルのところ

(北緯34度19分7秒、東経133度48分52秒の点)

// ト Gからヘ見通し延長線上Gから350メートルのところ

(北緯34度19分12秒、東経133度48分48秒の点)

// チ HからI見通し線上Hから150メートルのところ

(北緯34度18分52秒、東経133度48分23秒の点)

// リ HからI見通し線上Hから350メートルのところ

(北緯34度18分58秒、東経133度48分19秒の点)

ウ 漁場の区域 イハ、ハホ、ホヘ、ヘチ、チリ、リト、トロ、ロイの8直線に囲まれた区域。

ただし、トロ、ロホ、ホヘ、ヘトの4直線に囲まれた区域は除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 綾歌郡宇多津町

公示番号 区第224号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町蛭子港防波堤地先

イ 点の位置

基点A 蛭子港3号防波堤基部から護岸沿い北東へ55メートルのところ

(北緯34度16分48.669秒、東経133度45分13.568秒の点)

// B 蛭子港2号防波堤突端

// C Bから基部へ101メートルのところ

(北緯34度16分49.545秒、東経133度45分6.831秒の点)

// D 蛭子港1号防波堤基部

// E 蛭子港1号防波堤突端

// F 丸亀市広島町波節岩灯標

点 イ AからF見通し線とDからE見通し延長線との交差点

(北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点)

// ロ Bからイ見通し線上Bから20メートルのところ

(北緯34度16分50秒、東経133度45分11秒の点)

// ハ CからE見通し線上Cから10メートルのところ

(北緯34度16分50秒、東経133度45分7秒の点)

// ニ DからE見通し延長線上Eから10メートルのところ

(北緯34度16分52秒、東経133度45分6秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町(多度津町漁業協同組合の地区に限る)

公示番号 区第225号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島東側地先

イ 点の位置

基点A 西港町矢板防波堤基部

// B 弥谷山高頂 (382メートル)

// C 福島神社

// D 詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部

// E 亀笠島高頂

// F 多度津町小島西端

// G 高見島西端

点 イ AからE見通し線とBからG見通し線との交差点

(北緯34度15分39秒、東経133度42分23秒の点)

// ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

(北緯34度15分34秒、東経133度42分13秒の点)

// ハ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

(北緯34度15分23秒、東経133度42分23秒の点)

// ニ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点

(北緯34度15分28秒、東経133度42分31秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 区第226号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島南側地先

イ 点の位置

基点A 福島神社

// B 多度津町小島西端

// C 西港町矢板防波堤基部

// D 三豊市詫間町詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部

// E 唐戸

// F 亀笠島高頂

// G 三豊市詫間町詫間港水出埋立地護岸北西角

// H 亀笠島東端

点 イ CからD見通し線とAからB見通し線との交差点

// ロ CからG見通し線とAからB見通し線との交差点

// ハ EからF見通し線とCからG見通し線との交差点

// ニ EからF見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度15分16秒、東経133度42分12秒の点)

// ホ BからA見通し線上口からAへ300メートルのところ

(北緯34度15分5秒、東経133度42分38秒の点)

// ヘ FからE見通し線上ハからEへ300メートルのところ

(北緯34度14分55秒、東経133度42分24秒の点)

// ト ニからH見通し延長線とCからF見通し線との交差点

(北緯34度15分33秒、東経133度42分10秒の点)

// チ CからF見通し線とAからB見通し線との交差点

(北緯34度15分34秒、東経133度42分13秒の点)

ウ 漁場の区域 チホ、ホヘ、ヘニ、ニト、トチの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 区第227号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島西側地先

イ 点の位置

基点A 唐戸

// B 亀笠島高頂

// C 亀笠島北西端

// D 岩島高頂

// E 多度津町、三豊市境界

// F 三豊市詫間町詫間港水出埋立地護岸北西角

// G 西港町矢板防波堤基部

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点  
(北緯34度15分24秒、東経133度42分8秒の点)

// ロ AからB見通し線とFからG見通し線との交差点

// ハ DからE見通し線とFからG見通し線との交差点

// ニ DからE見通し線上ハからEへ300メートルのところ  
(北緯34度14分45秒、東経133度42分13秒の点)

// ホ BからA見通し線上ロからAへ300メートルのところ  
(北緯34度14分55秒、東経133度42分24秒の点)

ウ 漁場の区域 イホ、ホニ、ニD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町 (白方漁業協同組合の地区に限る。)

公示番号 区第228号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町津島地先

イ 点の位置

基点A 津島北端

// B 多度津町岩島高頂

// C 多度津町白方漁港第3号防波堤突端

// D 詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部

// E 詫間町水出埋立地東端

// F 詫間町志々島西端

// G 詫間町水出埋立地北東角から護岸沿い西へ100メートルのところ

(北緯34度14分13.32秒、東経133度41分36.846秒の点)

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度14分32秒、東経133度42分9秒の点)

// ロ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度14分51秒、東経133度41分57秒の点)

// ハ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度14分38秒、東経133度41分27秒の点)

// ニ AからG見通し線とEからF見通し線との交差点

// ホ EからF見通し線上ニからFへ50メートルのところ

(北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町詫間



公示番号 区第229号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町清正公地先

イ 点の位置

基点A ゴマジリ大西の鼻西端 (北緯34度14分38秒、東経133度40分12秒の点)

// B 栗島立髪鼻東端

// C 三玉岩灯標

// D 香田大滑走路跡東基部

// E 塩生山高頂 (140メートル)

// F 栗島水尻防波堤突端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度14分46秒、東経133度40分8秒の点)

// ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

(北緯34度14分30秒、東経133度39分36秒の点)

// ハ EからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度14分22秒、東経133度39分40秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Aハ間最大高潮時海岸線から沖出し40メートルの区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町詫間

## 公示番号 区第230号 (かき)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町須田地先

イ 点の位置

基点A トノワキ鼻西端 (北緯34度14分19秒、東経133度39分28秒の点)

〃 B 香田西滑走路跡西基部

〃 C 須田港西防波堤基部 (北緯34度14分3秒、東経133度39分9秒の点)

〃 D 粟島城山高頂

〃 E 香田大滑走路跡東基部 (北緯34度14分3秒、東経133度38分41秒の点)

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度14分18秒、東経133度38分55秒の点)

〃 ロ BからA見通し線上Bから600メートルのところ

(北緯34度14分17秒、東経133度38分33秒の点)

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、CE間最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域を除く。

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町詫間

公示番号 区第231号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町粟島一の宮地先

イ 点の位置

基点A 牛ノ州鼻南端 (北緯34度15分21.701秒、東経133度37分21.426秒の点)

〃 B 粟島港西防波堤基部 (北緯34度16分4.418秒、東経133度37分54.1秒の点)

〃 C ヤマンバシ防砂堤基部から北に62メートルのところ

(北緯34度16分17.183秒、東経133度38分34.161秒の点)

〃 D 妙見山高頂

〃 E 積南柳鼻

点 イ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点

(北緯34度15分47秒、東経133度37分59秒の点)

〃 ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

(北緯34度15分18秒、東経133度37分24秒の点)

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町粟島

公示番号 区第232号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜地先

イ 点の位置

基点A 大浜砂浜南端

// B キスゴ山西端 (北緯34度13分19.561秒、東経133度36分33.533秒の点)

// C 丸山島大窪の鼻 (北緯34度13分5.189秒、東経133度36分28.666秒の点)

// D 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

// E 観音寺市円上島北端

// F 古三崎高頂 (62.2メートル)

// G 下鼻

// H ミゾオチの鼻 (北緯34度14分12.162秒、東経133度35分36.193秒の点)

点 イ BからG見通し線とAからD見通し線との交差点

(北緯34度13分24秒、東経133度36分28秒の点)

// ロ CからF見通し線とAからD見通し線との交差点

(北緯34度13分13秒、東経133度36分18秒の点)

// ハ CからF見通し線とHからE見通し線との交差点

(北緯34度14分0秒、東経133度35分16秒の点)

// ニ BからG見通し線とHからE見通し線との交差点

(北緯34度14分9秒、東経133度35分30秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町大浜

公示番号 区第233号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜鴨の越地先

イ 点の位置

基点A 西三ツ岩

〃 B 小干鼻北端

〃 C 名部戸中水門

〃 D 家ノ浦水門

〃 E 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

〃 F 丸山島南端

〃 G 丸山島大岩 (北緯34度13分7.944秒、東経133度36分37.442秒の点)

点 イ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度13分10秒、東経133度36分46秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度13分11秒、東経133度36分51秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とFからD見通し線との交差点

(北緯34度12分57秒、東経133度36分50秒の点)

〃 ニ AからE見通し線とFからD見通し線との交差点

(北緯34度12分57秒、東経133度36分45秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町大浜

## 公示番号 区第301号 (その他貝類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂東防波堤地先

イ 点の位置

基点A 消防学校前防波堤突端

〃 B 大槌山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから280メートルのところ

(北緯34度22分10秒、東経133度58分3秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上イから150メートルのところ

(北緯34度22分14秒、東経133度57分59秒の点)

〃 ハ AからB見通し線と直角にロから西へ200メートルのところ

(北緯34度22分10秒、東経133度57分53秒の点)

〃 ニ AからB見通し線と直角にイから西へ200メートルのところ

(北緯34度22分6秒、東経133度57分57秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町

## 公示番号 区第302号 (あわび)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下8号防砂堤突端

〃 B 瀬居島北東端

〃 C 相模坊下4号防砂堤突端

〃 D 瀬居島南端

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ  
(北緯34度22分6秒、東経133度53分15秒の点)

〃 ロ イからA見通し線上イから100メートルのところ  
(北緯34度22分7秒、東経133度53分19秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上Cから250メートルのところ  
(北緯34度21分55秒、東経133度53分21秒の点)

〃 ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ  
(北緯34度21分54秒、東経133度53分17秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市大屋富町、青海町、高屋町、神谷町

公示番号 区第401号 (ぶり類、まだい、とらふぐ、さけ類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市坂元、南野地先

イ 点の位置

基点A 徳島県鳴門市北灘町吉崎北端

〃 B 大谷川尻

〃 C 相生漁港西埋立地北東角

〃 D 引田港青灯台

〃 E 引田港北防波堤基部

〃 F 双子島北端

〃 G 毛無島南西端

〃 H 松島西端

点 イ BからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とBからH見通し線との交差点

〃 ハ BからH見通し線上ロからHへ200メートルのところ

〃 ニ BからH見通し線と直角にイから西へ200メートルのところ  
(北緯34度13分44秒、東経134度26分15秒の点)

〃 ホ BからH見通し線と直角にイから東へ200メートルのところ  
(北緯34度13分40秒、東経134度26分30秒の点)

〃 ヘ AからE見通し線と平行にハから東へ200メートルのところ  
(北緯34度13分15秒、東経134度26分20秒の点)

〃 ト AからE見通し線と平行にハから西へ200メートルのところ  
(北緯34度13分21秒、東経134度26分6秒の点)

〃 チ AからE見通し線上ロからEへ200メートルのところ  
(北緯34度13分15秒、東経134度26分4秒の点)

〃 リ Cからヌ見通し線とEからA見通し線との交差点  
(北緯34度13分22秒、東経134度25分44秒の点)

〃 ヌ ニからD見通し線上ニから600メートルのところ  
(北緯34度13分44秒、東経134度25分52秒の点)

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌニ、ニホの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股



公示番号 区第402号（ぶり類、まだい、とらふぐ、さけ類、その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 点の位置

基点A 松島北東端

// B 松島南西端

// C 徳島県鳴門市大麻山高頂

// D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

// E 東かがわ市引田庁舎中央

// F 神山高頂

// G 城山鼻東端

// H 通念島高頂

点 イ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

// ロ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

// ハ イからロ見通し延長線上ロから150メートルのところ

// ニ ロからイ見通し線上ロから850メートルのところ

// ホ Bからハ見通し線上Bから300メートルのところ

// ヘ Hからホ見通し延長線上ホから300メートルのところ

(北緯34度14分33秒、東経134度26分38秒の点)

// ト Hからホ見通し延長線上ホから1,000メートルのところ

// チ ニからト見通し延長線上トから1,300メートルのところ

(北緯34度14分20秒、東経134度27分33秒の点)

// リ ハからB見通し延長線上Bから1,000メートルのところ

(北緯34度13分57秒、東経134度27分6秒の点)

// ヌ ハからB見通し延長線上Bから400メートルのところ

(北緯34度14分10秒、東経134度26分49秒の点)

// ル ヘからA見通し延長線上Aから200メートルのところ

(北緯34度14分18秒、東経134度26分57秒の点)

// ヲ ルから真方位43度45分400メートルのところ

(北緯34度14分28秒、東経134度27分8秒の点)

// ワ Aからヘ見通し延長線上Aから200メートルのところ

(北緯34度14分27秒、東経134度26分45秒の点)

// カ ワから真方位43度45分400メートルのところ

(北緯34度14分37秒、東経134度26分56秒の点)

// ヨ Aから真方位43度45分2,200メートルのところ

// タ ヨからA見通し線と直角にヨから南東へ450メートルのところ

(北緯34度15分4秒、東経134度28分4秒の点)

// レ ヨからA見通し線と直角にヨから北西へ450メートルのところ

(北緯34度15分24秒、東経134度27分38秒の点)

ウ 漁場の区域 ヘレ、レタ、タチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ、ヲカ、カワ、ワへの10直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	3月25日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 区第403号 (ぶり類、まだい、とらふぐ、さけ類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島西地先

イ 点の位置

基点A 松島南西端

// B 徳島県鳴門市大麻山高頂

// C 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

// D 通念島高頂

// E 東かがわ市引田庁舎中央

// F 神山高頂

// G 城山鼻東端

点 イ CからA見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

// ロ BからA見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

// ハ イからロ見通し延長線上ロから150メートルのところ

(北緯34度15分3秒、東経134度25分44秒の点)

// ニ Aからハ見通し線上Aから300メートルのところ

(北緯34度14分26秒、東経134度26分30秒の点)

// ホ Dからニ見通し延長線上ニから1,000メートルのところ

(北緯34度14分49秒、東経134度26分57秒の点)

// ヘ ロからイ見通し線上ロから850メートルのところ

(北緯34度15分26秒、東経134度26分12秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から10月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 区第404号（ぶり類、まだい、とらふぐ、さけ類、その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市通念島西地先

イ 点の位置

基点A 通念島東端

〃 B 引田港青灯台

〃 C 翼山高頂（125メートル）

〃 D 引田港北防波堤基部

〃 E 双子島高頂

〃 F 一ツ島高頂

〃 G 小豆島町地蔵崎

点 イ AからG見通し線とBからロ見通し延長線との交差点

〃 ロ FからE見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ハ ロからE見通し線上ロから400メートルのところ

〃 ニ イからG見通し線上イから600メートルのところ

〃 ホ イからへ見通し線上イから100メートルのところ

（北緯34度14分19秒、東経134度26分13秒の点）

〃 へ ロからイ見通し線上ロから100メートルのところ

（北緯34度14分8秒、東経134度25分38秒の点）

〃 ト ハからニ見通し線上ハから100メートルのところ

（北緯34度14分17秒、東経134度25分26秒の点）

〃 チ ニからト見通し線上ニから100メートルのところ

（北緯34度14分33秒、東経134度25分56秒の点）

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

公示番号 区第405号（ぶり類、まだい、とらふぐ、さけ類、その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 点の位置

基点A 引田漁港赤灯台

〃 B 松島南西端

〃 C 一ツ島高頂

〃 D 双子島高頂

点 イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点

(北緯34度13分57秒、東経134度25分47秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ700メートルのところ

(北緯34度14分8秒、東経134度26分11秒の点)

〃 ハ CからD見通し延長線と平行にロから南東へ300メートルのところ

(北緯34度14分1秒、東経134度26分19秒の点)

〃 ニ CからD見通し延長線上イから南東へ300メートルのところ

(北緯34度13分50秒、東経134度25分55秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

## 公示番号 区第406号（とらふぐ、その他魚類）

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松原地先

イ 点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤基部

〃 B ふるさと海岸東突端

〃 C NTT三本松営業所鉄塔

〃 D 三本松港赤灯台

〃 E 一ツ島西端

〃 F 一ツ島東端

〃 G 鹿浦越岬北端

〃 H 白岩

点 イ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点

(北緯34度15分21秒、東経134度22分19秒の点)

〃 ニ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度15分40秒、東経134度22分17秒の点)

〃 ホ DからG見通し線イからGへ100メートルのところ

(北緯34度15分41秒、東経134度22分24秒の点)

〃 ヘ CからH見通し線ロからHへ100メートルのところ

(北緯34度15分22秒、東経134度22分26秒の点)

ウ 漁場の区域 ホへ、へハ、ハニ、ニホの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市松原

公示番号 区第407号 (とらふぐ、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市丸亀島北地先

イ 点の位置

基点A 丸亀島北西端

// B 丸亀島北端

// C 丸亀島東端

// D 女島東端

// E 女島南端

// F 北山高頂 (226.3メートル)

// G 旧北山鼻西鼻北端

// H 絹島北端

// I さぬき市打伏の鼻北端

// J さぬき市東頭白岩中央

// K 津田港埋立地北端

点 イ GからE見通し延長線とIからB見通し延長線との交差点  
(北緯34度17分11秒、東経134度19分2秒の点)

// ロ イからF見通し線とJからB見通し延長線との交差点  
(北緯34度16分58秒、東経134度18分55秒の点)

// ハ DからC見通し延長線とHからA見通し延長線との交差点  
(北緯34度17分7秒、東経134度18分37秒の点)

// ニ DからC見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点  
(北緯34度17分19秒、東経134度18分41秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

## 公示番号 区第408号（まだい、その他魚類）

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽弁天島地先

イ 点の位置

基点A 鵜部鼻北端

〃 B 弁天島西端

〃 C 西代川左岸防砂堤基部から海岸沿い西へ300メートルのところ  
(北緯34度17分0.291秒、東経134度15分39.482秒の点)

〃 D 津田港北防波堤突端

〃 E 吉見漁港北防波堤突端

〃 F 小豆島町風ノ子島高頂

点 イ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

(北緯34度17分31秒、東経134度15分57秒の点)

〃 ロ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

(北緯34度17分27秒、東経134度16分9秒の点)

〃 ハ BからF見通し線上Bから200メートルのところ

(北緯34度17分23秒、東経134度16分7秒の点)

〃 ニ BからE見通し線とCからF見通し線との交差点

(北緯34度17分26秒、東経134度15分54秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽



公示番号 区第409号 (ぶり類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田沖

イ 点の位置

基点A トビガス中央

// B 小田漁港北防波堤基部

// C 小田浦漁港北防波堤突端から基部へ90メートルのところ (旧突端)  
(北緯34度20分19.454秒、東経134度14分9.899秒の点)

// D センクの浜西端

// E 小林の高

// F バクの岩中央

// G 小豆島町塩谷鼻

// H 小豆島町小福部島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度20分44秒、東経134度14分26秒の点)

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度20分34秒、東経134度14分19秒の点)

// ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度20分41秒、東経134度14分5秒の点)

// ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度20分52秒、東経134度14分11秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市小田

公示番号 区第410号 (ぶり類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田地先

イ 点の位置

基点A 小田漁港北防波堤基部

// B 天神鼻

// C 小田浦漁港北防波堤突端から基部へ90メートルのところ (旧突端)  
(北緯34度20分19.454秒、東経134度14分9.899秒の点)

// D センクの浜西端

// E 興津海水浴場西突堤基部

// F 小林の高

// G 小豆島町塩谷鼻

// H 小豆島町小福部島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度20分34秒、東経134度14分19秒の点)

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度20分24秒、東経134度14分13秒の点)

// ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点  
(北緯34度20分29秒、東経134度13分59秒の点)

// ニ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点  
(北緯34度20分41秒、東経134度14分5秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市小田

公示番号 区第411号 (ぶり類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田西浜地先

イ 点の位置

基点A クビ石

〃 B 天神鼻

〃 C 小田浦漁港北防波堤基部

〃 D 西浜中央防砂堤基部

〃 E 西浜西防波堤基部

〃 F 大山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ  
(北緯34度20分21秒、東経134度13分59秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上Aから80メートルのところ  
(北緯34度20分21秒、東経134度14分0秒の点)

〃 ハ CからF見通し線とロからD見通し線との交差点  
(北緯34度20分18秒、東経134度14分2秒の点)

〃 ニ CからF見通し線とイからE見通し線との交差点  
(北緯34度20分18秒、東経134度14分1秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市小田

公示番号 区第412号 (ぶり類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ  
(北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点)

// B 高松市庵治町高島西端

// C 志度港新町西防波堤基部

// D 高松市牟礼町金山防波堤北東角

// E 小串崎北端

点 イ DからE見通し線とCからB見通し線との交差点  
(北緯34度21分3秒、東経134度10分10秒の点)

// ロ DからE見通し線とAからB見通し線との交差点  
(北緯34度21分6秒、東経134度10分29秒の点)

// ハ AからB見通し線上ロからAへ150メートルのところ  
(北緯34度21分1秒、東経134度10分29秒の点)

// ニ CからB見通し線上イからCへ150メートルのところ  
(北緯34度20分59秒、東経134度10分10秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から10月20日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第413号 (ぶり類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町松ヶ鼻地先

イ 点の位置

基点A 松ヶ鼻東端

// B 庵治町高島西端

// C さぬき市二本木ガラモ鼻

// D 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ  
(北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点)

// E 志度港新町西防波堤基部

点 イ DからB見通し線とAからC見通し線との交差点  
(北緯34度21分21秒、東経134度10分28秒の点)

// ロ EからB見通し線とAからC見通し線との交差点  
(北緯34度21分19秒、東経134度10分11秒の点)

// ハ EからB見通し線上口からBへ195メートルのところ  
(北緯34度21分26秒、東経134度10分12秒の点)

// ニ DからB見通し線上イからBへ195メートルのところ  
(北緯34度21分27秒、東経134度10分28秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から10月20日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第414号 (ぶり類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町松ヶ鼻北地先

イ 点の位置

基点A 庵治町葛原港防波堤突端

// B 庵治町高島西端

// C さぬき市旧グリーンヒル大串南端

(北緯34度21分54.396秒、東経134度12分28.109秒の点)

// D 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

(北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点)

// E 志度港新町西防波堤基部

点 イ EからB見通し線とAからC見通し線との交差点

(北緯34度21分34秒、東経134度10分12秒の点)

// ロ DからB見通し線とAからC見通し線との交差点

(北緯34度21分36秒、東経134度10分27秒の点)

// ハ DからB見通し線上口からDへ150メートルのところ

(北緯34度21分31秒、東経134度10分28秒の点)

// ニ EからB見通し線上イからEへ150メートルのところ

(北緯34度21分29秒、東経134度10分12秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から10月20日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第415号（ぶり類、まだい、その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度地先

イ 点の位置

基点A 権現鼻西端

〃 B 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ  
(北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点)

〃 C さぬき市、高松市牟礼町境界

〃 D 高松市牟礼町房前鼻東端

〃 E 高松市庵治町高島北の高頂

〃 F 高松市庵治町高島西端

点 イ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点

〃 ロ CからE見通し線上イからEへ300mの点  
(北緯34度20分18秒、東経134度10分2秒の点)

〃 ハ CからE見通し線上イからCへ740mの点  
(北緯34度19分45秒、東経134度9分58秒の点)

〃 ニ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ホ BからF見通し線上ニからFへ300メートルの点

〃 ヘ ロからホ見通し線上ロからホへ100メートルのところ  
(北緯34度20分19秒、東経134度10分6秒の点)

〃 ト CからE見通し線と直角にハから東へ100メートルのところ  
(北緯34度19分44秒、東経134度10分2秒の点)

ウ 漁場の区域 ハロ、ロヘ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度

公示番号 区第416号 (ぶり類、まだい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄大串地先

イ 点の位置

基点A 大串黒岩海岸北端

〃 B 二本木鼻

〃 C Bから海岸沿い北へ80メートルのところ

(北緯34度21分39.802秒、東経134度12分22.808秒の点)

〃 D 高松市牟礼町鳶ヶ巣鼻

〃 E 高松市庵治町松ヶ鼻東端

〃 F 高松市庵治町葛原港防波堤基部

点 イ AからF見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度21分54秒、東経134度12分14秒の点)

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線とイからロ見通し線との交差点

(北緯34度21分39秒、東経134度12分18秒の点)

〃 ニ CからE見通し線上ハからEへ220メートルのところ

(北緯34度21分38秒、東経134度12分9秒の点)

〃 ホ AからF見通し線上イからFへ220メートルのところ

(北緯34度21分52秒、東経134度12分5秒の点)

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	9月15日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄



公示番号 区第417号 (まだい、さけ類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄大谷地先

イ 点の位置

基点A 二本木鼻

〃 B 二本木ガラモ鼻

(北緯34度21分33.068秒、東経134度12分26.209秒の点)

〃 C さぬき市潮干狩り場北離岸堤南端

(北緯34度21分23.116秒、東経134度12分33.921秒の点)

〃 D さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

(北緯34度21分19.822秒、東経134度12分34.883秒の点)

〃 E 日盛山高頂

〃 F 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端

〃 G 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)

〃 H 小串崎北端

点 イ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点

(北緯34度21分31秒、東経134度12分19秒の点)

〃 ロ DからG見通し線とイからE見通し線との交差点

(北緯34度21分16秒、東経134度12分26秒の点)

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第418号 (まだい、さけ類、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 B 大井峠

〃 C 二子水門

〃 D 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

(北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)

〃 E 高松市庵治町高島北東端

〃 F 土庄町大深山高頂 (227メートル)

点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

(北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点)

〃 ロ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

(北緯34度21分12秒、東経134度12分16秒の点)

〃 ハ FからB見通し線上ロからBへ250メートルのところ

(北緯34度21分4秒、東経134度12分19秒の点)

〃 ニ EからC見通し線上イからCへ250メートルのところ

(北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第419号（ぶり類、まだい、その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖地先

イ 点の位置

基点A 旧真珠島養魚場の南東防波堤基部

〃 B 牟礼港赤灯台

〃 C 土庄町大深山高頂 (227メートル)

〃 D 土庄町高見山高頂 (153メートル)

〃 E イモクイ

〃 F 二本木ガラモ鼻

〃 G 大井峠

〃 H 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ  
(北緯34度20分46.997秒、東経134度11分51.974秒の点)

点 イ AからF見通し線とHからD見通し線との交差点

(北緯34度21分18秒、東経134度11分47秒の点)

〃 ロ BからE見通し線とHからD見通し線との交差点

(北緯34度21分44秒、東経134度11分43秒の点)

〃 ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度21分53秒、東経134度12分1秒の点)

〃 ニ AからF見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度21分27秒、東経134度12分11秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

公示番号 区第420号 (ぶり類、まだい、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦地先

イ 点の位置

基点A 小串穴の口から海岸沿い北へ50メートルのところ

(北緯34度21分6.475秒、東経134度10分56.442秒の点)

// B 蜂ヶ浦北端

// C 灯籠鼻南端

// D 志度港一文字防波堤東端から真東へ100メートルのところ

(北緯34度19分32.894秒、東経134度10分41.985秒の点)

// E 高松市牟礼町房前鼻

// F 高松市牟礼町金比羅山高頂

// G 高松市庵治町高島高頂

点 イ CからE見通し線上Cから150メートルのところ

// ロ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度21分0秒、東経134度10分37秒の点)

// ハ AからF見通し線上Aから400メートルのところ

(北緯34度21分4秒、東経134度10分41秒の点)

// ニ AからF見通し線上Aから125メートルのところ

(北緯34度21分6秒、東経134度10分52秒の点)

// ホ BからF見通し線とイからニ見通し線との交差点

(北緯34度21分1秒、東経134度10分52秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄

## 公示番号 区第421号（まだい、その他魚類）

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町大町地先

イ 点の位置

基点A さぬき市蜂ヶ浦船揚場北端

〃 B さぬき市小串高頂

〃 C さぬき市穴子海岸北端

〃 D 志度港一文字防波堤東端

〃 E さぬき市地藏寺

〃 F 房前鼻東端

〃 G 川東防波堤基部

〃 H 牟礼港川西埋立地南東端

〃 I 金山防波堤突端

点 イ HからB見通し線上Hから150メートルのところ

(北緯34度20分29秒、東経134度9分21秒の点)

〃 ロ HからB見通し線とIからD見通し線との交差点

(北緯34度20分35秒、東経134度9分47秒の点)

〃 ハ HからB見通し線上口からHへ100メートルのところ

〃 ニ FからA見通し線とIからD見通し線との交差点

(北緯34度20分21秒、東経134度9分59秒の点)

〃 ホ FからA見通し線上ニからFへ100メートルのところ

(北緯34度20分19秒、東経134度9分56秒の点)

〃 ヘ GからC見通し線とハからホ見通し線との交差点

(北緯34度20分28秒、東経134度9分48秒の点)

〃 ト GからC見通し線とイからE見通し線との交差点

(北緯34度20分23秒、東経134度9分27秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニホ、ホへ、へト、トイの6直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市牟礼町

公示番号 区第422号（まだい、とらふぐ、その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町葛原地先

イ 点の位置

基点A 松ヶ鼻防砂堤突端

〃 B マブノ鼻

〃 C さぬき市大串崎南の高頂（137メートル）

〃 D さぬき市猿子島高頂

点 イ AからD見通し線上Aから170メートルのところ

（北緯34度21分17秒、東経134度9分43秒の点）

〃 ロ BからC見通し線上Bから270メートルのところ

（北緯34度21分32秒、東経134度9分42秒の点）

〃 ハ BからC見通し線上ロからCへ250メートルのところ

（北緯34度21分32秒、東経134度9分52秒の点）

〃 ニ AからD見通し線上イからDへ250メートルのところ

（北緯34度21分16秒、東経134度9分52秒の点）

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第423号 (ぶり類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町マブノ鼻地先

イ 点の位置

基点A マブノ鼻

〃 B 高尻海水浴場北防波堤突端

〃 C さぬき市大串崎北の高頂南の高 (109メートル)

〃 D さぬき市大串南の高頂 (137メートル)

点 イ AからD見通し線上Aから220メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 33 秒、東経 134 度 9 分 40 秒の点)

〃 ロ BからC見通し線上Bから250メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上ロからCへ200メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線上イからDへ200メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 32 秒、東経 134 度 9 分 48 秒の点)

〃 ホ ロからイ見通し線上ロから200メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 45 秒、東経 134 度 9 分 40 秒の点)

〃 ヘ ハからニ見通し線上ハから200メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 44 秒、東経 134 度 9 分 48 秒の点)

ウ 漁場の区域 イホ、ホへ、へニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	10月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

公示番号 区第424号 (ぶり類、まだい、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先

イ 点の位置

基点A 高尻田中の防砂堤突端

〃 B 生の国南鼻

〃 C さぬき市大串崎北の高頂北の高 (旧大串温泉南端)

(北緯 34 度 21 分 55.623 秒、東経 134 度 12 分 28.326 秒の点)

〃 D さぬき市大串南の高頂 (137メートル)

点 イ AからD見通し線上Aから450メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 38 秒、東経 134 度 9 分 50 秒の点)

〃 ロ BからC見通し線上Bから450メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 59 秒、東経 134 度 9 分 46 秒の点)

〃 ハ BからC見通し線上ロからCへ250メートルのところ

(北緯 34 度 21 分 59 秒、東経 134 度 9 分 56 秒の点)

〃 ニ AからD見通し線上イからDへ250メートルのところ

(北緯34度21分37秒、東経134度10分0秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から10月20日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町



公示番号 区第425号 (ぶり類、まだい、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島港地先

イ 点の位置

基点A 弁天島西端

〃 B 大島港北防波堤基部

〃 C 重岩

〃 D 屋島長崎鼻北端

〃 E 女木島中の高頂 (187メートル)

〃 F 矢竹島南端

〃 G 土庄町小豊島高頂 (133メートル)

点 イ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点

(北緯34度24分29秒、東経134度6分7秒の点)

〃 ロ AからC見通し線上イからCへ225メートルのところ

(北緯34度24分22秒、東経134度6分6秒の点)

〃 ハ ロからE見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度24分21秒、東経134度5分58秒の点)

〃 ニ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度24分30秒、東経134度6分1秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第426号 (ぶり類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 石島北端

〃 B 矢竹島西端

〃 C 矢竹島東端

〃 D 土庄町豊島東端

〃 E 女木島中の高頂 (187メートル)

〃 F 女木島南の高頂 (216メートル)

点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから430メートルのところ

〃 ハ Eからロ見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点  
(北緯34度24分25秒、東経134度5分58秒の点)

〃 ニ Fからイ見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点  
(北緯34度24分17秒、東経134度5分58秒の点)

〃 ホ イからF見通し線上イから150メートルのところ  
(北緯34度24分13秒、東経134度5分47秒の点)

〃 ヘ ロからE見通し線上ロから150メートルのところ  
(北緯34度24分23秒、東経134度5分47秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第427号（ぶり類、まだい、とらふぐ、その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町城鼻地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 相引川尻中央点

(北緯 34 度 21 分 34.129 秒、東経 134 度 7 分 11.633 秒の点)

〃 C 屋島台頂北端 (北嶺北端)

〃 D 屋島長崎鼻北端

〃 E 女木島北端

〃 F 大島アバギの鼻西端

〃 G 大島東端

〃 H 御殿山根太鼻

〃 I 御殿山高頂 (88メートル) 南側の小高

〃 J 江ノ浦埋立地西側護岸北角

〃 K 庵治漁港沖防波堤突端

〃 L 庵治漁港一文字防波堤北灯台

点 イ AからJ見通し線とEからL見通し線との交差点

〃 ロ AからJ見通し線上Aから400メートルのところ

〃 ハ BからF見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ニ BからF見通し線とDからK見通し線との交差点

〃 ホ CからI見通し線とDからK見通し線との交差点

(北緯 34 度 23 分 14 秒、東経 134 度 6 分 49 秒の点)

〃 ヘ DからK見通し線上ニからKへ70メートルのところ

(北緯 34 度 23 分 11 秒、東経 134 度 6 分 24 秒の点)

〃 ト CからI見通し線上ハからIへ70メートルのところ

(北緯 34 度 23 分 2 秒、東経 134 度 6 分 29 秒の点)

〃 チ ロからト見通し線上ロから100メートルのところ

(北緯 34 度 22 分 53 秒、東経 134 度 7 分 3 秒の点)

〃 リ EからL見通し線上イからEへ100メートルのところ

(北緯 34 度 23 分 16 秒、東経 134 度 7 分 13 秒の点)

〃 ヌ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ル Hからヌ見通し線とEからL見通し線との交差点

〃 ヲ EからL見通し線上ルからEへ110メートルのところ

(北緯 34 度 23 分 23 秒、東経 134 度 6 分 53 秒の点)

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チリ、リヲ、ヲホの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年2月10日まで

- (3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (5) 条件
  - ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
  - ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (6) 関係地区 高松市庵治町

公示番号 区第428号 (まだい、その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北西部地先

イ 点の位置

基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻 (旧防砂堤跡)

〃 B 庵治町ハジキ鼻

〃 C 屋島台頂北端 (北嶺北端)

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ

〃 ホ ハからイ見通し線上ハから245メートルのところ

(北緯34度22分39秒、東経134度6分11秒の点)

〃 ヘ ニからロ見通し線上ニから245メートルのところ

(北緯34度22分42秒、東経134度6分19秒の点)

〃 ト イからハ見通し線上イから350メートルのところ

(北緯34度22分29秒、東経134度6分21秒の点)

〃 チ ロからニ見通し線上ロから350メートルのところ

(北緯34度22分33秒、東経134度6分28秒の点)

ウ 漁場の区域 ホへ、へチ、チト、トホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第429号 (ぶり類・まだい・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町城ヶ島西地先

イ 点の位置

基点A 橘漁港東防波堤基部

〃 B 城ヶ島西端

〃 C 城ヶ島高頂

〃 D Bから海岸線沿い南へ150メートルのところ

(北緯34度29分24.808秒、東経134度21分10.481秒の点)

〃 E 橘、坂手境界(笠ヶ鼻)

(北緯34度28分39.588秒、東経134度21分12.947秒の点)

〃 F 橘漁港東防波堤突端

点 イ AからC見通し線とBからE見通し線の交差点

(北緯34度29分28秒、東経134度21分9秒の点)

〃 ロ AからC見通し線上イからAへ100メートルのところ

(北緯34度29分28秒、東経134度21分5秒の点)

〃 ハ DからF見通し線とBからE見通し線の交差点

(北緯34度29分25秒、東経134度21分9秒の点)

〃 ニ DからF見通し線上ハからFへ100メートルのところ

(北緯34度29分24秒、東経134度21分5秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町橘

公示番号 区第430号 (ぶり類・まだい・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻南の高頂

〃 B 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ  
(北緯34度22分49.636秒、東経134度5分53.92秒の点)

〃 C 相引川尻中央点  
(北緯34度21分34.129秒、東経134度7分11.633秒の点)

〃 D 庵治町丸山大西鼻南西端

〃 E 庵治町皇神鼻

〃 F 庵治町兜島西端

〃 G 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 H 男木島南の高頂 (185メートル)

点 イ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線とDからH見通し線との交差点

〃 ハ AからE見通し線上イからAへ50メートルのところ

〃 ニ CからG見通し線と平行にハから南へ50メートルのところ  
(北緯34度23分4秒、東経134度6分22秒の点)

〃 ホ CからG見通し線と平行にハから北へ250メートルのところ  
(北緯34度23分13秒、東経134度6分18秒の点)

〃 ヘ ホからロ見通し延長線上ロから100メートルのところ  
(北緯34度23分7秒、東経134度6分3秒の点)

〃 ト AからE見通し線と平行にニから西へ400メートルのところ  
(北緯34度23分0秒、東経134度6分8秒の点)

ウ 漁場の区域 ニホ、ホヘ、ヘト、トニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第431号（ぶり類・まだい・その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内南地先

イ 点の位置

基点A 屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 B 庵治町御殿山高頂南側の小高（88メートル）

〃 C 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上最大高潮時海岸線からBへ100メートルのところ  
（北緯34度22分47秒、東経134度6分4秒の点）

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ  
（北緯34度22分50秒、東経134度6分9秒の点）

〃 ハ AからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ100メートルのところ

〃 ニ AからC見通し線上ハからCへ150メートルのところ

〃 ホ イからハ見通し延長線上ハから150メートルのところ  
（北緯34度22分42秒、東経134度6分11秒の点）

〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから150メートルのところ  
（北緯34度22分44秒、東経134度6分16秒の点）

ウ 漁場の区域 イロ、ロへ、へホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町



公示番号 区第432号（ぶり類・まだい・その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北地先

イ 点の位置

基点A 屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 B 長崎鼻港北防波堤基部

〃 C 女木島北端

〃 D 庵治町大島南東端

〃 E 庵治町御殿鼻

〃 F 庵治町丸山大西鼻南西端

点 イ AからE見通し線上と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ イからE見通し線上イから190メートルのところ  
(北緯34度22分52秒、東経134度6分3秒の点)

〃 ニ イからE見通し線上イから270メートルのところ  
(北緯34度22分54秒、東経134度6分5秒の点)

〃 ホ ロからB見通し線上ロから50メートルのところ  
(北緯34度23分1秒、東経134度5分47秒の点)

〃 ヘ ロからD見通し線上ロから30メートルのところ  
(北緯34度23分3秒、東経134度5分48秒の点)

ウ 漁場の区域 ハホ、ホへ、へニ、ニハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

公示番号 区第433号 (ぶり類・まだい・とらふぐ・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町芋谷地先

イ 点の位置

基点A 魚戸南鼻から海岸沿い北へ50メートルのところ  
(北緯34度24分20.994秒、東経134度3分23.306秒の点)

〃 B 土庄町豊島カイカキ埼

〃 C 庵治町矢竹島南端

〃 D 庵治町大島アバギの鼻高頂

〃 E 芋谷用水路南端

点 イ AからC見通し線上Aから375メートルのところ  
(北緯34度24分22秒、東経134度3分38秒の点)

〃 ロ AからC見通し線上Aから200メートルのところ  
(北緯34度24分21秒、東経134度3分31秒の点)

〃 ハ EからD見通し線上Eから250メートルのところ  
(北緯34度24分0秒、東経134度3分32秒の点)

〃 ニ EからD見通し線上Eから300メートルのところ  
(北緯34度24分0秒、東経134度3分34秒の点)

〃 ホ EからD見通し線上Eから400メートルのところ

〃 ヘ ホからイ見通し線とニからB見通し線との交差点  
(北緯34度24分8秒、東経134度3分38秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニヘ、ヘイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市女木町

公示番号 区第434号 (その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂東防波堤地先

イ 点の位置

基点A 消防学校前防波堤突端

〃 B 大槌山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから280メートルのところ

(北緯34度22分10秒、東経133度58分3秒の点)

〃 ロ AからB見通し線上イから150メートルのところ

(北緯34度22分14秒、東経133度57分59秒の点)

〃 ハ AからB見通し線と直角にロから西へ200メートルのところ

(北緯34度22分10秒、東経133度57分53秒の点)

〃 ニ AからB見通し線と直角にイから西へ200メートルのところ

(北緯34度22分6秒、東経133度57分57秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 高松市生島町・亀水町

公示番号 区第435号（ぶり類・その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島鞍掛地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臈島東端

〃 B 井島地藏鼻南端

〃 C 井島鞍掛ノ鼻南西端

〃 D 向島北端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

(北緯34度28分48秒、東経134度0分58秒の点)

ウ 漁場の区域 Bイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第436号 (ぶり類・まだい・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島長浜地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臈島東端

〃 B 岡山県玉野市稻荷鼻南東端

〃 C 井島ヘラガ崎西端

〃 D 井島ナカ鼻西端

〃 E 井島地藏鼻西端から海岸沿い北へ250メートルのところ (石切場北端下)  
(北緯34度29分0.683秒、東経134度0分53.949秒の点)

〃 F 井島鞍掛ノ鼻南西端

〃 G 向島北端

〃 H ハコ島東端

点 イ AからF見通し線とDからH見通し線との交差点  
(北緯34度29分1秒、東経134度0分27秒の点)

〃 ロ DからH見通し線とBからC見通し延長線との交差点  
(北緯34度29分8秒、東経134度0分33秒の点)

〃 ハ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点  
(北緯34度28分53秒、東経134度0分46秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロE、Eハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第437号 (ぶり類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島出鼻地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市蛭子島高頂

// B 井島ヘラガ崎西端

// C 井島団子山高頂 (157メートル)

// D 井島ナカ鼻西端

// E 向島荒崎鼻東端

// F 向島荒崎鼻高頂

// G 家島高頂

// H 京ノ上臈島東の北端

点 イ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度29分41秒、東経134度0分28秒の点)

// ロ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度29分8秒、東経134度0分31秒の点)

// ハ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点  
(北緯34度29分5秒、東経134度0分25秒の点)

// ニ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度29分41秒、東経134度0分24秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第438号 (ぶり類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町向島大福浦地先

イ 点の位置

基点A 向島北端

〃 B Aから海岸沿い南へ100メートルのところ  
(北緯34度28分20.705秒、東経134度0分16.784秒の点)

〃 C 向島荒崎鼻

〃 D 井島ヘラガ崎西端

〃 E ハコ島北端

点 イ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ロ Aからイ見通し線とCからE見通し線との交差点  
(北緯34度28分21秒、東経134度0分29秒の点)

ウ 漁場の区域 Aロ、ロC、CBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第439号 (ぶり類・まだい・とらふぐ・さけ類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町旧家島塩田地先

イ 点の位置

基点A 井島ナカ鼻西端

〃 B 家島南端

〃 C 向島ナカ鼻西端

〃 D 向島南西端

〃 E 直島港本村地区防波堤東屈曲部 (古波止基部)

〃 F 吉野石膏株式会社南側高頂

〃 G 安野島南西端

〃 H 局島南端

〃 I 家島白石

〃 J 家島白石鼻浜根

点 イ AからB見通し延長線とCからJ見通し線との交差点  
(北緯34度28分12秒、東経133度59分48秒の点)

〃 ロ AからB見通し延長線とDからG見通し線との交差点  
(北緯34度28分5秒、東経133度59分42秒の点)

〃 ハ DからG見通し線とEからH見通し線との交差点  
(北緯34度28分14秒、東経133度59分34秒の点)

〃 ニ EからH見通し線とFからI見通し線との交差点  
(北緯34度28分23秒、東経133度59分30秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニI、IJ、JIの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町



公示番号 区第440号 (ぶり類・まだい・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町家島西地先

イ 点の位置

基点A 家島白石鼻西端

〃 B 家島山の神鼻西端

〃 C 重石ノ鼻高頂 (86メートル)

〃 D 三菱マテリアル株式会社直島精錬所煙突

点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度28分28秒、東経133度59分29秒の点)

〃 ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

(北緯34度28分37秒、東経133度59分26秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第441号 (ぶり類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町家島北地先

イ 点の位置

基点A 寺島早崎北端

〃 B 局島南端

〃 C 井島ヘラガ崎西端

〃 D 井島ナカ鼻西端

〃 E ハコ島北端

〃 F ハコ島中央 (北側南端)

〃 G 家島ミヤマ尻鼻

〃 H Gから海岸沿い南へ100メートルのところ

(北緯34度28分39.028秒、東経133度59分44.65秒の点)

点 イ AからB見通し延長線とDからG見通し線との交差点

(北緯34度28分45秒、東経133度59分48秒の点)

〃 ロ AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点

(北緯34度28分43秒、東経134度0分6秒の点)

ウ 漁場の区域 Gイ、イロ、ロE、FHの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第442号 (ぶり類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町局島西地先

イ 点の位置

基点A 局島イチジク鼻西端

〃 B 局島南端

〃 C 下島南端

〃 D 上島南端

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度29分1秒、東経133度59分18秒の点)

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

(北緯34度28分48秒、東経133度59分18秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第443号 (ぶり類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島西地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臈島西鼻

〃 B 京ノ上臈島中鼻

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第444号 (ぶり類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島北地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臈島東の北端

// B 京ノ上臈島北東の高頂

// C 京ノ上臈島北西の高頂

// D 京ノ上臈島西の北端

// E 杵島南西端

// F 杵島南東端

// G 喜兵衛島東端

// H 岡山県玉野市後閑神社 (八幡宮)

点 イ BからC見通し線と東側の最大高潮時海岸線との交差点

// ロ BからC見通し線と西側の最大高潮時海岸線との交差点

// ハ DからG見通し線とEからF見通し延長線との交差点

(北緯34度29分44秒、東経133度58分44秒の点)

// ニ AからH見通し線とEからF見通し延長線との交差点

(北緯34度29分43秒、東経133度59分1秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、Dハ、ハニ、ニAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第445号 (とらふぐ・さけ類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町喜兵衛島北地先

イ 点の位置

基点A 喜兵衛島北東部高頂

〃 B 喜兵衛島西の北端

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

(北緯34度22分25秒、東経133度58分10秒の点)

ウ 漁場の区域 イからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第446号 (ぶり類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町牛ヶ首島東地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ首島中央の高頂 (49メートル)

// B 一軒屋鼻東端

// C 大ハタゴ島南端

// D 一ツ石

// E 岡山県玉野市投石

// F 丸山北東端

// G 丸山南西端

// H アナジ鼻東端

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点  
(北緯34度30分38秒、東経133度58分29秒の点)

// ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点  
(北緯34度30分40秒、東経133度58分39秒の点)

// ハ EからH見通し線とCからF見通し線との交差点  
(北緯34度30分27秒、東経133度58分43秒の点)

// ニ EからH見通し線とBからG見通し線との交差点  
(北緯34度30分25秒、東経133度58分36秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町

公示番号 区第447号 (ぶり類・まだい・とらふぐ・さけ類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町牛ヶ首島西地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ首島北西端

〃 B 牛ヶ首島南西端

〃 C 直島獅子渡ノ鼻高頂

〃 D 岡山県玉野市モロ礁北端

〃 E 岡山県玉野市前丁場タヌキ山高頂 (92メートル)

点 イ AからE見通し線上Aから100メートルのところ

(北緯34度30分36秒、東経133度58分5秒の点)

〃 ロ BからD見通し線とCからイ見通し線との交差点

(北緯34度30分15秒、東経133度58分5秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 香川郡直島町



公示番号 区第448号（ぶり類・まだい・さけ類・とらふぐ・その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町木沢沖

イ 点の位置

基点A オリーブ水産株式会社埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱

〃 B Aから真方位37度55分728メートルのところに設置したコンクリート標柱

〃 C 大崎鼻（高松市、坂出市境界）

〃 D 高松市小槌島高頂

〃 E 王越町大崎山高頂（231メートル）

〃 F 王越町宮ノ鼻

〃 G 岡山県玉野市宮田山高頂（122メートル）

〃 H オリーブ水産株式会社養殖場南防砂堤突端

〃 I 高松市小槌島西端

点 イ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ロ FからE見通し線上Fから500メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線とIからH見通し線との交差点  
（北緯34度23分12秒、東経133度55分21秒の点）

〃 ニ イからロ見通し線とAからG見通し線との交差点  
（北緯34度23分5秒、東経133度55分12秒の点）

〃 ホ Aから真方位348度25分186メートルのところ  
（北緯34度22分52秒、東経133度55分14秒の点）

〃 ヘ Aから真方位0度30分360メートルのところ  
（北緯34度22分57秒、東経133度55分15秒の点）

〃 ト Aから真方位13度00分510メートルのところ  
（北緯34度23分2秒、東経133度55分20秒の点）

〃 チ Aから真方位25度30分612メートルのところ  
（北緯34度23分4秒、東経133度55分26秒の点）

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チB、Bハの7直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市王越町

公示番号 区第449号（ぶり類・まだい・さけ類・とらふぐ・その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町木沢地先

イ 点の位置

基点A オリーブ水産株式会社埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱

〃 B Aから真方位37度55分728メートルのところに設置したコンクリート標柱

点 イ Aから真方位348度25分186メートルのところ

(北緯34度22分52秒、東経133度55分14秒の点)

〃 ロ Aから真方位0度30分360メートルのところ

(北緯34度22分57秒、東経133度55分15秒の点)

〃 ハ Aから真方位13度00分510メートルのところ

(北緯34度23分2秒、東経133度55分20秒の点)

〃 ニ Aから真方位25度30分612メートルのところ

(北緯34度23分4秒、東経133度55分26秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニBの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市王越町

公示番号 区第450号 (ぶり類・まだい・さけ類・とらふぐ・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町乃生地先

イ 点の位置

基点A 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 B 旧乃生塩田防砂堤基部より突端へ30メートルのところ  
(北緯34度22分42.511秒、東経133度54分22.172秒の点)

〃 C 旧乃生塩田北護岸東角から護岸沿い西へ100メートルのところ  
(北緯34度22分41.443秒、東経133度54分20.98秒の点)

〃 D 乃生海岸南防砂堤突端

〃 E 乃生海岸北防砂堤突端

〃 F 旧乃生塩田北護岸西角より護岸沿い東へ200メートルのところ  
(北緯34度22分40秒、東経133度54分8秒の点)

〃 G 岡山県玉野市新割山高頂 (234メートル)

〃 H 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

点 イ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度22分50秒、東経133度54分21秒の点)

〃 ロ AからE見通し線とFからG見通し線との交差点  
(北緯34度22分48秒、東経133度54分6秒の点)

〃 ハ DからB見通し線とCからH見通し線との交差点  
(北緯34度22分42秒、東経133度54分21秒の点)

〃 ニ DからB見通し線とFからG見通し線との交差点  
(北緯34度22分42秒、東経133度54分8秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市王越町

公示番号 区第451号 (ぶり類・まだい・とらふぐ・さけ類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島東地先

イ 点の位置

基点A 沙弥島北端

〃 B 沙弥島天狗岩

〃 C 番ノ州埋立地北西護岸西角

〃 D 丸亀市本島町亀山鼻

点 イ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線とAからイ見通し線との交差点

(北緯34度21分8秒、東経133度49分20秒の点)

ウ 漁場の区域 Aロ、ロBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 区第452号 (ぶり類・まだい・とらふぐ・さけ類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市与島東地先

イ 点の位置

基点A 与島長崎鼻北端

〃 B 小与島北端

〃 C 小与島北端から海岸線沿い西へ130メートルのところ

(北緯34度23分41.254秒、東経133度49分41.296秒の点)

〃 D 荒神島ニザエモン鼻南東端

〃 E DからC見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 F 与島長崎鼻北端から海岸線沿い南へ50メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから220メートルのところ

(北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点)

〃 ロ EからC見通し線上Eから200メートルのところ

(北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点)

〃 ハ EからC見通し線上Eから50メートルのところ

(北緯34度25分3秒、東経133度48分33秒の点)

〃 ニ Fからイ見通し線上Fから50メートルのところ

(北緯34度25分2秒、東経133度48分31秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 区第453号 (ぶり類・まだい・とらふぐ・さけ類・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒漁港地先

イ 点の位置

基点A 岩黒漁港北防波堤基部

〃 B 岩黒漁港北防波堤突端から基部へ40メートルのところ

(北緯34度24分19.86秒、東経133度48分43.068秒の点)

〃 C 高松市小槌島北端

〃 D 高松市大槌島南端

点 イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ

(北緯34度24分25秒、東経133度48分46秒の点)

〃 ロ AからD見通し線上Aから200メートルのところ

(北緯34度24分26秒、東経133度48分52秒の点)

〃 ハ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

(北緯34度24分19秒、東経133度48分49秒の点)

〃 ニ BからC見通し線上Bから30メートルのところ

(北緯34度24分20秒、東経133度48分48秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

公示番号 区第454号（ぶり類・まだい・とらふぐ・さけ類・その他魚類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ100メートルのところ

(北緯34度25分3.839秒、東経133度48分30.511秒の点)

// B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ50メートルのところ

(北緯34度25分2.221秒、東経133度48分30.651秒の点)

// C 岡山県釜島高頂

// D 岡山県釜島南端

点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ

(北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点)

// ロ AからC見通し線上Aから70メートルのところ

(北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点)

// ハ BからD見通し線上Bから70メートルのところ

(北緯34度25分2秒、東経133度48分33秒の点)

// ニ BからD見通し線上Bから20メートルのところ

(北緯34度25分2秒、東経133度48分31秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

## 公示番号 区第455号 (その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町向島地先

イ 点の位置

基点A 向島東端

〃 B 坂出市羽佐島南端

〃 C モジガ鼻北東端

〃 D 向島南西端

点 イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点

(北緯34度23分54秒、東経133度47分30秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 丸亀市本島町



公示番号 区第456号 (ぶり類・まだい・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先

イ 点の位置

基点A 福田東護岸北端

〃 B フクベ鼻北端

〃 C 岡山県六口島南端

〃 D タコツボ鼻北端

〃 E 大浦地区護岸北端

〃 F 大浦墓地防砂堤東側基部

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点  
(北緯34度23分33秒、東経133度45分51秒の点)

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点  
(北緯34度23分59秒、東経133度45分57秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 丸亀市本島町

## 公示番号 区第457号（まだい・さけ類・その他魚類）

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町堀江港地先

イ 点の位置

基点A 堀江八幡宮

〃 B 蛭子港1号防波堤基部

〃 C 蛭子港1号防波堤突端

〃 D 丸亀市広島町王頭山（ドンドロ山）高頂（312メートル）

〃 E 丸亀市広島町波節岩灯標

〃 F 堀江港東防波堤基部

点 イ FからE見通し線とBからC見通し延長線との交差点  
（北緯34度16分58秒、東経133度45分17秒の点）

〃 ロ AからD見通し線とBからC見通し延長線との交差点  
（北緯34度16分55秒、東経133度45分12秒の点）

〃 ハ AからD見通し線上ロからDへ300メートルのところ  
（北緯34度17分4秒、東経133度45分7秒の点）

〃 ニ FからE見通し線上イからEへ300メートルのところ  
（北緯34度17分6秒、東経133度45分11秒の点）

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町（多度津町漁業協同組合の地区に限る）

## 公示番号 区第458号（まだい・さけ類・その他魚類）

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町蛭子港地先

イ 点の位置

基点A 丸亀市広島町波節岩灯標

〃 B 丸亀市昭和町埋立地西護岸屈曲部から南へ護岸沿い156メートルのところ  
(北緯34度17分28秒、東経133度46分5秒の点)

〃 C 蛭子港3号防波堤基部から護岸沿い北東へ55メートルのところ  
(北緯34度16分49秒、東経133度45分14秒の点)

〃 D 蛭子港1号防波堤基部

〃 E 蛭子港1号防波堤突端

〃 F 多度津造船株式会社中央倉庫南東端

点 イ FからB見通し線と護岸との交差点

〃 ロ FからB見通し線上イからBへ50メートルのところ  
(北緯34度17分0秒、東経133度44分56秒の点)

〃 ハ FからB見通し線とCからA見通し線との交差点  
(北緯34度17分4秒、東経133度45分4秒の点)

〃 ニ DからE見通し延長線とCからA見通し線との交差点  
(北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点)

ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハニ、ニEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

### (5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町（多度津町漁業協同組合の地区に限る）

## 公示番号 区第459号 (その他魚類)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町蛭子港防波堤地先

イ 点の位置

基点A 蛭子港3号防波堤基部から護岸沿い北東へ55メートルのところ

(北緯34度16分48.669秒、東経133度45分13.568秒の点)

// B 蛭子港2号防波堤突端

// C Bから基部へ101メートルのところ

(北緯34度16分49.545秒、東経133度45分6.831秒の点)

// D 蛭子港1号防波堤基部

// E 蛭子港1号防波堤突端

// F 丸亀市広島町波節岩灯標

点 イ AからF見通し線とDからE見通し延長線との交差点

(北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点)

// ロ Bからイ見通し線上Bから20メートルのところ

(北緯34度16分50秒、東経133度45分11秒の点)

// ハ CからE見通し線上Cから10メートルのところ

(北緯34度16分50秒、東経133度45分7秒の点)

// ニ DからE見通し延長線上Eから10メートルのところ

(北緯34度16分52秒、東経133度45分6秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町(多度津町漁業協同組合の地区に限る)

公示番号 区第460号 (まだい・さけ類・とらふぐ・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見浦地先

イ 点の位置

基点A 高見港浦地区南防波堤突端

〃 B 高見港浜地区北防波堤突端

〃 C 多度津町高見島研修センター北端

〃 D 高見港浜地区旧北防波堤基部

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ  
(北緯34度18分38秒、東経133度40分59秒の点)

〃 ロ BからA見通し線上Bから100メートルのところ  
(北緯34度18分33秒、東経133度40分57秒の点)

〃 ハ Dからロ見通し延長線上ロから300メートルのところ  
(北緯34度18分33秒、東経133度41分8秒の点)

〃 ニ Cからイ見通し延長線上イから300メートルのところ  
(北緯34度18分35秒、東経133度41分10秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 仲多度郡多度津町高見

公示番号 区第461号 (ぶり類・まだい・とらふぐ・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町志々島横尾地先

イ 点の位置

基点A 宮城鼻南端

〃 B 高谷鼻北端

〃 C 志々島西端

〃 D 塩生山高頂 (140メートル)

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ  
(北緯34度15分60秒、東経133度40分41秒の点)

〃 ロ CからD見通し線上Cから380メートルのところ  
(北緯34度16分2秒、東経133度40分9秒の点)

〃 ハ CからD見通し線上Cから580メートルのところ  
(北緯34度15分56秒、東経133度40分7秒の点)

〃 ニ AからB見通し線上Aから300メートルのところ  
(北緯34度15分53秒、東経133度40分40秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町志々島

公示番号 区第462号 (まだい・とらふぐ・その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町粟島馬城地先

イ 点の位置

基点A 城山高頂

// B 天神山高頂

// C 馬城埋立地護岸東端 (北緯34度16分10.849秒、東経133度38分20.852秒の点)

// D ヤマンバシ防砂堤突端 (北緯34度16分15.235秒、東経133度38分34.733秒の点)

// E 紫谷山高頂

// F 不天丸岩 (北緯34度16分9.723秒、東経133度38分47.36秒の点)

// G 志々島南端

// H 妙見山高頂

// I 伊砂子鼻東端

点 イ BからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点  
(北緯34度16分10秒、東経133度38分6秒の点)

// ロ AからG見通し線とBからH見通し線との交差点  
(北緯34度15分58秒、東経133度38分9秒の点)

// ハ DからF見通し線とEからI見通し線との交差点  
(北緯34度16分11秒、東経133度38分45秒の点)

// ニ ハからH見通し線とAからG見通し線との交差点  
(北緯34度15分59秒、東経133度38分45秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハD、DCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町粟島

公示番号 区第463号 (その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町生里ジノクチ地先

イ 点の位置

基点A 三豊市漁業協同組合三崎出張所事務所北端

〃 B 生里漁港1防波堤砂止突端

〃 C 生里漁港1防波堤砂止基部

〃 D 愛媛県越智郡魚島町南端

〃 E 生里漁港第3防波堤突端 (北緯34度15分3.014秒、東経133度34分34.594秒の点)

〃 F 生里漁港第3防波堤突端から基部へ60メートルのところ  
(北緯34度15分3.702秒、東経133度34分36.788秒の点)

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点  
(北緯34度14分59秒、東経133度34分39秒の点)

〃 ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点  
(北緯34度14分58秒、東経133度34分36秒の点)

ウ 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町生里



## 公示番号 区第464号 (その他魚類)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜鴨の越地先

イ 点の位置

基点A 鴨の越護岸中央昇降口

// B 西三ツ岩

// C 名部戸中水門

// D 家ノ浦水門

// E 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

// F 丸山島南端

// G 丸山島大岩 (北緯34度13分7.944秒、東経133度36分37.442秒の点)

点 イ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度13分9秒、東経133度36分41秒の点)

// ロ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点

(北緯34度13分10秒、東経133度36分46秒の点)

// ハ BからE見通し線とFからD見通し線との交差点

(北緯34度12分57秒、東経133度36分45秒の点)

// ニ AからE見通し線とFからD見通し線との交差点

(北緯34度12分58秒、東経133度36分40秒の点)

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市詫間町大浜

公示番号 区第465号 (その他魚類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町大蔦島地先

イ 点の位置

基点A 岩井戸

〃 B 天神山北端

〃 C 仁尾港A地区護岸南西角

〃 D 小蔦島東端

〃 E 蔦島海水浴場南端角

〃 F 大蔦島大鳥居

〃 G 大蔦島帆解崎防波堤基部 (北緯34度12分12.596秒、東経133度37分40.608秒の点)

〃 H 大蔦島帆解崎防波堤突端 (北緯34度12分13.817秒、東経133度37分40.885秒の点)

点 イ AからD見通し線とHからB見通し線との交差点  
(北緯34度12分14秒、東経133度37分43秒の点)

〃 ロ AからD見通し線とFからC見通し線との交差点  
(北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点)

〃 ハ FからC見通し線とEからG見通し線との交差点  
(北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点)

〃 ニ BからH見通し線上イからHへ50メートルのところ  
(北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点)

〃 ホ AからD見通し線と平行にニから南へ80メートルのところ  
(北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点)

〃 ヘ AからD見通し線上イからDへ66メートルのところ  
(北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点)

ウ 漁場の区域 Hニ、ニホ、ホヘ、ヘロ、ロハ、ハGの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 三豊市仁尾町

## 公示番号 定第1号 (定置)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分6, 200メートルのところ

イ 点の位置

基点A 安戸池北口

(北緯34度14分38.8秒、東経134度23分50.814秒の点)

点 イ Aから真方位26度45分6, 200メートルのところ

〃 ロ Aから真方位26度45分5, 100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ

(北緯34度17分13秒、東経134度25分6秒の点)

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ

(北緯34度17分44秒、東経134度25分26秒の点)

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ

(北緯34度17分31秒、東経134度25分57秒の点)

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

(北緯34度16分59秒、東経134度25分38秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

### (4) 条件

船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 公示番号 定第2号 (定置)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分5, 100メートルのところ

イ 点の位置

基点A 安戸池北口

(北緯34度14分38.8秒、東経134度23分50.814秒の点)

点 イ Aから真方位26度45分5, 100メートルのところ

〃 ロ Aから真方位26度45分4, 000メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ

(北緯34度16分41秒、東経134度24分47秒の点)

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ

(北緯34度17分13秒、東経134度25分6秒の点)

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ

(北緯34度16分59秒、東経134度25分38秒の点)

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

(北緯34度16分28秒、東経134度25分18秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

### (4) 条件

船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## 公示番号 定第3号 (定置)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市旧誉水村、丹生村境界から真方位25度45分7,500メートルのところ

イ 点の位置

基点A 旧誉水村、丹生村境界

点 イ Aから真方位25度45分7,500メートルのところ

〃 ロ Aから真方位25度45分6,400メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ  
(北緯34度19分9秒、東経134度20分59秒の点)

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ  
(北緯34度19分41秒、東経134度21分18秒の点)

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ  
(北緯34度19分29秒、東経134度21分49秒の点)

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ  
(北緯34度18分57秒、東経134度21分30秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

### (4) 条件

ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

イ 共第307号桝網漁業権行使権者と協調のうえ操業しなければならない。

## 公示番号 定第4号 (定置)

### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市丸亀島高頂から真方位36度45分5, 200メートルのところ

イ 点の位置

基点A 東かがわ市丸亀島高頂

点 イ Aから真方位36度45分5, 200メートルのところ

〃 ロ Aから真方位36度45分4, 100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ  
(北緯34度19分8秒、東経134度20分49秒の点)

〃 ニ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ  
(北緯34度18分39秒、東経134度20分23秒の点)

〃 ホ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ  
(北緯34度18分57秒、東経134度19分55秒の点)

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ  
(北緯34度19分25秒、東経134度20分21秒の点)

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

### (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

### (4) 条件

ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

イ 共第307号柵網漁業権行使権者と協調のうえ操業しなければならない。